

学 歌

快活に



1. お う よ う た と う - げ ん か い の ふ か き に
 2. か が く の お の の - い っ せ ん に し せ う の
 3. と も は - あ つ ま り さ ん ず れ ど そ う き ゅ う



ま さ る ち を さ ぐ り あ け ほ の き よ き - し ょ う ぎ ん
 ま し ん び う ち く だ き あ ぐ せ い の わ ざ を - げ ん ず べ と
 も ゆ る ほ く ち く に き ず く - ぶ ん か の き ん じ と



の た - か き り そ う を あ お ぎ つ つ こ こ ち ん
 き が ん は も ゆ る - よ う こ う ろ き よ じ ん の
 う ふ め つ の ち か い - た の も し や い で や -



ぜ い に - と り で し う て か が や く れ き し -
 あ い の - が く そ う に ら わ - か き が く と の
 す す ま ん あ ま か け る ほ う り ゅ う の は た -



い く せ い そ う か が や か し わ れ ら の れ き し
 い き た か し か が や か し わ れ ら の し め い
 か ぎ し つ か が や か し わ れ ら の あ ゆ み



た た え よ あ あ は え あ る ほ こ う -
 た た え よ あ あ は え あ る ほ こ う -
 た た え よ あ あ は え あ る ほ こ う -

平成 26 年度 学 年 曆 (工 学 部)

区 分	事 項	期 日 又 は 期 間
前 期	春季休業	4月1日(火)～4月8日(火)
	入学式	4月4日(金)
	新入生オリエンテーション	4月7日(月)、4月8日(火)
	前期授業期間	4月9日(水)～8月11日(月)
	学生定期健康診断	4月5日(土)、4月7日(月)、4月8日(火)
	開学記念日 (授業は開講)	5月28日(水)
	前期授業調整期間	7月22日(火)～7月24日(木)
	前期末試験	7月25日(金)～8月1日(金)
	夏季休業	8月12日(火)～9月15日(月)
	前期再授業期間	9月16日(火)～9月30日(火)
後 期	後期授業期間	10月1日(水)～2月20日(金)
	臨時休業	11月21日(金)
	第54回工大祭	11月22日(土)～11月23日(日)
	臨時休業	11月27日(木)～11月28日(金)
	推薦入試	11月27日(木)～11月28日(金)
	冬季休業	12月24日(水)～1月5日(月)
	臨時休業	1月16日(金)
	平成27年度大学入試センター試験	1月17日(土)～1月18日(日)
	後期授業調整期間	2月2日(月)～2月3日(火)
	後期末試験	2月4日(水)～2月13日(金)
	後期再授業期間	2月23日(月)～3月4日(水)
	臨時休業	2月24日(火)～2月25日(水) 3月11日(水)～3月12日(木)
学部卒業式・大学院学位記授与式	3月25日(水)	

平成 26 年度 学 年 曆 (情報工学部)

区 分	事 項	期 日 又 は 期 間
前 期	春季休業	4月1日(火)～4月7日(月)
	新入生オリエンテーション	4月3日(木)、4月7日(月)
	入学式	4月4日(金)
	前期授業期間	4月8日(火)～8月11日(月)
	学生定期健康診断	4月2日(水)～4月3日(木)、4月7日(月)
	開学記念日(授業は開講)	5月28日(水)
	前期授業調整期間	7月18日(金)～7月23日(水)
	前期末試験	7月24日(木)～8月4日(月)
	夏季休業	8月12日(火)～9月15日(月)
	前期再授業期間	9月16日(火)～9月26日(金)
後 期	後期授業期間	9月29日(月)～2月24日(火)
	臨時休業	11月21日(金)
	第54回工大祭	11月22日(土)～11月23日(日)
	臨時休業	11月26日(水)～11月28日(金)
	推薦入試	11月27日(木)～11月28日(金)
	冬季休業	12月24日(水)～1月5日(月)
	平成27年度大学入試センター試験	1月17日(土)～1月18日(日)
	後期授業調整期間	1月27日(火)～1月28日(水) 2月2日(月)～2月3日(火)
	後期末試験	2月4日(水)～2月12日(木)、2月16日(月)
	卒業論文発表会(授業は全て休講)	2月23日(月)
	臨時休業	2月25日(水)
	後期再授業期間	2月26日(木)～3月3日(火)
臨時休業	3月11日(水)～3月12日(木)	
学部卒業式・大学院学位記授与式	3月25日(水)	

目 次

九州工業大学のあゆみ	1
学科の変遷	3
組 織	7
九州工業大学学則	8
九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程	28

○工 学 部

I 九州工業大学工学部学修細則	32
1 人間科学科目履修課程表	
(1) 人間科学基礎科目	36
(2) 副専門人間科学科目	37
2 工学系総合科目履修課程表 (各学科共通)	38
3 工学系他分野科目履修課程表 (各学科共通)	39
4 工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表	
(1) 機械知能工学科	40
(2) 建設社会工学科	43
(3) 電気電子工学科	46
(4) 応用化学科	49
(5) マテリアル工学科	51
(6) 総合システム工学科	53
5 卒業要件 (第6条関係)	55
6 早期卒業科目 (第6条関係)	57
7 編入学生の単位の認定 (第13条関係)	57
8 4年次進級要件 (第14条第2項関係)	57
9 教職課程	61
II 修学上の注意事項	74
III 九州工業大学工学部学生の履修コースの専攻の決定に関する要項	82
IV 九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項	83
V 各種の資格等について	85
VI 九州工業大学工学部への移籍に関する取扱要項	95
VII 九州工業大学工学部における学科の移籍に関する取扱要項	98
VIII 教務情報システム (Live Campus) について	100

○情報工学部

1. 九州工業大学情報工学部学修細則	102
I 各学科共通履修課程表	
1 人間科学科目	
① 人文社会系	108
② 言語系	110
③ 健康・スポーツ科学系	112
④ 認定科目	112
2 総合科目	112
3 情報科目	112
4 早期卒業科目	112

II 各学科別履修課程表

1 知能情報工学科	113
2 電子情報工学科	115
3 システム創成情報工学科	117
4 機械情報工学科	119
5 生命情報工学科	121
3年次編入学生関係履修課程表	124
卒業要件及び進級要件	135
教職課程	143
IIIF プログラム	155
2. 修学上の注意事項について	164
3. LiveCampus（教務情報システム・教務ポータルシステム）について	169
4. 各種の資格等について	172
5. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項	174
6. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項（追試験）に係る運用について	177
7. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項	178
8. 九州工業大学情報工学部の移籍に関する取扱要項	180

○両学部共通

1. 諸願届及び手続きについて	184
2. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ	194
3. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー	196
4. 九州工業大学の学生等個人情報の取扱い	197
5. 九州工業大学情報システム利用規程	200
6. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	205
7. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて	209
8. 入学前の既修得単位等の取扱いについて	209
9. 九州工業大学再入学規程	211
10. 九州工業大学学生交流に関する規則	214
11. 九州工業大学研究生規則	218
12. 九州工業大学聴講生規則	219
13. 九州工業大学科目等履修生規則	220
14. 九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則	221
15. 九州工業大学附属図書館利用規程	222
16. 九州工業大学附属図書館利用細則	225
17. 九州工業大学附属図書館文献複写規程	228
18. 授業料未納者への督促時期について	230
19. 九州工業大学建物配置図	231
20. カレンダー	242

九州工業大学のあゆみ

1907	明40.	7. 23	私立明治専門学校設立認可
1909	明42.	4. 1	開校式挙行(4年制)第1回入学者57名
		5. 28	第1回開学記念式を行い5月28日を開学記念日と定める
1910	明43.	11. 3	責善会(校友会)発足
1913	大2.	3. 14	卒業生に明治専門学校工学士称号付与
		3. 23	第1回卒業証書授与式挙行(卒業生44名)
1915	大4.	11. 14	明専学士会(同窓会組織)発足
1917	大6.	5. 29	中華民国(現中華人民共和国)留学生7名を予科生として入学許可
1921	大10.	3. 30	官立明治専門学校となる(4年制)
1929	昭4.	1. 1	同窓会を改称し明専会となる
1931	昭6.	3. 3	校旗制定式挙行(山中武夫氏作品大13年機械卒)
1933	昭8.	5. 27	校歌制定式挙行(作詞西条八十・作曲堀内敬三)
1944	昭19.	4. 1	明治工業専門学校と改称(修業年限を改正し3年制となる)
1949	昭24.	5. 31	九州工業大学設置
		7. 4	九州工業大学第1回入学式挙行
		10. 28	九州工業大学開学式・明治工業専門学校創立40周年記念式挙行
1951	昭26.	3. 31	明治工業専門学校廃止
		4. 1	九州工業大学短期大学部併設(夜間3年制)
1952	昭27.	4. 1	工業教員養成課程設置
1953	昭28.	3. 9	第1回九州工業大学卒業式挙行(卒業生112名)
1954	昭29.	4. 1	工学専攻科設置
		4. 1	教職課程認定
1959	昭34.	4. 1	工学部第二部設置(夜間5年制)
		5. 4	明専会社団法人設置認可
		11. 2	開学50周年記念式典挙行
1961	昭36.	3. 31	九州工業大学短期大学部廃止
1965	昭40.	3. 31	工学専攻科廃止
		4. 1	大学院工学研究科修士課程設置 開発土木工学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・金属工学専攻・ 工業化学専攻・制御工学専攻
		5. 10	第1回大学院工学研究科入学式挙行
1972	昭47.	5. 1	工学部附属粉体工学実験施設設置
1974	昭49.	4. 11	工学部附属情報処理教育センター設置
1976	昭51.	5. 10	保健管理センター設置
1981	昭56.	4. 1	情報工学系学部創設準備調査室設置
1983	昭58.	4. 1	情報工学系学部創設準備室設置
1984	昭59.	11. 4	開学75周年記念式典挙行
1986	昭61.	10. 1	情報工学部設置
1987	昭62.	4. 1	情報工学部知能情報工学科・電子情報工学科学学生受入開始
		5. 21	情報科学センター設置
		5. 21	工学部附属情報処理教育センター廃止
		8. 28	情報工学部開校記念式典挙行
		9. 11	情報工学部飯塚キャンパス授業開始
1988	昭63.	3. 31	工業教員養成課程廃止
		4. 1	大学院工学研究科博士課程設置(前期課程・後期課程) 設計生産工学専攻・電気工学専攻・物質工学専攻
		4. 1	工学部学科改組(昼間コース・夜間主コース) 設計生産工学科・電気工学科・物質工学科
		4. 1	情報工学部制御システム工学科・機械システム工学科学学生受入開始
		4. 8	工学部附属粉体工学実験施設廃止
		4. 26	第1回大学院工学研究科博士課程入学式挙行
1989	平元.	4. 1	情報工学部生物化学システム工学科学学生受入開始
		5. 29	地域共同研究センター設置
1990	平2.	6. 8	マイクロ化総合技術センター設置
1991	平3.	4. 1	大学院情報工学研究科修士課程設置 情報科学専攻・情報システム専攻
1993	平5.	4. 1	大学院情報工学研究科博士課程設置(前期課程・後期課程) 情報科学専攻・情報システム専攻

		4. 1	機器分析センター設置
1995	平7.	11. 1	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー設置
1997	平9.	4. 1	工学部設計生産工学科改組 機械知能工学科(昼間コース・夜間主コース)・建設社会工学科(昼間コース)
2000	平12.	4. 1	大学院生命体工学研究科博士課程設置(前期課程・後期課程) 生体機能専攻・脳情報専攻
2001	平13.	4. 1 4. 1	大学院生命体工学研究科学生受入開始 大学院工学研究科博士課程(設計生産工学専攻の改組) 機械知能工学専攻・建設社会工学専攻
2002	平14.	4. 1 4. 4	大学院情報工学研究科博士課程(独立専攻の設置) 情報創成工学専攻 環境科学センター設置
2003	平15.	4. 1	大学院工学研究科博士課程(独立専攻の設置) 機能システム創成工学専攻
2004	平16.	4. 1 4. 1 4. 1 12. 1 12. 1 12. 1 12. 1	九州工業大学は国立大学法人九州工業大学により設置された国立大学となる 情報工学部学科改称 システム創成情報工学科・機械情報工学科・生命情報工学科 ヒューマンライフIT 開発センター設置 宇宙環境技術研究センター設置 ネットワークデザイン研究センター設置 先端金型センター設置 バイオマイクロセンシング技術研究センター設置
2005	平17.	11. 2 12. 7	理数教育支援センター設置 エコタウン実証研究センター設置
2006	平18.	3. 31 4. 1 9. 30 10. 1 10. 27	環境科学センター廃止 工学部夜間主コース募集停止 地域共同研究センター廃止 産学連携推進センター設置 情報通信技術教育センター設置
2007	平19.	4. 1 4. 20	環境マネジメントセンター設置 先端エコフットイング技術研究開発センター設置
2008	平20.	4. 1 4. 1 4. 1	大学院工学府(博士前期課程・後期課程)(工学研究科の改組) 大学院情報工学府(博士前期課程・後期課程)(情報工学研究科の改組) 工学部学科改組 機械知能工学科・建設社会工学科・電気電子工学科 応用化学科・マテリアル工学科・総合システム工学科
2009	平21.	3. 31 4. 1 5. 28	サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー廃止 ヒューマンライフIT 開発センター改組、産学連携推進センター若松分室転換 開学 100 周年記念式典挙行
2010	平22.	3. 31 7. 7	情報通信技術教育センター廃止 宇宙環境技術研究センターを宇宙環境技術ラボラトリーに改称
2011	平23.	4. 1 9. 7	学習教育センター設置 若手研究者フロンティア研究アカデミー設置
2012	平24.	4. 1 4. 1 4. 1 5. 2 9. 1 9. 1	環境マネジメントセンター廃止 グリーンイノベーション実践教育研究センター設置 バイオメディカルインフォマティクス研究開発センター設置 次世代パワーエレクトロニクス研究センター設置 イノベーション推進機構設置 リサーチ・アドミニストレーション・センター設置
2013	平25.	4. 1 4. 1 4. 1 4. 1	社会ロボット具現化センター設置 情報基盤機構設置 ディペンダブル集積システム研究センター設置 MSSC(海外教育研究拠点)設置
2014	平26.	4. 1 平26. 4. 1	大学院工学府改組 (博士後期課程) 工学専攻 大学院情報工学府改組 (博士前期課程) 先端情報工学専攻・学際情報工学専攻・情報創成工学専攻 (博士後期課程) 情報工学専攻 大学院生命体工学研究科改組 (博士前期課程) 生体機能応用工学専攻・人間知能システム工学専攻 (博士後期課程) 生命体工学専攻 教育高度化推進機構設置

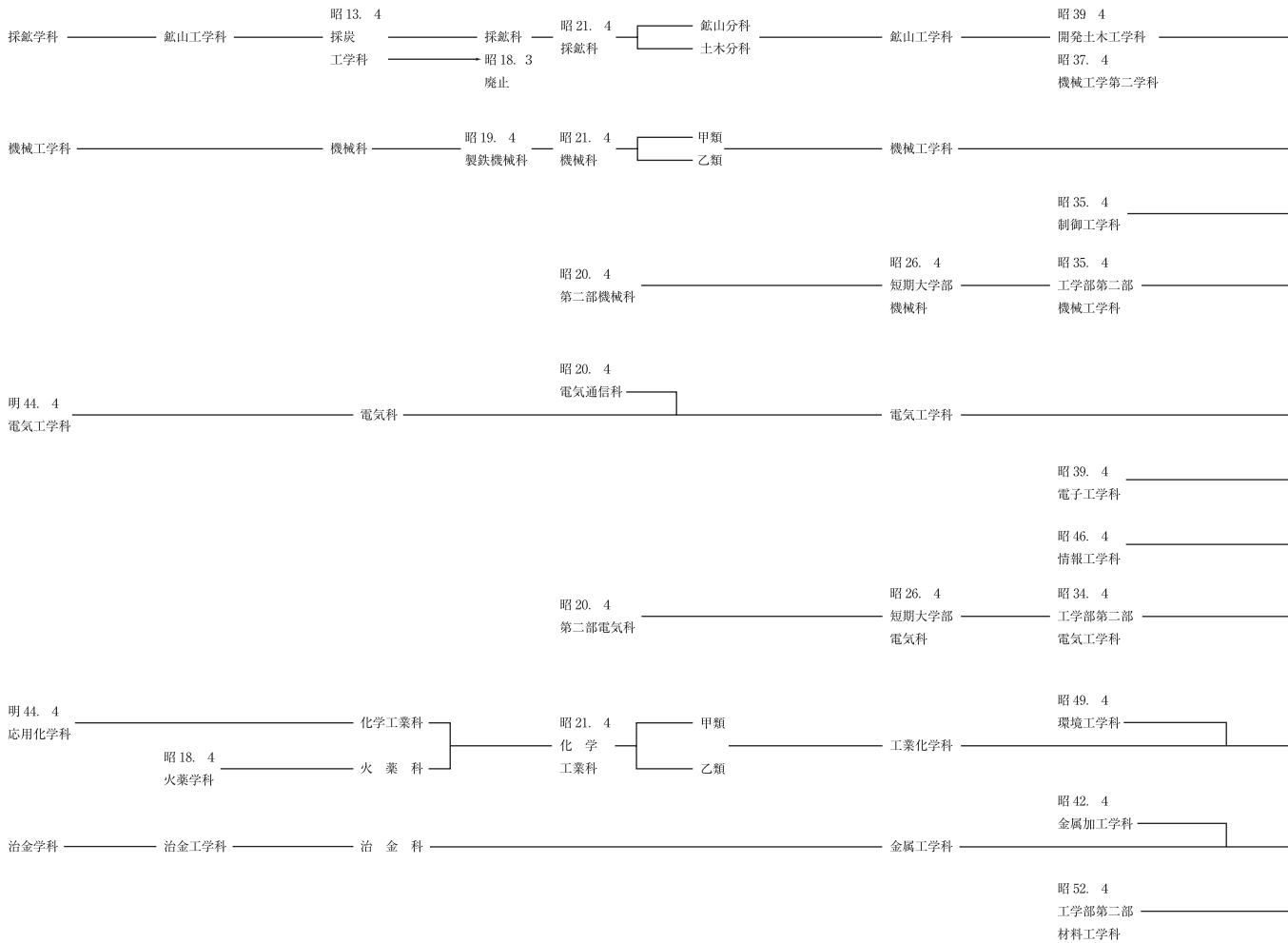
学科の変遷

明治 42.4.1
**私立明治
 専門学校**

大正 10.3.30
**官立明治
 専門学校**

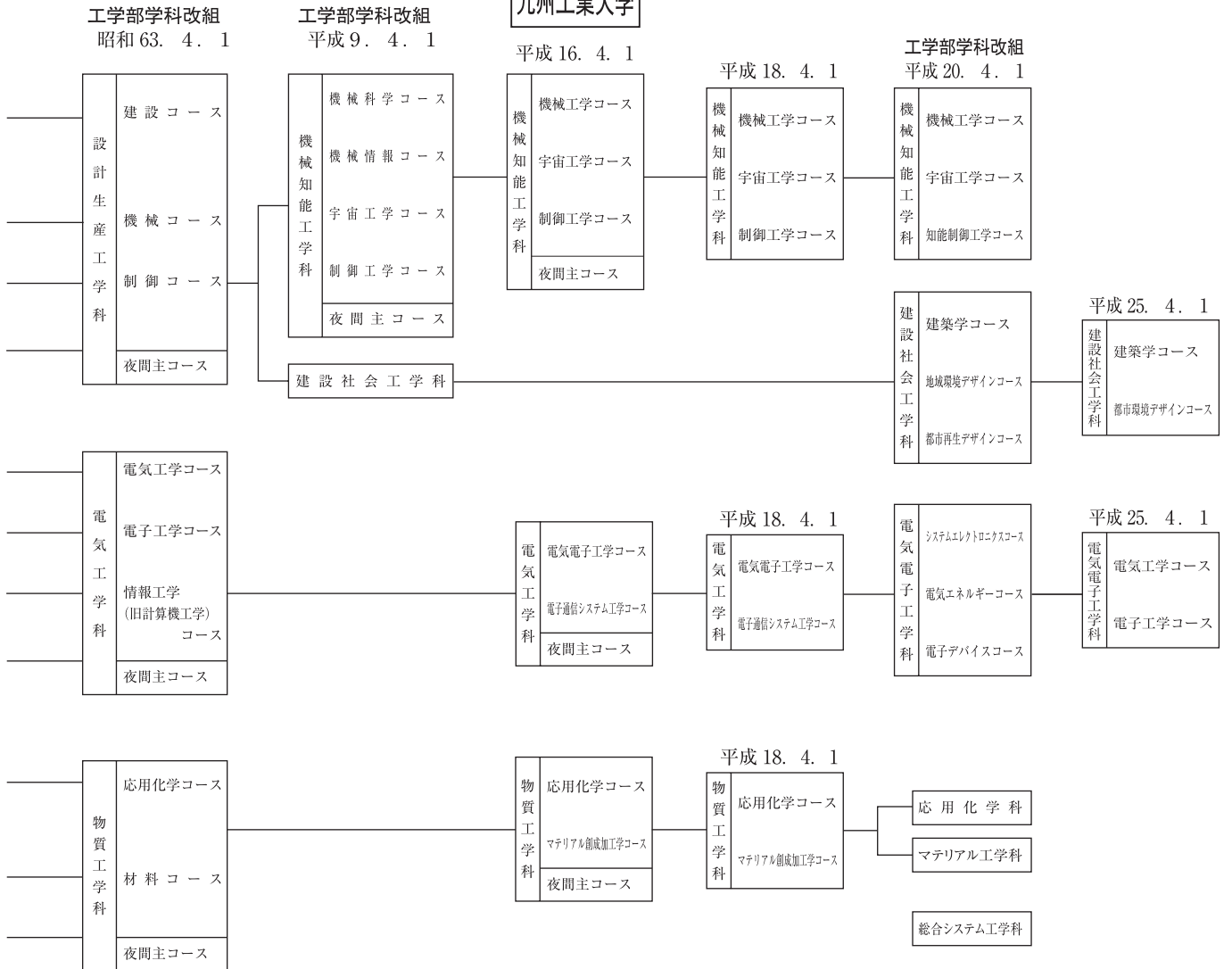
昭和 19.4.1
**明治工業
 専門学校**

昭和 24.5.31
**九州工業
 大 学**



昭和 61.10.1
情報工学部設置

平成16.4.1
**国立大学法人
九州工業大学**



昭和62.4
知能情報工学科

昭和62.4
電子情報工学科

昭和63.4
制御システム工学科

システム創成情報工学科

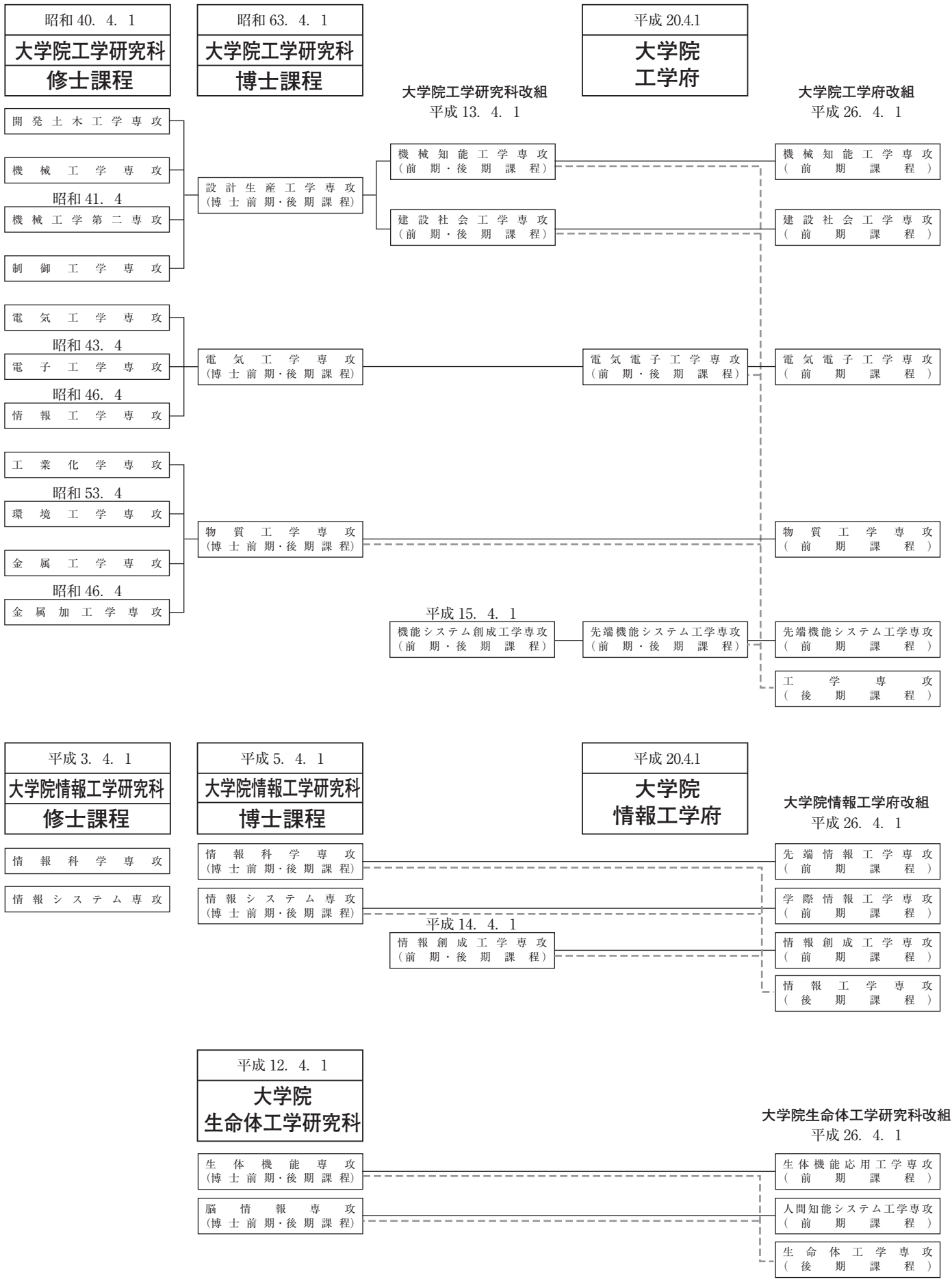
昭和63.4
機械システム工学科

機械情報工学科

平成元.4
生物化学システム工学科

生命情報工学科

**情報工学部学科名変更
平成16.4.1**



歴代の総裁・校長・学長

【総 裁】

私立明治専門学校

学 位	氏 名	在職期間
理学博士	山 川 健次郎	明40年 6月～大10年 4月

【校 長】

私立明治専門学校

(校長心得)	松 本 健次郎	明42年 4月～明42年 9月
工学博士	的 場 中	明42年 9月～大10年 4月

官立明治専門学校

工学博士	的 場 中	大10年 4月～大11年 7月
理 学 士	大 場 成 実	大11年 7月～大15年 4月
理 学 士	友 田 鎮 三	大15年 5月～昭 8年 1月
工 学 士	中 川 維 則	昭8年 1月～昭16年 9月
工 学 士	松 浦 晴 男	昭16年 9月～昭19年 3月

官立明治工業専門学校

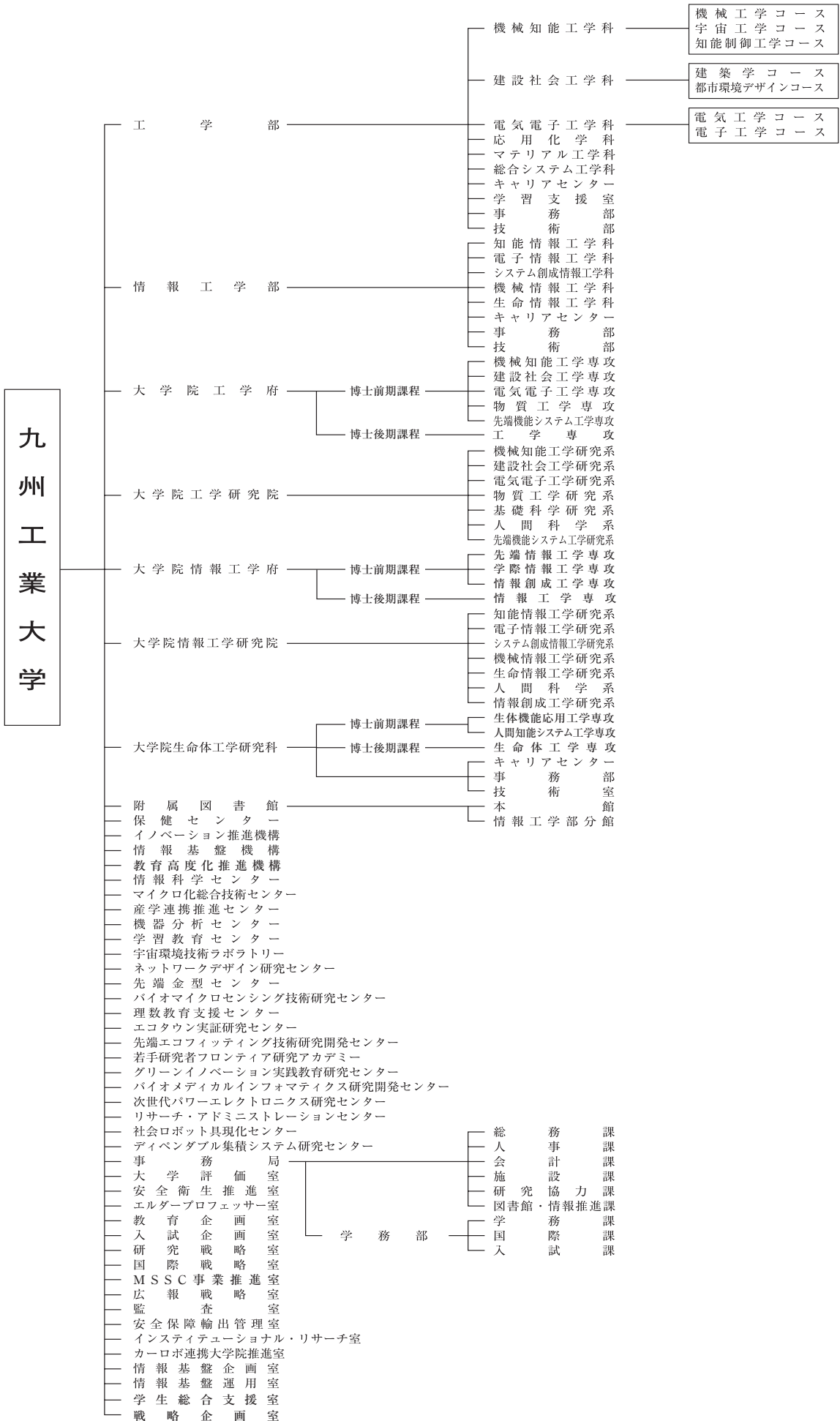
工学博士	清 水 勤 二	昭19年 4月～昭20年10月
工 学 士	北 沢 忠 男	昭20年11月～昭23年 8月
工 学 士	白 井 武	昭23年 8月～昭24年 5月

【学 長】

国立九州工業大学

工学博士	安 藤 一 雄	昭24年 5月～昭28年 9月
工学博士	嘉 村 平 八	昭28年10月～昭36年 9月
理学博士	妻 木 徳 一	昭36年10月～昭44年 9月
工学博士	葛 西 泰二郎	昭44年10月～昭48年 9月
工学博士	許 斐 貢	昭48年10月～昭52年 9月
工学博士	浅 原 照 三	昭52年10月～昭56年 9月
工学博士	井 上 順 吉	昭56年10月～昭62年 9月
工学博士	迎 静 雄	昭62年10月～平 5年 9月
工学博士	細 川 邦 典	平5年 10月～平11年 9月
理学博士	宮 里 達 郎	平11年10月～平15年 9月
工学博士	下 村 輝 夫	平15年10月～平22年 3月
工学博士	松 永 守 央	平22年 4月～

組 織



○九州工業大学学則

〔平成19年3月27日〕
九工大学則第1号

改正 平成19年12月26日九工大学則第2号
平成20年4月1日九工大学則第1号
平成22年12月1日九工大学則第1号
平成23年6月1日九工大学則第1号
平成23年9月7日九工大学則第2号
平成23年10月5日九工大学則第3号
平成24年12月5日九工大学則第1号
平成26年1月16日九工大学則第1号

目 次

第1章 大学

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 構成（第2条）
- 第3節 学生定員（第4条）
- 第4節 学年，学期及び休業日（第5条－第7条）
- 第5節 修業年限，在学期間，教育課程，履修方法等（第8条－第15条）
- 第6節 入学，退学及び休学等（第16条－第29条）
- 第7節 卒業及び学位（第30条－第32条）
- 第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，短期訪問学生及び外国人留学生（第33条－第37条）

第2章 大学院

- 第1節 目的（第38条）
- 第2節 構成（第39条－第40条の2）
- 第3節 学生定員（第41条）
- 第4節 学年，学期及び休業日（第42条）
- 第5節 修業年限，在学期間，教育課程，履修方法等（第43条－第57条）
- 第6節 入学，退学及び休学等（第58条－第68条）
- 第7節 修了及び学位（第69条－第72条）
- 第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生，短期訪問学生及び外国人留学生（第73条－第78条）

第3章 授業料，入学料及び検定料（第79条－第86条）

第4章 賞罰（第87条・第88条）

第5章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設（第89条）

第6章 特別の課程（第90条）

第7章 公開講座（第91条）

第8章 雑則（第92条）

附則

第1章 大学

第1節 目的

(大学の目的)

第1条 九州工業大学（以下「本学」という。）は、工学に係る専門の学芸を教授研究するとともに、開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」、すなわち、幅広く深い教養及び総合的な判断力並びに豊かな人間性を涵養し、科学・技術に精通した有為な人材の養成を通じて、文化の向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部を置く。

(1) 工学部

「ものづくり」を基盤とした工学系分野において、豊かな教養、技術者倫理及びコミュニケーション力を備え、科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し、国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。

(2) 情報工学部

情報を基軸とする科学技術分野において、高度な専門技術を身につけて情報化社会をリードし、国際的に通用する能力に加え、科学技術の進歩に対応できる基礎技術力を有し、先端的な技術開発を推進できる専門技術者の養成を目的とする。

2 学部に、次の学科を置く。

学 部	学 科
工学部	機械知能工学科
	建設社会工学科
	電気電子工学科
	応用化学科
	マテリアル工学科
	総合システム工学科
情報工学部	知能情報工学科
	電子情報工学科
	システム創成情報工学科
	機械情報工学科
	生命情報工学科

3 各学科の目的については、別に定める。

4 学部に、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第3条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	140	20	2,164
	建設社会工学科	80		
	電気電子工学科	130		
	応用化学科	70		
	マテリアル工学科	60		
	総合システム工学科	51		
	計	531		
情報工学部	知能情報工学科	88	10	372
	電子情報工学科	88	10	372
	システム創成情報工学科	78	10	332
	機械情報工学科	78	10	332
	生命情報工学科	78	10	332
	計	410	50	1,740
合計		941	70	3,904

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第7条 休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 開学記念日 5月28日
- (4) 春季休業日
- (5) 夏季休業日
- (6) 冬季休業日
- (7) 臨時休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、年ごとに定める。

3 臨時休業日は、その都度定める。

4 休業日であっても、授業等を行うことがある。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、編入学及び転入学した者は、個々に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

4 第22条の規定により再入学した者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第2項に定められた期間を超えることができない。

5 第35条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位

の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程、授業の方法等)

- 第9条 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。
 - 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
 - 4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
 - 5 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第3項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第4項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。
 - 7 教育課程、授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。

(単位)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の議を経て、学部長が単位数を定める。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 前条に規定する単位は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が与えるものとする。
- 3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、学部長が本学における授業科目の履修とみなし、単位

を与えることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の議を経て、学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、当該学部の教授会の議を経て、学部長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(他の大学等の単位の認定)

第15条 第13条から第14条までの規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位（編入学及び転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学者の選考)

第18条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

(入学の許可)

第19条 前条により選考された者で所定の手続きを行った者に入学を許可する。

2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第86条第1項に定める入学料の免除又は徴収猶予の申請を行った者に入学を許可する。

(入学の宣誓)

第20条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者

- (2) 大学を卒業した者又は法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (4) 外国において、前3号のいずれかに相当する課程を修了した者
- (5) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学部の教授会の議を経て、相当年次に再入学を許可することができる。

- (1) 第25条による退学者
- (2) 第29条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(転入学)

第23条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者が、当該大学の承認を得て、本学への転入学を願い出たときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(他の学部及び学科への移籍)

第24条 他の学部又は学科への移籍を願い出た者については、関係学部の教授会の議を経て、移籍を許可することができる。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の議を経て、学部長が定める。

(願い出による退学、転学)

第25条 退学、転学しようとするときは、願い出て許可を得なければならない。

(留学)

第26条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入することができる。

(休学、復学)

第27条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学部長の許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学部長の許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学部長は休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第28条 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て、これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第8条第2項及び第3項に規定する在学期間を満了して、なお卒業できない者

- (3) 第28条第1項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 第19条第2項に定める者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者
- 2 死亡した者は、当該学部の教授会に報告するとともに、これを除籍する。

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第30条 卒業の要件は、第8条に定める修業年限以上在学することのほか、別に定める。

(早期卒業の要件)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、本学の定める単位を優秀な成績で修得したものは、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定するもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第31条 本学の卒業の要件を満たす者に、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第32条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第33条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第34条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第35条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 他の大学又は高等専門学校（国内及び外国の相当の学校を含む。以下この項において「大学等」という。）の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第36条の2 他の大学又は外国の大学の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 目的

(大学院の目的)

第38条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、わが国の産業の発展と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学府及び研究科)

第39条 大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。

(1) 工学府

「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、グローバル社会で活躍する高度専門技術者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、工学部の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、並びに多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有する人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、複数分野の深い専門知識を有し、異分野を融合してイノベーションを創出でき、国際協働プロジェクトにおいてリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

(2) 情報工学府

コンピュータと情報システムを基盤とし、さまざまな産業分野や人間生活に資する高度な技術開発や創造性豊かな研究に携わる人材の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、情報科学・工学の知識を基礎とし、問題を発見し解決する能力及び論理的なコミュニケーション能力を身に付けた上で、各専門分野で活躍できる能力を有する人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、実践的な研究開発の経験に基づき、深い専門知識と高い志をもって自立して活躍できる能力を有する人材を養成する。

(3) 生命体工学研究科

分野融合型の先進的な研究及び分野横断型の教育を行い、社会と連携することにより、社会に対する深い理解と知識を持ち、実践的に活躍できる高度専門技術者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、現代社会のニーズである省資源、省エネルギー及び環境調和のための工学技術、並びに人間や社会を支える知能ロボット、知的情報システム、福祉システム等を実現するため、生物や人間の持つ機能・原理・構造を解明し、それらを工学的に実現・応用することを通し、人々と連携して新しい社会の創造に貢献できる能力を持つ人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図る能力を有する人材を養成する。

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	機械知能工学専攻	博士前期課程
	建設社会工学専攻	
	電気電子工学専攻	
	物質工学専攻	
	先端機能システム工学専攻	
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	先端情報工学専攻	博士前期課程
	学際情報工学専攻	
	情報創成工学専攻	
	情報工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	博士前期課程
	人間知能システム工学専攻	博士後期課程
	生命体工学専攻	

- 3 各専攻の目的については、別に定める。
- 4 学府等に、寄附講座を置くことができる。
- 5 寄附講座については、別に定める。

(研究院及び系)

第40条 大学院に、次の研究院を置く。

- (1) 工学研究院
- (2) 情報工学研究院

2 研究院に次の系を置く。

研究院	系
工学研究院	機械知能工学研究系
	建設社会工学研究系
	電気電子工学研究系
	物質工学研究系
	基礎科学研究系
	人間科学系
	先端機能システム工学研究系
情報工学研究院	知能情報工学研究系
	電子情報工学研究系
	システム創成情報工学研究系
	機械情報工学研究系
	生命情報工学研究系
	人間科学系
	情報創成工学研究系

(部門及び講座)

第40条の2 研究院の系に部門を、研究科の専攻に講座を置く。

2 部門及び講座に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 学生定員

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学府	機械知能工学専攻	78	156		
	建設社会工学専攻	39	78		
	電気電子工学専攻	59	118		
	物質工学専攻	51	102		
	先端機能システム工学専攻	34	68		
	工学専攻			17	51
	計	261	522	17	51
情報工学府	先端情報工学専攻	55	110		
	学際情報工学専攻	80	160		
	情報創成工学専攻	40	80		
	情報工学専攻			14	42
	計	175	350	14	42
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65	130		
	人間知能システム工学専攻	57	114		
	生命体工学専攻			36	108
	計	122	244	36	108
合計	558	1,116	67	201	

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第42条 大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第43条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、博士前期課程の標準修業年限は、2年を超えることがある。

4 第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

5 大学院の在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

6 前項の規定にかかわらず、第3項及び第4項並びに第62条の規定により入学を許可された者の在学期間は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

7 第45条の規定により長期履修を認められた者の在学期間は、第5項に規定する在学期間に博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を加えた期間を超えることができない。

8 第61条の規定により再入学を許可された者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第5項に定められた期間を超えることができない。

9 第75条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程の編成方針)

第44条 学府、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第45条 大学院において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その長期履修を認めることがある。

2 長期履修を認められた者は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

3 長期履修の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第46条 大学院に、教授又は研究指導を担当する教員を置く。

2 前項に規定する教員の資格に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第47条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

(授業の方法等)

第48条 授業は、第9条の規定を準用するほか、研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画

について、別に定める。

(単位)

第49条 大学院の授業科目の単位の計算方法は、第10条第1項の規定を準用する。(単位の授与)

第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。

2 前条に規定する単位は、当該学府等の教授会の議を経て、学府長又は研究科長(以下「学府長等」という。)が与えるものとする。

3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(学位論文及び最終試験)

第51条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験は、学府等の教授会が行う。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、学府等の教授会の議を経て、他の研究院、他の研究科、他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(教育方法の特例)

第52条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

(成績評価の基準等)

第53条 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、学府等ごとに定める。

(他の学府等における授業科目の履修)

第54条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学府等の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学府等の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第55条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学の大学院(以下「外国の大学院」という。)又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、学生に当該大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の議を経て、学府長等が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第56条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学、他の大学院(外国の大学院を含む。)及び国際連合大学において修得した単位(大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、当該学府等の教授会の議を経て、学府長等が大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の議を経て、学府長等が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(他の大学院等の単位の認定)

第57条 第55条及び第56条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、それぞれ10単位(転入学の場合を除く。)を超えないものとする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第58条 入学の時期は、第16条の規定を準用する。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い又は学期の途中に学生を入学させることがある。

(入学資格)

第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認められたもの
 - (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者
 - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(入学者の選考, 入学の許可及び入学の宣誓)

第60条 入学者の選考, 入学の許可及び入学の宣誓は, 第18条から第20条までの規定を準用する。

(再入学)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者で, 3年以内に同一分野の専攻に再入学を願い出たときは, 教育に支障のない限り, 当該学府又は研究科の教授会の議を経て, 再入学を許可することがある。

- (1) 第64条による退学者
- (2) 第68条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により, 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては, 当該学府等の教授会の議を経て, 学府長等が定める。

(転入学)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者が, 当該大学院の研究科長又は学長の承認を得て, 大学院の同一分野の専攻に転入学を願い出たときは, 選考の上, 転入学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
- (2) 我が国において, 外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(法第102条第1項に規定する者に限る。)及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の規定により, 転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては, 当該学府等の教授会の議を経て, 学府長等が定める。

(他の学府, 研究科及び専攻への移籍)

第63条 他の学府, 研究科及び専攻への移籍を願い出た者については, 関係学府等の教授会の議を経て, 移籍を許可することがある。

2 前項の規定により, 移籍を許可された者の履修方法等については, 別に定める。

(願い出による退学, 転学)

第64条 願い出による退学又は転学は, 第25条の規定を準用する。

(他の大学院等への留学等)

第65条 第55条の規定に基づき, 他の大学院における授業科目を履修しようとする者及び研究指導を受けようとする者並びに外国の大学院に留学しようとする者は, 学府長等の許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は, 第43条に規定する修業年限に算入することがある。

(休学, 復学)

第66条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず, 休学しようとする場合は, 学府長等の許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは, 学府長等の許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については, 学府長等は休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第67条 休学期間は, 1年以内とする。ただし, 特に必要と認めるときには, 1年に限り延長することを認めることがある。

2 休学期間は, 通算して, 博士前期課程にあつては2年を, 博士後期課程にあつては3年を, それぞれ超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず, 再入学した者の休学期間は, 別に定める。

4 休学期間は, 在学期間に算入しない。

(除籍)

第68条 次の各号の一に該当する者は, 当該学府等の教授会の議を経て, これを除籍する。

- (1) 授業料納付の義務を怠り, 督促してもなお納付しない者

- (2) 第43条第5項から第8項に規定する在学期間を満了して、なお修了できない者
 - (3) 第67条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者
 - (4) 成業の見込みがないと認められる者
 - (5) 第60条により第19条第2項の規定を準用された者で、納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者
- 2 死亡した者は、当該学府等の教授会に報告するとともに、これを除籍する。

第7節 修了及び学位

(博士前期課程の修了の要件)

第69条 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める場合は、当該標準修業年限）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第43条第2項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の要件)

第70条 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第43条第4項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程の在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者又は専門職学位の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第71条 博士前期課程の修了の要件を満たす者に、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程の修了の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

- 3 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第72条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第73条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第74条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第75条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第76条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第77条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようと志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第77条の2 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第78条 外国人留学生については、第37条の規定を準用する。

第3章 授業料、入学料及び検定料

(検定料等の額)

第79条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下「費用省令」という。）に定める標準額と同額とする。

2 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学料並びに授業料については、別に定める。

3 第45条の規定により長期履修を認められた者の授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第80条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2学期に分けて納付させる。

区分	納 期
前期	4月1日から4月30日まで
後期	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があれば、後期授業料については、前期授業料と合わせて納付させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があれば、入学年度の前期又は前期及び後期授業料については、入学を許可するときに納付させることができる。

(復学等の場合の授業料)

第81条 前期又は後期中途において、復学又は入学した者の授業料は、復学又は入学した月から当該学期末までの額を、復学又は入学した月に納付させる。ただし、第6条第2項の規定により、後期の開始日が10月1日前と

なる場合で、当該後期の開始日に復学又は入学するときは、復学又は入学当月の分を免除する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第82条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は、卒業する見込みの月までの額を納付させる。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第83条 前期又は後期中の途中で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該学期分を納付させる。

2 停学期間中の授業料は、納付させる。

(休学の場合の授業料)

第84条 第80条第1項に規定する授業料の納期期間(以下「納期期間」という。)前に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月(休学の開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学する月の前月までの額を免除する。

2 納期期間中に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月(休学の開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学する月の前月までの額を免除する。

3 休学を許可され、又は命ぜられた日が当該期の納期期間経過後の場合は、当該期の授業料全額を納めなければならない。

(既納の検定料等)

第85条 既納の検定料、入学料及び授業料は、次の各号の一に該当する場合を除き、還付しない。

(1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第4条に定める第2段階選抜標準額

(2) 第80条第2項の規定により授業料を納付した者が、前期中に、休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後期授業料

(3) 第80条第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき 前期又は前期及び後期授業料

(入学料及び授業料の免除又は徴収の猶予)

第86条 経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるときは、入学料の全額若しくは半額を免除又は徴収猶予することがある。

2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、又は、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は、授業料の全額若しくは半額を免除又は徴収を猶予することがある。

3 前2項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第4章 賞罰

(表彰)

第87条 優秀な学業成績を修め、又は模範となる行為のあった学生に対しては、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第88条 次の各号の一に該当する学生は、当該学部又は学府等の教授会の議を経て、懲戒する。

(1) 本学の規則に違反した者

(2) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設

(学寮，国際交流会館及び福利厚生施設)

第89条 本学に学寮，国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

2 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設の管理運営その他必要な事項は，別に定める。

第6章 特別の課程

(特別の課程)

第90条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することがある。

2 特別の課程に関し必要な事項は，別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第91条 社会人等の教養を高め，文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第8章 雑則

(その他)

第92条 この学則に定めるほか，必要な事項は別に定める。

附 則

1 この学則は，平成19年4月1日から施行する。

2 国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号）は，廃止する。

3 第4条の規定にかかわらず，工学部夜間主コース，情報工学部制御システム工学科，機械システム工学科及び生物化学システム工学科は，当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし，収容定員は，平成19年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学 科		収容定員	
		平成19年度	平成20年度
工学部	機械知能工学科	560	560
	夜間主コース	20	10
	建設社会工学科	292	292
	電気工学科	732	732
	夜間主コース	20	10
	物質工学科	616	616
	夜間主コース	20	10
計		2,260	2,230
情報工学部	知能情報工学科	372	372
	電子情報工学科	372	372
	システム創成情報工学科	332	332
	機械情報工学科	332	332
	生命情報工学科	332	332
	制御システム工学科		
	機械システム工学科		
生物化学システム工学科			
計		1,740	1,740
合 計		4,000	3,970

4 この学則の施行前に定められた本学の規則，規程及び細則等は，この学則により定められたものとみなす。

附 則

この学則は，平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部電気工学科、物質工学科及び工学部夜間主コースは、当該学科・コースの学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成22年度までは次のとおりとする。

学部	学 科	平成20年度			平成21年度			平成22年度			
		学 科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容 定員	学 科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容 定員	学 科 収容定員	第3年次 編入学 収容定員	収容 定員	
工学部	機械知能工学科	545	10	2,226	550	40	2,192	555	40	2,178	
	夜間主コース	10	20								
	建設社会工学科	299			306	313					
	電気工学科	549			366	183					
	夜間主コース	10									
	電気電子工学科	130			260	390					
	物質工学科	462			308	154					
	夜間主コース	10									
	応用化学科	70			140	210					
	マテリアル工学科	60			120	180					
	総合システム工学科	51			102	153					
	計	2,196		30	2,226	2,152	40	2,192	2,138	40	2,178
情報工学部	知能情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372	
	電子情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372	
	システム創成情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332	
	機械情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332	
	生命情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332	
		計	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740
	合計	3,836	130	3,966	3,792	140	3,932	3,778	140	3,918	

- 3 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学研究科及び情報工学研究科は、当該研究科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成21年度までは次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

専 攻		収容定員
		平成20年度
工学研究科	機械知能工学専攻	58
	建設社会工学専攻	29
	電気工学専攻	69
	物質工学専攻	46
	機能システム創成工学専攻	31
	計	233
工学府	機械知能工学専攻	78
	建設社会工学専攻	39
	電気電子工学専攻	59
	物質工学専攻	51
	先端機能システム工学専攻	34
	計	261
情報工学研究科	情報科学専攻	75
	情報システム専攻	48
	情報創成工学専攻	27
	計	150
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	31
	計	175
生命体工学研究科	生体機能専攻	121
	脳情報専攻	108
	計	229
	合計	1,048

(2) 博士後期課程

専攻		収容定員	
		平成20年度	平成21年度
工学研究科	機械知能工学専攻	6	3
	建設社会工学専攻	4	2
	電気工学専攻	14	7
	物質工学専攻	8	4
	機能システム創成工学専攻	26	13
	計	58	29
工学府	機械知能工学専攻	4	8
	建設社会工学専攻	2	4
	電気電子工学専攻	4	8
	物質工学専攻	4	8
	先端機能システム工学専攻	3	6
	計	17	34
情報工学研究科	情報科学専攻	24	12
	情報システム専攻	16	8
	情報創成工学専攻	16	8
	計	56	28
情報工学府	情報科学専攻	6	12
	情報システム専攻	4	8
	情報創成工学専攻	4	8
	計	14	28
生命体工学研究科	生体機能専攻	67	62
	脳情報専攻	61	56
	計	128	118
	合計	273	237

4 前2項の学生の教育課程及び履修方法等については、この学則に定めるもののほか、工学研究科にかかる事項は工学府教授会の、情報工学研究科にかかる事項は情報工学府教授会の議を経て定めるものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、第1号に定める学府又は研究科の課程及び専攻は、当該課程及び専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、当該課程及び専攻並びに改正後の専攻の収容定員は、平成26年度から平成27年度までは第2号及び第3号のとおりとする。

(1) 学府又は研究科の課程及び専攻

課程	学府又は研究科	専攻
博士前期課程	情報工学府	情報科学専攻
		情報システム専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻
		脳情報専攻
博士後期課程	工学府	機械知能工学専攻
		建設社会工学専攻
		電気電子工学専攻
		物質工学専攻
		先端機能システム工学専攻
	情報工学府	情報科学専攻
		情報システム専攻
		情報創成工学専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻
		脳情報専攻

(2) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成26年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	71
	先端情報工学専攻	55
	学際情報工学専攻	80
計	350	
生命体工学研究科	生体機能専攻	65
	脳情報専攻	57
	生体機能応用工学専攻	65
	人間知能システム工学専攻	57
計	244	
合計	1,116	

(3) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成26年度	平成27年度
工学府	機械知能工学専攻	8	4
	建設社会工学専攻	4	2
	電気電子工学専攻	8	4
	物質工学専攻	8	4
	先端機能システム工学専攻	6	3
	工学専攻	17	34
計	51	51	
情報工学府	情報科学専攻	12	6
	情報システム専攻	8	4
	情報創成工学専攻	8	4
	情報工学専攻	14	28
計	42	42	
生命体工学研究科	生体機能専攻	38	19
	脳情報専攻	34	17
	生命体工学専攻	36	72
計	108	108	
合計	201	201	

○九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

〔平成 25 年 3 月 5 日〕
九工大規程第 4 号

九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第 1 号）第 2 条第 3 項及び第39条第 3 項の規定に基づき、学部置く学科及び学府又は研究科に置く専攻における教育研究上の目的に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学科の目的)

第 2 条 各学科の目的は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(専攻の目的)

第 3 条 各専攻の目的は、別表第 2 に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

学 部	学 科	目 的
工 学 部	機械知能工学科	身の回りで起こる様々な自然現象を支配する原理や力学法則を理解し、その知識を活用して人類の幸福や地球・宇宙との共生に役立つ「もの」をつくることができ、また広い視野を持って時代の変化に柔軟に対応できる専門技術者を養成する。
	建設社会工学科	「豊かな生活空間の創造」、「都市と農山村の有機的結合」並びに「災害に強い社会基盤の建設及び維持管理」に関する知識・技術を習得し、社会基盤や建築等の施設と環境の調和を考慮して、安心と豊かさが実感できる国土及び安全で快適な構造物を創れる専門技術者を養成する。
	電気電子工学科	電気エネルギーの高度利用によって環境調和型社会の形成に貢献するため、次世代のエネルギー、デバイス及び電子システム化技術に通じた専門技術者を養成する。
	応用化学科	高度な機能を有する物質の設計と合成、材料の創製、及びこれらにかかわる高度生産技術の開発を通じて、先端技術の根幹を支える「応用化学」の基本を習得し、環境循環型未来社会に貢献できる専門技術者を養成する。
	マテリアル工学科	鉄鋼、合金、半導体、セラミックス、複合材料等「もの」の性能を決定するマテリアルの構造と性質を科学的に解明し、新しいマテリアルを設計・製造して応用展開する基盤技術、並びに高度な「ものづくり」を実現する金属加工技術の根幹を成す学問領域として、これらの材料の開発・加工・利用とともに、資源、リサイクル及びエネルギー問題にも取り組むことができる専門技術者を養成する。
	総合システム工学科	次世代産業をリードする先端分野において、数学、物理学及び情報科学に関する基礎学力並びに機械工学と電気電子工学を中心とする複数の専門分野に関する高度の知識と能力をもって、社会の要請を捉えてそれに応えられる「ものづくり」ができ、世界的な視点に立って先端分野の未来を切り拓くことができる専門技術者を養成する。
情報工学部	知能情報工学科	人工知能をはじめとする新しい情報処理を中心に、コンピュータサイエンスの基礎理論から要素技術、システム構築に至るまでを習得し、社会の様々な要求に応えることのできる専門技術者を養成する。
	電子情報工学科	エレクトロニクス、コンピュータ・LSI及びネットワーク・システムの3分野にまたがる学問領域について、基礎理論から実践力までをバランスよく学び、高度な情報化システムを創造できる新しい時代の専門技術者を養成する。
	システム創成情報工学科	情報科学を基盤としてシステム理論を身につけ、高度情報化社会を支える自然環境と人に優しい知的人工システムを創成できる、独創性と人間性に富んだ専門技術者を養成する。
	機械情報工学科	情報工学と機械工学の双方の基礎理論と応用技術を習得し、コンピュータとメカを融合した新しい機械情報技術を創出できる総合的な能力を身につけた専門技術者を養成する。
	生命情報工学科	情報技術を基盤としたライフサイエンスとバイオテクノロジーの推進、及び情報技術が不可欠となった医療、製薬、化学、食品、環境等の広義の生命系分野における活動に携わる、国際的に活躍できる専門技術者を養成する。

別表第2 (第3条関係)

学府等	課程の別	専攻	目的
工学府	博士前期課程	機械知能工学専攻	<p>人類の築いてきた知識及び経験をさらに発展させ、21世紀の循環型社会構築の要請に応えうる高機能、高性能及び高品質の工業製品の設計生産技術を確立することを目指し、機械工学、制御工学、知能工学及び宇宙工学の分野を中心とし、幅広い多様な教育・研究を通して、広い視野を有し、創造性、応用力及び挑戦力に富んだ高度な研究能力や技術開発能力を持つ人材を養成する。</p>
		建設社会工学専攻	<p>人が安全、安心、豊かさ及び潤いを実感できる社会・生活空間を創造し、持続していくことを目指し、建築学、地域環境デザイン及び都市再生デザインの分野を中心とし、幅広い多様な教育・研究を通して、広い視野を有し、高度な専門知識、研究能力及び技術開発能力を身につけた人材を養成する。</p>
		電気電子工学専攻	<p>半導体とソフトウェア技術を中心とした高度情報通信社会と環境に調和した高度エネルギー社会の発展に電気・電子工学という基盤分野からの貢献を目指し、高度な専門知識と技術によって社会的ニーズに応えることのできる人材を養成する。</p>
		物質工学専攻	<p>新機能物質の設計・構築に関する化学と材料科学を総合的に理解し、専門知識と高度な研究能力や技術開発能力、及び独創的な発想に基づいて新物質・新材料を創出し応用する「ものづくり」技術を有し、産業社会や環境社会に貢献できる人材を養成する。</p>
		先端機能システム工学専攻	<p>科学技術創造立国を支える先端的な学際融合分野において、常に活躍するための専門知識と能力を有し、社会の要請に柔軟に対応して時代を先導し、人類の発展に寄与する「高度なものづくり」ができる人材を養成する。</p>
	博士後期課程	工学専攻	<p>「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野における高度な知識を有し、その科学技術社会への波及効果を十分に理解していることに加え、複数の専門分野知識を身に付け、問題解決能力、独創力、創造性及び実践的技術者としての必要な資質を持ち、イノベーションを創出できる能力を有する人材を養成する。さらに、グローバル化する社会形態の中で、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を持ち、かつ、リーダーシップを発揮できる人材を養成する。</p>

学府等	課程の別	専攻	目的
情報工学府	博士前期課程	先端情報工学専攻	コンピュータサイエンスとICT技術を含めた、情報科学・情報工学の先端的な基盤開発による問題解決能力を有する高度情報技術者を養成する。
		学際情報工学専攻	境界領域・学際領域での応用問題に対し、情報科学・情報工学の基盤的成果の活用・展開による問題解決能力を有する高度情報技術者を養成する。
		情報創成工学専攻	情報化社会の急速な発展に伴い産業界で生じる様々な問題に対し、情報工学的手法による解決方法を創成し、新産業を創出していく能力を有する高度情報技術者を養成する。
	博士後期課程	情報工学専攻	情報科学・工学に関する高い専門性に基づいて、情報技術の発展に有用かつ先端的な基盤技術の開発や多様な分野の科学技術との融合により実在する種々の課題に対処できる革新的な情報システムの構築を行い、さらにIT技術の将来を先取りし社会の仕組みまでを変革するグローバルリーダーとなりうる専門技術者・研究者を養成する。
生命体工学 研究科	博士前期課程	生体機能応用工学専攻	生体の持つ省エネルギー性、高効率性、環境調和等の優れた機能を工学的に実現し、社会的問題を解決することのできる人材を養成する。
		人間知能システム工学専攻	人間知能の原理を知的システムや知能情報処理として工学的に実現し、産業界などへ貢献することを介して社会の諸問題を解決できる人材を養成する。
	博士後期課程	生命体工学専攻	生物の持つ省資源、省エネルギー、環境調和、人間との親和性等の優れた構造や機能を解明し、それを工学的に実現し応用できることに加え、社会と連携して社会のニーズに応えることにより、現代社会の諸問題を解決し、人間中心の社会の創造に貢献でき、グローバルなリーダーとして活躍することができるとともに、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図ろうとする態度を持つことができる人材を養成する。

工

学

部

I 九州工業大学工学部学修細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）に基づき、九州工業大学工学部における教育課程の履修方法、単位の授与及び卒業要件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(履修区分)

第2条 次に掲げる学科に、それぞれ履修上の区分として、履修コースを置く。

学 科	履修コース
機械知能工学科	機械工学コース
	宇宙工学コース
	知能制御工学コース
建設社会工学科	建築学コース
	都市環境デザインコース
電気電子工学科	電気工学コース
	電子工学コース

2 前項に掲げる学科に所属する学生は、それぞれの履修コースのいずれかの一を専攻しなければならない。

3 履修コースの決定の方法については、別に定める。

(教育課程の編成方法)

第3条 教育課程の授業科目（以下「科目」という。）を、人間科学科目、工学系総合科目、工学系他分野科目、工学基礎科目及び工学専門科目に分ける。

2 各科目は、必修科目、選択必修科目又は選択科目に指定する。

(科目の種類及び単位数)

第4条 人間科学科目の種類及び単位数は、別表第1の人間科学科目履修課程表のとおりとする。

2 工学系総合科目の種類及び単位数は、別表第2の工学系総合科目履修課程表のとおりとする。

3 工学系他分野科目の種類及び単位数は、別表第3の工学系他分野科目履修課程表のとおりとする。

4 工学基礎科目及び工学専門科目の種類並びに単位数は、別表第4の工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表のとおりとする。

(シラバス)

第5条 開設する各科目についてシラバス（授業要目）を作成し、学内外に公表する。

2 シラバスには、各科目の概要、キーワード、到達目標、授業計画、評価方法・基準、履修上の注意事項、授業外学習（予習・復習）の指示、教科書・参考書、オフィスアワー等の項目を記載する。

3 各科目の担当教員は、シラバスに基づいて授業を実施し、成績評価を行う。

(卒業要件)

第6条 学則第30条の規定に基づく卒業の要件は、第4条に定める履修課程表に従って履修し、別表第5に掲げる単位数を修得することとする。ただし、早期卒業に適格であると認められた者は、第4条第4項の表に掲げる科目のうち卒業研究（総合システム工学科においては総合システム工学ゼミナール及び卒業研究プロジェクト）を、別表第6の早期卒業科目をもって代えることができる。

2 前項ただし書きに規定する早期卒業に関し、必要な事項は別に定める。

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする科目について、当該学期の履修登録期間内に、所定の方法による履修登録を行わなければならない。ただし、科目によっては履修学生数が制限されることがある。

2 学生が、年間に履修登録できる科目の総単位数は46単位を上限とする。

3 前項及び次条第1項に定める上限単位数には、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される科目、教職に関する専門科目及び別に指定する科目の単位は、含まないものとする。

4 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目の履修を希望する者は、所定の受講願を当該学期の履修登録期間内に工学部事務部へ提出しなければならない。ただし、科目によっては2年以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、他履修コースにとってはこの科目は「他学科の科目」とみなされる。

5 第1項に規定する期間内に所定の手続きを行わない者は、授業を受けることができない。ただし、特別な事由があると認められた場合は、科目担当教員及び所属の学科または履修コースの教務委員の承認を得て、その科目を履修することができる。

6 第4項により修得した他学科の科目の単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

(履修登録の制限に関する特例)

第8条 第7条第2項の規定にかかわらず、次に定める GPA (Grade Point Average) の当該年度の前年度の値に基づき、次の単位数を上限とすることができる。

GPA が3.5 以上の者 60 単位

GPA が3.0 以上3.5 未満の者 55 単位

GPA が2.5 以上3.0 未満の者 50 単位

2 GPA は、学生が履修登録した全ての科目について、評価点 (Grade Point) をつけ、この評価点を各々の科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90 点 ~ 100 点 4.0

85 点 ~ 89 点 3.5

80 点 ~ 84 点 3.0

75 点 ~ 79 点 2.5

70 点 ~ 74 点 2.0

65 点 ~ 69 点 1.5

60 点 ~ 64 点 1.0

不可 0.0

再試対象 保留

3 GPA は、学期ごと、年度ごと、通算の値を算出する。

4 学則第12条から第14条の規定により単位認定された科目、再試対象となっている科目並びに別に指定する科目は、GPA の計算の対象には含めない。

5 不可となった科目を再履修した場合、通算の GPA を算出する場合に限り、再履修時の成績評価を GPA の計算の対象とする。

6 学生が第7条第2項及び本条第1項の規定にかかわらず、履修登録できる総単位数の上限を超える科目の履修を希望し、かつ、所属の学科または履修コースの教務委員が特別な事由があると認めた場合には、学生は、所定の履修願を工学部事務部に提出することにより、上限単位数を超える科目を履修することができる。

(大学院入門科目の履修)

第9条 大学院工学府で開設される大学院入門科目の履修を希望する学生は、所定の履修登録票を所定の期間内に工学部事務部へ提出しなければならない。

2 大学院入門科目を履修できる学生は4年次の成績優秀者とし、その取り扱いについては、別に定める。

(外国人留学生の履修の特例)

第10条 外国人留学生の履修に関しては、第6条に定めるもののほか九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則(平成5年九工大細則第1号)の定めるところによる。

(単位の授与)

第11条 科目を履修し、試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 科目の履修には、原則としてその総授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

3 既修得単位の取消し及び更新はできない。

(他学部等における授業科目の履修等による単位の認定)

第12条 学則第12条第1項の規定により他の学部において修得した科目の単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

2 学則第13条の規定により修得した科目の単位は、卒業要件単位の選択単位として取り扱うものとする。

(編入学生の単位の認定)

第13条 本学部に編入を許可された者の、学則第14条に規定する入学前の既修得単位等の認定については、次の各号の基準により行うものとする。

(1) 学士号を有する者に対する単位の認定は、出身大学において履修した科目の中で、人文社会系10単位、外国語系9単位、保健体育系2単位及び工学系総合科目6単位を限度として認定する。また、工学基礎科目及び工学専門科目については、関連学科と協議の上、行うものとする。

(2) 短期大学及び高等専門学校を卒業した者に対する単位の認定は、関連学科と協議の上、別表第6により行うものとする。

(3) 前2号に掲げる者以外の場合には、前2号の規定を準用し認定を行うものとする。

(履修進行の基準)

第14条 学生は、2年以上在学し、卒業要件単位中、72単位以上を修得しなければ、3年次に進級することができない。

2 学生は、3年以上在学し、卒業要件単位中、別表第8に掲げる単位数を修得しなければ、4年次に進級することができない。

3 学生は、在学する学年を超える年次の必修科目を履修することはできない。

4 学生は、在籍した期間を超える年次の選択必修科目及び選択科目を履修することはできない。

(除 籍)

第15条 学生は、連続する2年間において30単位を修得できないときは、学則第29条第1項第4号の該当者として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

(1) 前条第1項に規定する単位を修得し、3年次となる者

(2) 3年次生以上の者

(3) 疾病若しくは負傷による休学又は留学等、教務委員会が正当な事由があると認めた者

(試 験)

第16条 試験は、当該科目授業終了の学期末に行う。ただし、科目によっては随時、試験を行うことがある。

2 演習、実験、実習又は実技の科目については、前項以外の方法で試験に替えることができる。

(成績評価)

第17条 履修した科目の成績は、合格、再試対象、不可で評価する。

2 合格と評価した科目の成績を評語で表示するときは、次の基準によるものとする。

- (1) 秀又はS 90点～100点
- (2) 優又はA 80点～89点
- (3) 良又はB 70点～79点
- (4) 可又はC 60点～69点

3 学生は、個別科目の成績評価に対して不服があり、科目担当教員の説明に納得できない場合、所定の期間内に、所定の様式により、成績評価に対する異議申立書を工学部長へ提出することができる。

(再試験)

第18条 科目担当教員は、当該科目開講学期から次学期内を含めた期間において、再試対象と評価した者を対象に再試験を行い、合格又は不可で成績を評価する。

2 合格と評価した科目の成績を評語で表示するときは、前条第2項の規定を適用する。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第19条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期の前までに修得し確定した科目を除いた科目の全部（再受験可能な科目を含む。）について、その成績評価を不可として取り扱うものとする。

2 不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第88条の適用対象とする。

(学生の総合評価)

第20条 学生の総合的な成績は、総得点（修得した科目の点数の和）、平均点（総得点を修得した科目数で除したもの）、GPA等を用いて多角的に評価し、修学・進路指導等に利用する。

2 多角的評価のための基準及び修学・進路指導上の項目は、各学科において別に定める。

(指導教員)

第21条 学生への支援を目的として、各学生に対して、指導教員（アカデミック・アドバイザー）を割り当てる。

2 指導教員は、学生の個性に応じて修学指導を行うほか、学生生活、進路についての支援等を行う。

(教育職員免許状)

第22条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による免許状を取得しようとする者は、別表第9の教職課程に定める科目を修得しなければならない。

(雑則)

第23条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この細則の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

1. (2) 副専門人間科学科目

系	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考	
		選 択 必 修	選 択	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
上 級 科 目	哲 学 と 現 代 I		2			(2)		(2)		(2)			S
	哲 学 と 現 代 II		2				(2)		(2)		(2)		S
	西 洋 社 会 史 I		2			(2)		(2)		(2)			S
	西 洋 社 会 史 II		2				(2)		(2)		(2)		S
	日 本 政 治 論 I		2			(2)		(2)		(2)			S
	日 本 政 治 論 II		2				(2)		(2)		(2)		S
	地 域 経 営 論		2			(2)		(2)		(2)			S
	産 業 組 織 論		2				(2)		(2)		(2)		S
	教 育 シ ス テ ム 論		2				(2)		(2)		(2)		S
	中 級 英 語 I		1	(2)		(2)		(2)		(2)			
	中 級 英 語 II		1		(2)		(2)		(2)		(2)		
	上 級 英 語 A I		1			(2)		(2)		(2)			
	上 級 英 語 A II		1				(2)		(2)		(2)		
	上 級 英 語 B I		1			(2)		(2)		(2)			
	上 級 英 語 B II		1				(2)		(2)		(2)		
	上 級 英 語 C I		1			(2)		(2)		(2)			
	上 級 英 語 C II		1				(2)		(2)		(2)		
	選 択 ド イ ツ 語 I		1				(2)		(2)		(2)		
	選 択 ド イ ツ 語 II		1					(2)		(2)		(2)	
	選 択 中 国 語 I		1				(2)		(2)		(2)		
選 択 中 国 語 II		1					(2)		(2)		(2)		
実 践 ド イ ツ 語 I		1						(2)		(2)		S	
実 践 ド イ ツ 語 II		1							(2)		(2)	S	
実 践 中 国 語 I		1						(2)		(2)		S	
実 践 中 国 語 II		1							(2)		(2)	S	
選 択 韓 国 語 I		1				(2)		(2)		(2)			
選 択 韓 国 語 II		1					(2)		(2)		(2)		
技 術 英 語 I		1				(2)		(2)		(2)			
技 術 英 語 II		1					(2)		(2)		(2)		
健 康 ス ポ ー ツ 科 学 論		2				(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
選 択 日 本 事 情 A		2				(2)		(2)		(2)		S	
選 択 日 本 事 情 B		2					(2)		(2)		(2)	S	
人 間 科 学 総 合 科 目	テ ー マ 別 リ レ ー 講 義		2	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		
	リ レ ー セ ミ ナ ー		2			(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)		P、S

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

(備考)

- (1) 上級科目は適時開講を含む。
- (2) 人間科学総合科目は隔年もしくは適時開講とする。
- (3) 初修外国語の実践科目は、適時または適宜開講とする。

(4) TOEFL-ITP、TOEIC等のスコアによる上級英語科目への単位認定については、次のとおりとする。

学則第13条の2の規定中「その他文部科学大臣が別に定める学修」による、英語検定試験（TOEFL-ITP、TOEIC等）による単位認定については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 単位の認定を希望する学生は、1年次の必修英語の単位をすべて修得し、「単位認定申請書」に過去1年以内のスコアを証明する書類及び取得時期が確認できる書類を添えて学部長に願い出ること。
- 2 認定できる単位数は最大2単位までとし、認定の基準は下記のとおりとする。

TOEFL-ITPの得点	TOEICの得点	認定授業科目	認定単位数
430点以上	600点以上	上級英語科目	1単位
530点以上	800点以上	上級英語科目	2単位

ただし、1度TOEFL-ITP430点以上、またはTOEIC600点以上を取得して、1単位を認定された者が2度目に申請する際には、TOEFL-ITP530点以上、またはTOEIC800点以上を取得しなければ単位は認められない。

またその際は、最大認定単位数は2単位であるので、TOEFL-ITP530点以上、またはTOEIC800点以上であっても2度目の単位は1単位分しか認定されない。

上記以外の検定試験の場合、英語科目担当教員で単位認定の可否を判断する。

別表第2 工学系総合科目履修課程表（各学科共通）

区分	授業科目	単位		授業時数								備考
		選択必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
工学系総合科目	工学と環境	2						(2)	(2)	(2)	(2)	*
	工学倫理・安全工学A	2						(2)	(2)	(2)	(2)	*
	工学倫理・安全工学B	2						(2)	(2)	(2)	(2)	*
	経営管理・知的財産権		2					(2)	(2)			
	サイエンス工房		2					2				P
	キャリア形成入門		2			(2)		(2)				
	インターンシップ実習		1			(3)	(3)	(3)	(3)			
	グローバル教育実践実習		1									適時
	理数教育体験Ⅰ		1									
	理数教育体験Ⅱ		1									
	宇宙画像処理体験		1									
宇宙工学入門		2			2							
生命体工学入門		1									適時	

*印の授業科目のうち、1科目を修得しなければならない。

「工学倫理・安全工学B」は、応用化学科および総合システム工学科の学生のみを開講する。

P印の授業科目は、PBL科目である。

別表第3 工学系他分野科目履修課程表(各学科共通)

区分	授業科目	単位 選択必修	授業時数								備考
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
工学系他分野科目	材料工学技術者のための機械工学概論	2					(2)		(2)		機械知能工学科の学生が履修した場合 査定外とする。
	電気工学技術者のための機械工学概論	2						(2)		(2)	機械知能工学科の学生が履修した場合 査定外とする。
	建設社会工学概論	2					(2)	(2)	(2)	(2)	建設社会工学科の学生が履修した場合 査定外とする。
	電気電子工学概論	2					(2)	(2)	(2)	(2)	電気電子工学科の学生が履修した場合 査定外とする。
	応用化学概論	2					(2)	(2)	(2)	(2)	応用化学科の学生が履修した場合 査定外とする。
	マテリアル工学概論	2					(2)	(2)	(2)	(2)	マテリアル工学科の学生が履修した場合 査定外とする。
	総合システム工学概論	2					(2)	(2)	(2)	(2)	総合システム工学科の学生が履修した場合 査定外とする。

別表第3に定める授業科目のうち、1科目を修得しなければならない。

別表第4 工学基礎科目及び工学専門科目履修課程表

(1) 機械知能工学科 (機械工学コース・宇宙工学コース・知能制御工学コース)

区分	授 業 科 目	単 位 ◎必修・○選択必修				授 業 時 数								備 考		
		単 位 数	機 械 工 学 コー ス	宇 宙 工 学 コー ス	知 能 制 御 工 学 コー ス	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工 学 基 礎 科 目	解 析 学 I	4	◎	◎	◎	4										
	解 析 学 II	4	○	○	○		4									
	線 形 数 学 I	2	◎	◎	◎	2										
	線 形 数 学 II	2	○	○	○		2									
	解 析 学 III	2	○	○	○			2								
	複 素 解 析 学	2	○	○	○				2							
	統 計 学	2	◎	◎	○			2								
	物 理 学 I	4	◎	◎	◎	4										
	物 理 学 II A	2	○	○	○		2									
	物 理 学 II B	2	○	○	○			2								
	物 理 学 実 験	1	◎	◎	◎				3							
	解 析 力 学・剛 体 力 学	2	○	○	○				2							
	基 礎 量 子 力 学	2							2							
	化 学 I	2	◎	◎	◎	2										
	化 学 II	2	○	○	○		2									
	化 学 実 験 B	1	◎	◎	◎	(3)	(3)									
	図 形 情 報 科 学	2	◎	◎	◎	2										
	数 値 形 状 モ デ リ ン グ	2	○	○	○		2									☆
	機 械 知 能 工 学 入 門	1	◎	◎	◎	2										*3, C
	機 械 構 造 の 力 学 入 門	1	◎	◎	◎		2									
流 れ 学 基 礎	2	◎	◎	○			2								☆	
計 測 制 御 基 礎	1	◎	◎	◎		2										
情 報 系 科 目	情 報 リ テ ラ シ ー	2	◎	◎	◎	2										
	情 報 P B L	2	◎	◎	◎		2									P
	情 報 処 理 基 礎	2	◎	◎	◎			2								
	情 報 処 理 応 用	2	◎	◎	◎				2							
工 学 専 門 科 目	材 料 力 学 I	2	◎	◎	○			2								☆
	材 料 力 学 II	2	◎	◎					2							
	機 械 材 料 学	2	○	○					2							
	弾 塑 性 力 学	2	○	○						2						
	材 料 強 度	2								2						
	塑 性 加 工 学	2	○								2					
	生 産 工 学 基 礎	2	◎	◎				2								
	機 械 工 作 法 I	2	○	○					2							
	機 械 工 作 法 II	2	○							2						
	生 産 ソ フ ト ウ ェ ア 工 学	2	○								2					*1
	流 れ 学	2	◎	◎					2							
	流 体 力 学	2	○	○						2						
	熱 流 体 工 学	2	○	○							2					
	エ ネ ル ギ ー 変 換 工 学	2										2				
	熱 力 学 I	2	◎	◎				2								
	熱 力 学 II	2	○	○					2							
伝 熱 学	2	○	○	○						2					☆	
制 御 工 学 基 礎	2	○	○						2							
機 械 宇 宙 シ ス テ ム の 制 御	2	○	○								2					

区分	授 業 科 目	単 位 ◎必修・○選択必修				授 業 時 数								備 考		
		単 位 数	機 械 工 学 コー ス	宇 宙 工 学 コー ス	知 能 制 御 工 学 コー ス	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工 学 専 門 科 目	データ処理工学	2			○					2						
	電機基礎理論Ⅰ	2			○			2								
	電機基礎理論Ⅱ	2			○				2							
	振動工学	2			○					2						☆
	制御数学	2			○			2								
	制御系解析	2			○				2							☆
	制御系構成論Ⅰ	2			○					2						
	制御系構成論Ⅱ	2			○						2					
	センサ工学Ⅰ	2			○				2							☆
	センサ工学Ⅱ	2								2						
	知的画像処理	2			○						2					
	プロセス制御	2			○					2						
	電子回路基礎	2			○					2						
	メカトロニクスⅠ	2			○					2						
	メカトロニクスⅡ	2			○						2					
	ロボット制御工学	2											2			
	知能制御	2			○						2					
	デジタル制御	2			○						2					
	知能制御応用	2									2					
	情報処理システムⅠ	2			○						2					*2. ☆
	情報処理システムⅡ	2			○						2					*2
	宇宙工学Ⅰ	2		○							2					
	燃 焼 工 学	2	○	○							2					
	宇宙工学Ⅱ	2		○									2			
	メカと力学	2	○	○					2							
	機械力学Ⅰ	2	◎	◎						2						
	機械力学Ⅱ	2	○	○							2					
	設計工学Ⅰ	2	○	○							2					
	設計工学Ⅱ	2	○	○								2				
	トライボロジー	2											2			
	統計力学	2										2				
	量子力学	2									2					
	原子力概論	2										2				
	数値解析法	2	○	○	○						2					*1
システム工学※1	2		○							2						
生体工学概論	2									2						
自動車工学	2											2				
機械工作法実習Ⅰ	1	◎	◎					3							S	
機械工作法実習Ⅱ	1	○	○						3						S	
機械知能工学基礎実習	1					1										
三次元CAD入門	2					2										
デジタルエンジニアリング演習	2										2					
設計製図Ⅰ	1	◎	◎					3								
設計製図Ⅱ	1	◎	◎							3					P	
機械工学PBL※2	1	◎									3				P,S	
宇宙工学PBL※1	1		◎								3				P,S	
機械工学実験Ⅰ	1	◎	◎					3							S	
機械工学実験Ⅱ	1	◎	◎							3					S	

区分	授 業 科 目	単 位 ◎必修・○選択必修				授 業 時 数								備考	
		単 位 数	機 械 工 学 コー ス	宇 宙 工 学 コー ス	知 能 制 御 工 学 コー ス	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工 学 専 門 科 目	制 御 数 学 演 習	1			○			2							☆ S S S P,S ☆ ☆ C,△ C,△
	制 御 系 解 析 演 習	1			○				2						
	制 御 系 構 成 論 I 演 習	1			○					2					
	制 御 系 構 成 論 II 演 習	1			○						2				
	制 御 工 学 実 験 I	1			◎			3							
	制 御 工 学 実 験 II	1			◎					3					
	制 御 工 学 実 験 III	1			◎						3				
	知 能 制 御 PBL	1			◎							3			
	機 械 系 学 生 の た め の 英 文 理 解 と 表 現 I	1	◎	◎							2				
	機 械 系 学 生 の た め の 英 文 理 解 と 表 現 II	1	◎	◎								2			
	科 学 技 術 英 語 I	1			○						2				
	科 学 技 術 英 語 II	1			○							2			
	卒 業 研 究	5	◎	◎	◎										
	特 別 講 義														
学 外 工 場 実 習	1														
学 外 見 学 実 習	1														
合 計	必 修		56	56	36										
	選 択 必 修		57	57	72										
	選 択		86	86	91										

※1 宇宙工学コースのみに開講

※2 機械工学コースのみに開講

*1 印の授業科目は、機械工学コース、宇宙工学コースの3年次情報系科目である。

*2 印の授業科目は、知能制御工学コースの3年次情報系科目である。

知能制御工学コースの学生は、☆印で指定された選択必修科目の中から13単位以上修得すること。

*3 印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

△印の授業科目は、学修細則第8条第4項に定める別に指定する科目とし、GPA計算の対象には含めない。ただし、知能制御工学コースについては、この限りではない。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で機械知能工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件110単位には、別表第8に示す単位数を含む。

(2) 建設社会工学科 (建築学コース・都市環境デザインコース)

区分	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考		
		◎必修・○選択必修		1年次		2年次		3年次		4年次				
		単位数	建築学コース	都市環境デザインコース	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期		後期	
工 学 基 礎 科 目	解 析 学 I	4	◎	◎	4									
	解 析 学 II	4	○	○		4								
	線 形 数 学 I	2	◎	◎	2									
	線 形 数 学 II	2	○	○		2								
	解 析 学 III	2	○	○			2							
	複 素 解 析 学	2					2							
	統 計 学	2					2							
	物 理 学 I	4	◎	◎	4									
	物 理 学 II A	2				2								
	物 理 学 II B	2					2							
	物 理 学 実 験	1	◎	◎				3						
	解 析 力 学・剛 体 力 学	2						2						
	化 学 I	2	◎	◎	2									
	化 学 II	2	◎	◎		2								
	化 学 実 験 B	1	◎	◎	(3)	(3)								
	図 形 情 報 科 学	2	◎	◎	2									
	数 値 形 状 モ デ リ ン グ	2				2								
	建 設 社 会 工 学 演 習	1	◎	◎	2									C
	建 設 総 合 演 習	1	◎	◎	2									*3, C
	建 設 力 学 基 礎 及 び 演 習	2	◎	◎		4								*2
水 理 学 基 礎 及 び 演 習	2	◎	◎		4									
公 共 計 画 基 礎	2	◎	◎			2								
建 築 設 計 製 図 基 礎	2	◎	◎		4								*2, P	
情 報 系 科 目	情 報 リ テ ラ シ ー	2	◎	◎	2									
	情 報 P B L	2	◎	◎		2								P
	情 報 処 理 基 礎	2	◎	◎			2							
	情 報 処 理 応 用	2	◎	◎				2						
工 学 専 門 科 目	建 築 計 画 I	2	◎				2							
	建 築 計 画 II	2	○					2						
	建 設 環 境 工 学	2	○						2					
	建 設 設 備	2	○							2				
	建 築 法 規	2	○								2			
	建 築・環 境 デ ザ イ ン の 歴 史 と 展 開	2	○									2		
	建 築 一 般 構 造 I	2	◎						2					
	建 築 一 般 構 造 II	2	○									2		
	建 設 施 工 と 積 算	2	○	○									2	
	国 土 計 画 論	2		○										2
	地 域 計 画 と 景 域 デ ザ イ ン	2	○	○										2
	都 市 計 画	2	○	○						2				
	道 路 交 通 工 学	2		○							2			
	都 市 交 通 計 画	2										2		
	水 理 学 I	2		○			2							
	水 理 学 II	2		○				2						
河 川 工 学	2		○									2		
海 岸・港 湾 工 学	2		○										2	

区分	授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考		
		単 位 数	◎必修・○選択必修		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
			建 築 学 コー ス	都 市 環 境 デ ザ イ ン コー ス	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工 学 専 門 科 目	水 環 境 工 学	2								2				*1	
	防 災 情 報 工 学	2								2					
	地 盤 工 学 基 礎 及 び 演 習	2	◎	◎			4								
	地 盤 工 学	2	○	○				2							
	地 盤 耐 震 工 学	2		○						2					
	構 造 物 基 礎 と 地 下 空 間	2									2				
	構 造 力 学 I	2	○	○				2							
	構 造 力 学 II	2	○	○							2				
	建 設 振 動 学	2	○	○					2						
	建 設 材 料 施 工 学	2	○	○				2							
	コ ン ク リ ー ト 構 造 工 学 I	2	◎	◎					2						
	コ ン ク リ ー ト 構 造 工 学 II	2		○							2				
	維 持 管 理 シ ス テ ム	2									2				
	統 計 力 学	2										2			
	量 子 力 学	2										2			
	原 子 力 概 論	2											2		
	建 設 数 学	2		○							2				*1
	総 合 ラ ン ド ス ケ ー プ 演 習	1									2				P
	測 量 学 I	2	◎	◎			2								*2
	測 量 学 II	2	◎	◎				2							
	測 量 学 実 習	1	◎	◎				3							
	建 設 工 学 実 験 I	1		◎							3				S
	建 設 工 学 実 験 II	1	◎	◎								3			S
	建 築 設 計 製 図 I	2	◎					4							P
	建 築 設 計 製 図 II	2	◎						4						P
	建 築 設 計 製 図 III	2	◎								4				P
	建 築 設 計 製 図 IV	2	○									4			
建 設 構 造 設 計 製 図	2		◎								4				
技 術 英 語 I	1	◎	◎							2					
技 術 英 語 II	1	◎	◎								2				
卒 業 研 究	5	◎	◎												
特 別 講 義															
学 外 実 習	1												C		
合 計	必 修		63	56											
	選 択 必 修		38	42											
	選 択		51	54											

* 1印の授業科目は、3年次情報系科目である。

* 2印の1年次に開講される、資格取得に関連する専門科目の、建設力学基礎及び演習、建築設計製図基礎、測量学Ⅰについては、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

* 3印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で建設社会工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件114単位には、別表第8に示す単位を含む。

(3) 電気電子工学科 (電気工学コース・電子工学コース)

区分	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考		
		◎必修・○選択必修		1年次		2年次		3年次		4年次				
		単位数	電気工学コース	電子工学コース	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期		後期	
工学 基 礎 科 目	解 析 学 I	4	◎	◎	4									
	解 析 学 II	4	○	○		4								
	線 形 数 学 I	2	◎	◎	2									
	線 形 数 学 II	2	○	○		2								
	解 析 学 III	2	○	○			2							
	複 素 解 析 学	2	○	○				2						
	統 計 学	2							2					
	物 理 学 I	4	◎	◎	4									
	物 理 学 II A	2	○	○			2							
	物 理 学 II B	2	○	○			2							
	基 礎 量 子 力 学	2	○	○				2						
	物 理 学 実 験	1	◎	◎			3							
	化 学 I	2	◎	◎	2									
	化 学 II	2	◎	◎		2								
	化 学 実 験 B	1	◎	◎	(3)	(3)								
	量 子 力 学	2	○	○					2					
	統 計 力 学	2	○	○						2				
原 子 力 概 論	2									2				
図 形 情 報 科 学	2	○	○	2										
数 値 形 状 モ デ リ ン グ	2				2									
情報系科目	情 報 リ テ ラ シ ー	2	◎	◎	2									
	情 報 P B L	2	◎	◎		2								P
	情 報 処 理 基 礎	2	◎	◎			2							
	情 報 処 理 応 用	2	◎	◎				2						
工 学 専 門 科 目	専門共通科目	電 気 電 子 工 学 実 験 入 門	1	◎	◎	3								
		電 気 電 子 工 学 序 論	1	◎	◎	2								C, *3
		電 気 電 子 工 学 実 験 I	1	◎	◎			3						S
		電 気 電 子 工 学 実 験 II	1	◎	◎				3					S
		電 気 電 子 工 学 実 験 III A	2		◎					6				S
		電 気 電 子 工 学 実 験 III B	2	◎						6				S
		電 気 電 子 工 学 PBL 実 験	2	◎	◎						6			P,S,C
		電 磁 気 学 I	2	◎	◎		2							*2
		電 磁 気 学 II	2	◎	◎			2						S, *2
	専門共通科目	電 磁 気 学 III	2	◎	◎				2					S
		電 磁 気 学 演 習	1	◎	◎					2				S
		電 磁 気 学 IV	2	○	○					2				*2
		電 気 回 路 I	2	◎	◎		2							*2
		電 気 回 路 II	2	◎	◎			2						S, *2
		電 気 回 路 III	2	◎	◎				2					S
		電 気 回 路 演 習	1	◎	◎					2				S
		電 気 回 路 IV	2	○	○					2				*2
半 導 体 デ バ イ ス		2	◎	◎		2							*2	
電 子 回 路 I		2	◎	◎			2						*2	
電 子 回 路 II	2	◎	◎				2							
電 子 回 路 応 用 演 習	1	◎	◎						2					
論 理 回 路	2	◎	◎			2								
数 値 計 算 法	1	◎	◎					2						
エ ネ ル ギ ー 基 礎 工 学	2	◎	◎				2							
プ ロ グ ラ ミ ン グ 技 法	1	◎	◎					2					S	
電 気 電 子 計 測 I	2	○	○						2				*2	
電 気 電 子 計 測 II	2	○	○							2			*2	
シ ス テ ム 工 学	2	○	○						2					

区分	授業科目	単位 ◎必修・○選択必修		授業時数								備考			
		単位数	電気工学コース	電子工学コース	1年次		2年次		3年次		4年次				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期		後期		
工学 専 門 科 目	専門共通科目	情報理論	2	○	○						2			S	
		専門英語Ⅰ	1	◎	◎					2					
		専門英語Ⅱ	1	◎	◎						2				
		卒業研究	5	◎	◎										
		特別講義													
	*1 電気工学科目	学外工場実習見学	1											C, △	
		電気エネルギー伝送工学	2	○						2					
		電気機器	2	○						2					
		制御システム工学	2	◎	○					2					
		電気電子物性	2	○						2					
		電力システム工学	2	○							2				
		パワーエレクトロニクス	2	○							2		*2		
		電気電子材料	2	○							2				
		集積回路工学	2	○							2				
		電力応用	2	○							(2)	(2)			
		電気法規・施設管理	2	○							(2)	(2)			
		電機設計法	2	○						(2)		(2)			
		*1 電子工学科目	信号処理Ⅰ	2	○	◎					2				
			信号処理Ⅱ	2		○						2			
			通信基礎	2		○					2				*2
			ネットワークインターフェース	2		○					2				
			電波工学	2		○					2				
			光通信工学	2		○						2			
			通信ネットワーク	2		○						2			
			組み込みオペレーティングシステム	2		○						2			
	センサ・インターフェース工学		2		○						2				
移動通信及び法規	2			○							2				
デジタル回路設計法	2			○					2						
コンピュータアーキテクチャ	2		○					2							
アナログ回路設計法	2		○						2						
システムLSI	2		○						2						
組み込みシステム	2		○					2							
合計	必修		68	68											
	選択必修		56	64											
	選択		37	29											

*1 電気工学コースの学生は、「電気工学科目」の選択必修を8単位以上、「電子工学科目」を8単位以上、それぞれ修得すること。

また、電子工学コースの学生は、「電子工学科目」の選択必修を8単位以上、「電気工学科目」を8単位以上、それぞれ修得すること。

また、工学専門科目の選択必修科目を合わせて16単位以上修得すること。

*2印の、資格取得に関連する専門科目については、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限に含めない。

*3印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含めない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

△印の授業科目は、学修細則第8条第4項に定める別に指定する科目とし、GPA計算の対象には含めない。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で電気電子工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件118単位には、別表第8に示す単位数を含む。

区分	授業科目	単 位		授 業 時 数								備考				
		単位数	◎○ 必 選 修 修	1年次		2年次		3年次		4年次						
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
工 学 専 門 科 目	物理化学系科目	物 理 化 学 III	2	◎					2							
		物 理 化 学 IV	2	○						2						
		物 理 化 学 V	2	○						2						
		分 析 化 学	2	○					2							
		生 物 物 理 化 学	2	○						2						
		統 計 力 学	2	○						2						
		量 子 力 学	2	○								2				
		原 子 力 概 論	2											2		
		計 測 制 御	2											2		
		応 用 化 学 実 験 A	2	◎			6									S
		応 用 化 学 実 験 B・PBL	2	◎					6							P,S
		応 用 化 学 実 験 C	2	◎						6						S
		科 学 英 語 I	1	◎						2						
		科 学 英 語 II	1	◎								2				S
卒 業 研 究	5	◎														
見 学 実 習	1													C, 適時		
特 別 講 義																
合計	必 修		65													
	選 択 必 修		54													
	選 択		13													

* 1印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含まない。

☆印で指定された選択必修科目の中から2単位以上修得すること。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

- (1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目単位教員の許可を得た上で応用化学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

- (2) 4年次への進級要件110単位には、別表第8に示す単位数を含む。

(5) マテリアル工学科

区 分	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考		
		単 位 数	◎ 必 修 ○ 選 択 必 修	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次				
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期			
工学基礎科目	解 析 学 I	4	◎	4										
	解 析 学 II	4	○		4									
	線 形 数 学 I	2	◎	2										
	線 形 数 学 II	2	○		2									
	解 析 学 III	2	○			2								
	複 素 解 析 学	2					2							
	統 計 学	2	○				2							
	物 理 学 I	4	◎	4										
	物 理 学 II A	2	○		2									
	物 理 学 II B	2	○			2								
	基 礎 量 子 力 学	2	○				2							
	物 理 学 実 験	1	◎				3							
	化 学 I	2	◎	2										
	化 学 II	2	◎	2										
	化 学 実 験 B	1	◎		3									
	図 形 情 報 科 学	2	○		2									
情報系科目	情 報 リ テ ラ シ ー	2	◎	2										
	情 報 P B L	2	◎		2									P
	情 報 処 理 基 礎	2	◎			2								
	情 報 処 理 応 用	2	◎				2							
工 学 専 門 科 目	構造・性質系科目	マ テ リ ア ル 工 学 基 礎	2	◎		2								
		材 料 組 織 学 I	2	◎			2							
		材 料 組 織 学 II	2	○				2						
		計 算 材 料 学 I	2	○					2					P
		格 子 欠 陥 学	2	◎			2							
		材 料 物 性 学	2	○			2							
		金 属 強 度 学	2	○				2						
	回 折 結 晶 学	2	○					2						
	材 料 表 面 工 学	2	○						2					
	プロセス系科目	材 料 物 理 化 学	2	◎		2								
		材 料 熱 力 学 基 礎	2	◎			2							
		材 料 熱 力 学	2	◎				2						
		反 応 速 度 論	2	◎				2						
		電 気 化 学	2	○					2					
		製 錬 工 学	2	○						2				
		材 料 プ ロ セ ス	2	○						2				
		接 合 工 学	2	○						2				
		塑 性 加 工 学	2	○							2			
		材 料 力 学	2	◎			2							
機能・設計系科目	材 料 物 理 数 学	2	○				2							
	破 壊 力 学	2	○					2						
	計 算 材 料 学 II	2	○						2					
	鉄 鋼 材 料 学	2	○					2						
	非 鉄 金 属 材 料 学	2	○						2					
	金 属 間 化 合 物 材 料 学	2	○					2						
	セ ラ ミ ッ ク 材 料 学	2	○						2					
	固 体 物 性 論	2	○					2						
	電 子 ・ 磁 性 材 料 学	2	○							2				
	統 計 力 学	2	○							2				
	量 子 力 学	2									2			
	原 子 力 概 論	2										2		

区 分	授 業 科 目	単 位		授 業 時 数								備 考	
		単 位 数	◎ 必 修 ○ 選 択 必 修	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
工 学 専 門 科 目	計 測 制 御	2										2	C,*1 P,S P,S P,S S P, C
	マ テ リ ア ル 工 学 入 門	2	◎	2									
	設 計 製 図	1	◎			3							
	フ ロ ン テ ィ ア 工 学 実 習	1	◎			3							
	マ テ リ ア ル 基 礎 実 験	1	◎					3					
	マ テ リ ア ル 工 学 PBL	1	◎						3				
	専 門 英 語 I	1	◎					2					
	専 門 英 語 II	1	◎						2				
	外 国 語 文 献 講 読	2	◎								2		
	卒 業 研 究	5	◎										
	見 学 実 習	1	◎										
特 別 講 義													
合 計	必 修		56										
	選 択 必 修		60										
	選 択		8										

* 1印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含まない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上でマテリアル工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件110単位には、別表第8に示す単位数を含む。

(3) 見学実習は、3年次生に対して行う。

(6) 総合システム工学科

区分	授業科目	単 位		授 業 時 数								備考		
		単位数	◎○ 必選 修必 修	1年次		2年次		3年次		4年次				
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
工学 基礎 科目	解析学 I	4	◎	4										
	解析学 II	4	○		4									
	線形数学 I	2	◎	2										
	線形数学 II	2	○		2									
	微分方程式	2	○			2								
	複素解析学	2	○			2								
	統計学	2	○				2							
	代数	2	○				2							
	力学基礎	4	◎	4										
	熱と波動	4	○		4									
	基礎電磁気学	4	◎			4								
	基礎量子力学	2	○				2							
	基礎数理総合演習 I	1	◎	2										
	基礎数理総合演習 II	1	○		2									
	化学 I	2	◎	2										
	化学 II	2	○		2									
	図形情報科学	2	◎				2							
	総合システム工学入門 PBL	2	◎	4										*1, P,C
	実践プログラミング PBL	2	◎			4								P
	計算数理工学 PBL	2	◎				4							P
総合システム工学 PBL	2	◎					3	3					P,S	
物理学実験	1	◎				3								
情報系科目	情報リテラシー	2	◎	2										
	情報 P B L	2	◎		2									P
	情報処理基礎	2	◎			2								
	情報処理応用	2	◎				2							
工学 専門 科目	応用数理解 A	2	○					2						
	応用数理解 B	2	○					2						
	応用数理解 C	2							2					
	応用数理解 D	2							2					
	アルゴリズムとデータ構造	2						2						
	アセンブリ言語	2	○						2					
	物質科学 I	2	○						2					
	物質科学 II	2	○							2				
	原子力概論	2									2			
	量子力学	2	○						2					
	統計力学	2								2				
	電気回路 I	2	◎			2								
	電気回路 II	2	◎				2							
	電磁気学 I	2	◎				2							
	電磁気学 II	2	○					2						
	電子回路 I	2	○					2						
	電子回路 II	2	○						2					
	デジタル回路	2	○							2				
	センサ工学	2	○								2			
	電気機器 I	2	○							2				
電気機器 II	2	○								2				
パワーエレクトロニクス基礎	2	○									2			
材料基礎	2	○						2						
基礎半導体工学	2	○						2						

区分	授業科目	単 位		授 業 時 数								備考	
		単位数	◎○ 必選 修択 必修	1年次		2年次		3年次		4年次			
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
工学 専門 科目	電子デバイス	2							2				
	機能性材料	2	○						2				
	システム工学	2	○			2							
	集積回路工学	2									2		
	工業数学	2	○				2						
	機構学	2	◎			2							
	材料力学	2	◎				2						
	機械力学	2	○					2					
	熱力学	2								2			
	機械材料学	2	○					2					
	流体力学	2									2		
	制御工学Ⅰ	2	○							2			
	制御工学Ⅱ	2	○								2		
	生産工学	2										2	
	専門英語Ⅰ	1	◎						2				
	専門英語Ⅱ	1	◎							2			
	設計製図	1	◎						2				
	総合システム工学実験Ⅰ	1	◎						3				
	総合システム工学実験Ⅱ	1	◎							3			
	総合システム工学ゼミナール	2	◎										
卒業研究プロジェクト	3	◎											
特別講義													
合計	必修		56										
	選択必修		69										
	選択		20										

* 1印の授業科目は、学修細則第7条第2項に定める履修登録できる総単位数の上限には含まない。

P印の授業科目は、PBL科目である。

S印の授業科目は、少人数科目である。

C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

「注意事項」

(1) 卒業要件の単位数については、別表第5に示す単位を修得すること。

なお、本学科科目以外の他学科及び他学部の授業科目を修得したいときは、あらかじめ当該科目担当教員の許可を得た上で総合システム工学科教務委員の承認を得れば選択科目の単位として認められる。

(2) 4年次への進級要件110単位には、別表第8に示す単位数を含む。

別表第5 卒業要件（第6条関係）

選択の単位数（※4）は、工学系総合科目・工学系他分野科目・工学基礎科目・工学専門科目で指定する必修及び選択必修の単位数（※1、※2、※3）を超える選択必修科目（人間科学科目人間科学基礎科目人文社会系の科目を除く）の単位数を含む。

機械知能工学科

授業科目区分			単位の区分		必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系				10	18※4
		外国語系	英語	6			
			初修外国語			3	
	保健体育系	2					
	副専門人間科学科目						
工学系総合科目						2※1	18※4
工学系他分野科目						2※2	
工学基礎科目					86※3		
工学専門科目							
合計総単位数						129単位以上	

（機械工学コース・宇宙工学コース）

・卒業要件129単位中、工学基礎科目・工学専門科目の86単位は必修56単位、選択必修30単位を修得すること。

（知能制御工学コース）

・卒業要件129単位中、工学基礎科目・工学専門科目の86単位は必修36単位、及び工学基礎科目・工学専門科目の☆印の選択必修のうち13単位を含めた選択必修50単位を修得すること。

建設社会工学科

授業科目区分			単位の区分		必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系				10	20※4
		外国語系	英語	6			
			初修外国語			3	
	保健体育系	2					
	副専門人間科学科目						
工学系総合科目						2※1	20※4
工学系他分野科目						2※2	
工学基礎科目					88※3		
工学専門科目							
合計総単位数						133単位以上	

（建築学コース）

・卒業要件133単位中、工学基礎科目・工学専門科目の88単位は必修63単位、選択必修25単位を修得すること。

（都市環境デザインコース）

・卒業要件133単位中、工学基礎科目・工学専門科目の88単位は必修56単位、選択必修32単位を修得すること。

電気電子工学科

授業科目区分			単位の区分		必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系				10	20※4
		外国語系	英語	6			
			初修外国語			3	
	保健体育系	2					
	副専門人間科学科目						
工学系総合科目						2※1	20※4
工学系他分野科目						2※2	
工学基礎科目					91※3		
工学専門科目							
合計総単位数						136単位以上	

（電気工学コース）

・卒業要件136単位中、工学基礎科目・工学専門科目の91単位は、必修68単位、及び工学専門科目の選択必修16単位以上（うち電気工学科目8単位以上）を含めた選択必修23単位を修得すること。

・また、「電子工学科目」を8単位以上修得すること。

（電子工学コース）

・卒業要件136単位中、工学基礎科目・工学専門科目の91単位は、必修68単位、及び工学専門科目の選択必修16単位以上（うち電子工学科目8単位以上）を含めた選択必修23単位を修得すること。

・また、「電気工学科目」を8単位以上修得すること。

応用化学科

授業科目区分			単位の区分	必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系			10	18※4
		外国語系	英語	6		
			初修外国語		3	
	保健体育系	2				
	副専門人間科学科目					
工学系総合科目					2※1	18※4
工学系他分野科目					2※2	
工学基礎科目				88※3		
工学専門科目						
合計総単位数				131単位以上		

・卒業要件 131 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 88 単位は必修 65 単位、及び工学基礎科目・工学専門科目の☆印の選択必修のうち 2 単位を含めた選択必修 23 単位を修得すること。

マテリアル工学科

授業科目区分			単位の区分	必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系			10	18※4
		外国語系	英語	6		
			初修外国語		3	
	保健体育系	2				
	副専門人間科学科目					
工学系総合科目					2※1	18※4
工学系他分野科目					2※2	
工学基礎科目				87※3		
工学専門科目						
合計総単位数				130単位以上		

・卒業要件 130 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 87 単位は必修 56 単位、及び構造・性質系の選択必修 3 単位以上、プロセス系の選択必修 4 単位以上、機能・設計系の選択必修 6 単位以上を含めた選択必修 31 単位を修得すること。

総合システム工学科

授業科目区分			単位の区分	必修	選択必修	選択
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系			10	15※4
		外国語系	英語	6		
			初修外国語		3	
	保健体育系	2				
	副専門人間科学科目					
工学系総合科目					2※1	15※4
工学系他分野科目					2※2	
工学基礎科目				90※3		
工学専門科目						
合計総単位数				130単位以上		

・卒業要件 130 単位中、工学基礎科目・工学専門科目の 90 単位は必修 56 単位、選択必修 34 単位を修得すること。

別表第6 早期卒業科目（第6条関係）

授 業 科 目	単 位			授 業 時 数								備 考
	必 修	選 必	選 択	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		
				前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
特 別 卒 業 研 究	3											
計	3											

別表第7 編入学生の単位の認定（第13条関係）

授 業 科 目 区 分			認 定 単 位 数
人 間 科 学 科 目	人 文 社 会 系		10 単位以内
	外 国 語 系	英 語	9 単位以内
		ドイッ語又は中国語	
		初 修 外 国 語	
保 健 体 育 系		2 単位以内	
工 学 基 礎 科 目 及 び 工 学 専 門 科 目			65 単位以内
工 学 系 総 合 科 目			6 単位以内
認 定 総 単 位 数			80 単位以内

別表第8 4年次進級要件（第14条第2項関係）

機械知能工学科（機械工学コース・宇宙工学コース）

科 目 区 分			修 得 す べ き 単 位 数 又 は 科 目	
人 間 科 学 科 目	人 間 科 学 基 礎 科 目	人 文 社 会 系	選 択 必 修 10 単位	
		外 国 語 系	英 語	必 修 6 単位
			初 修 外 国 語	選 択 必 修 3 単位
		保 健 体 育 系	必 修 2 単位	
	副 専 門 人 間 科 学 科 目		—	
工 学 系 総 合 科 目			—	
工 学 系 他 分 野 科 目			—	
工 学 基 礎 科 目			・ 3 年 次 ま だ の 必 修 科 目 ・ 選 択 必 修 科 目 30 単位	
工 学 専 門 科 目				
合 計 総 単 位 数			卒 業 要 件 単 位 中 110 単位	

機械知能工学科（知能制御工学コース）

科目区分			修得すべき単位数又は科目
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10単位
		外国語系	英語 必修 6単位
			初修外国語 選択必修 3単位
	保健体育系	必修 2単位	
	副専門人間科学科目	—	
工学系総合科目			—
工学系他分野科目			—
工学基礎科目			・ 3年次までの必修科目 ・ 選択必修科目 48単位
工学専門科目			
合計 総単位数			卒業要件単位中 110単位

建設社会工学科（建築学コース）

科目区分			修得すべき単位数又は科目
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10単位
		外国語系	英語 必修 6単位
			初修外国語 選択必修 3単位
	保健体育系	必修 2単位	
	副専門人間科学科目	—	
工学系総合科目			—
工学系他分野科目			—
工学基礎科目			・ 3年次までの必修科目 ・ 選択必修科目 25単位
工学専門科目			
合計 総単位数			卒業要件単位中 114単位

建設社会工学科（都市環境デザインコース）

科目区分			修得すべき単位数又は科目
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10単位
		外国語系	英語 必修 6単位
			初修外国語 選択必修 3単位
	保健体育系	必修 2単位	
	副専門人間科学科目	—	
工学系総合科目			—
工学系他分野科目			—
工学基礎科目			・ 3年次までの必修科目 ・ 選択必修科目 32単位
工学専門科目			
合計 総単位数			卒業要件単位中 114単位

電気電子工学科

科目区分			修得すべき単位数又は科目	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10単位	
		外国語系	英語	必修 6単位
			初修外国語	選択必修 3単位
	保健体育系	必修 2単位		
副専門人間科学科目			—	
工学系総合科目			—	
工学系他分野科目			—	
工学基礎科目			<ul style="list-style-type: none"> ・2年次までの必修科目 ・電気電子工学実験ⅢAまたはⅢB ・電気電子工学PBL実験 	
工学専門科目				
合計総単位数			卒業要件単位中 118単位	

応用化学科

科目区分			修得すべき単位数又は科目	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10単位	
		外国語系	英語	必修 6単位
			初修外国語	選択必修 3単位
	保健体育系	必修 2単位		
副専門人間科学科目			—	
工学系総合科目			—	
工学系他分野科目			—	
工学基礎科目			<ul style="list-style-type: none"> ・科学英語Ⅰを除く3年次までの必修科目 	
工学専門科目				
合計総単位数			卒業要件単位中 110単位	

マテリアル工学科

科目区分			修得すべき単位数又は科目	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10単位	
		外国語系	英語	必修 6単位
			初修外国語	選択必修 3単位
	保健体育系	必修 2単位		
副専門人間科学科目			—	
工学系総合科目			—	
工学系他分野科目			—	
工学基礎科目			<ul style="list-style-type: none"> ・3年次までの必修科目（見学実習を含む） ・選択必修科目 31単位 	
工学専門科目				
合計総単位数			卒業要件単位中 110単位	

総合システム工学科

科目区分			修得すべき単位数又は科目	
人間科学科目	人間科学基礎科目	人文社会系	選択必修 10単位	
		外国語系	英語	必修 6単位
			初修外国語	選択必修 3単位
	保健体育系	必修 2単位		
副専門人間科学科目			—	
工学系総合科目			—	
工学系他分野科目			—	
工学基礎科目			<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年次までの必修科目 ・ 選択必修科目 30単位 	
工学専門科目				
合計総単位数			卒業要件単位中 110単位	

別表第9 教職課程

教育職員の免許を取得するためには、教科に関する専門教育科目より20単位以上、教科又は教職に関する専門教育科目より16単位以上、教職に関する専門教育科目より23単位以上を修得するほかに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を必ず修得しておかなければならない。

ただし、工業については上記の教科に関する専門教育科目の20単位のほかに教職に関する専門教育科目の単位数の全部（23単位）又は一部を当分の間、教科に関する専門教育科目の単位をもって替えることができる。

工業の免許を取得できる学科（機械知能工学科、建設社会工学科、電気電子工学科、応用化学科、マテリアル工学科、総合システム工学科）

(1) 機械知能工学科（機械工学コース・宇宙工学コース・知能制御工学コース）

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種	
工業の専門教育科目	○機械構造の力学入門	1		2								
	○流れ学基礎	2			2							
	○計測制御基礎	1		2								
	○材料力学Ⅰ	2			2							
	材料力学Ⅱ	2				2						
	機械材料学	2				2						
	弾塑性力学	2					2					
	材料強度	2					2					
	塑性加工学	2						2				
	○生産工学基礎	2			2							
	機械工作法Ⅰ	2				2						
	機械工作法Ⅱ	2					2					
	生産ソフトウェア工学	2						2				
	流れ学	2				2						
	流体力学	2					2					
	熱流体工学	2						2				
	エネルギー変換工学	2							2			
熱力学Ⅰ	2			2								

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
工業の専門教育科目	機械工学PBL	1						3		機械工学・宇宙工学コースのみ必修 知能制御工学コースのみ必修	
	宇宙工学PBL	1						3			
	機械工学実験Ⅰ	1			3						
	機械工学実験Ⅱ	1				3					
	制御工学実験Ⅰ	1		3							
	制御工学実験Ⅱ	1				3					
	制御工学実験Ⅲ	1					3				
	知能制御PBL	1						3			
	学外工場実習	1									
	学外見学実習	1									
職業指導	○職業指導	4						2	2		
合計										20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(2) 建設社会工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種	
工業の専門 教育科目	○建設社会工学演習	1	2									
	○建設力学基礎及び演習	2		4								
	○水理学基礎及び演習	2		4								
	○公共計画基礎	2			2							
	国土計画論	2						2				
	地域計画と景域デザイン	2						2				
	都市計画	2			2							
	道路交通工学	2					2					
	水理学Ⅰ	2			2							
	水理学Ⅱ	2			2							
	海岸・港湾工学	2						2				
	水環境工学	2						2				
	防災情報工学	2						2				
	○地盤工学基礎及び演習	2			4							
	地盤工学	2			2							
	地盤耐震工学	2					2					
	構造物基礎と地下空間	2						2				
	構造力学Ⅰ	2			2							
	構造力学Ⅱ	2						2				
	建設振動学	2				2						
	建設材料施工学	2			2							
	○コンクリート構造工学Ⅰ	2				2						
	コンクリート構造工学Ⅱ	2					2					
○測量学実習	1			3								
○建設工学実験Ⅰ	1					3						
○建設工学実験Ⅱ	1						3					
○建築設計製図Ⅰ	2			4								

教科に関する 専門教育 科目	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	高校1種	
	建築設計製図Ⅱ	2				4						
	学外実習	1										
職 業 指 導	○職業指導	4							2	2		
合 計											20 単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(3) 電気電子工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	高校1種	
工業の専門 教育科目	○電磁気学Ⅰ	2		2								いずれか1科目 選択必修
	○電磁気学Ⅱ	2			2							
	○電磁気学Ⅲ	2				2						
	電磁気学Ⅳ	2					2					
	○電気回路Ⅰ	2		2								
	○電気回路Ⅱ	2			2							
	○電気回路Ⅲ	2				2						
	電気回路Ⅳ	2					2					
	○電子回路Ⅰ	2			2							
	電子回路Ⅱ	2				2						
	電子回路応用演習	1						2				
	数値計算法	1					2					
	エネルギー基礎工学	2				2						
	通信基礎	2					2					
	情報理論	2						2				
	組み込みオペレーティングシステム	2						2				
	システム工学	2					2					
	センサ・インターフェース工学	2						2				
	○電気電子工学実験Ⅰ	1			3							
	○電気電子工学実験Ⅱ	1				3						
	電気電子工学実験ⅢA	2					6					
	電気電子工学実験ⅢB	2					6					
	○電気電子工学PBL実験	2						6				
	論理回路	2			2							
電気電子計測Ⅰ	2					2						
電気電子計測Ⅱ	2						2					
コンピュータアーキテクチャ	2					2						
組み込みシステム	2					2						
電気エネルギー伝送工学	2					2						

教科に関する専門教育科目	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	高校1種
工業の専門 教育科目	電気機器	2					2				
	パワーエレクトロニクス	2					2				
	制御システム工学	2					2				
	半導体デバイス	2		2							
	電気電子物性	2					2				
職業指導	○職業指導	4							2	2	
合 計											20 単位

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(4) 応用化学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種	
工業の専門 教育科目	応用化学自由研究	1		2								
	○応用化学基礎実験	2			6							
	○有機化学Ⅰ	2			2							
	○有機化学Ⅱ	2				2						
	有機化学Ⅲ	2					2					
	反応有機化学	2						2				
	有機工業化学	2						2				
	有機機器分析	2						2				
	高分子合成化学	2					2					
	高分子機能化学	2						2				
	○化学工学Ⅰ	2			2							
	化学工学Ⅱ	2				2						
	化学工学Ⅲ	2					2					
	反応工学	2						2				
	コンピュータ解析Ⅰ	2					2					
	○無機化学Ⅰ	2			2							
	○無機化学Ⅱ	2				2						
	機能性材料化学	2						2				
	物理化学Ⅳ	2						2				
	物理化学Ⅴ	2						2				
分析化学	2					2						
○応用化学実験A	2				6							
○応用化学実験B・PBL	2					6						
○応用化学実験C	2						6					
職業指導	○職業指導	4							2	2		
合計											20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(5) マテリアル工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数		
			1年次		2年次		3年次		4年次				
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種		
工業の専門 教育科目	○格子欠陥学	2			2								
	○材料組織学Ⅰ	2			2								
	材料組織学Ⅱ	2				2							
	回折結晶学	2					2						
	計算材料学Ⅰ	2					2						
	○材料熱力学基礎	2			2								
	○材料熱力学	2				2							
	○反応速度論	2				2							
	材料プロセス	2					2						
	塑性加工学	2							2				
	○材料力学	2			2								
	材料物理数学	2				2							
	破壊力学	2					2						
	計算材料学Ⅱ	2							2				
	マテリアル工学入門	2	2										
	製錬工学	2					2						
	○設計製図	1			3								
	○フロンティア工学実習	1			3								
	○マテリアル基礎実験	1					3						
○マテリアル工学PBL	1						3						
○外国語文献講読	2								2				
○見学実習	1												
職業指導	○職業指導	4								2	2		
合計												20 単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(6) 総合システム工学科

工業の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
工業の専門 教育科目	○力学基礎	4	4								
	○基礎電磁気学	4		4							
	○電気回路Ⅰ	2		2							
	電気回路Ⅱ	2			2						
	○電磁気学Ⅰ	2			2						
	電磁気学Ⅱ	2				2					
	○電子回路Ⅰ	2				2					
	電子回路Ⅱ	2					2				
	センサ工学	2						2			
	電気機器Ⅰ	2					2				
	○材料基礎	2				2					
	基礎半導体工学	2				2					
	電子デバイス	2					2				
	機能性材料	2					2				
	○機構学	2		2							
	材料力学	2			2						
	機械力学	2				2					
	熱力学	2					2				
	機械材料	2				2					
流体力学	2						2				
図形情報科学	2			2							
職業指導	○職業指導	4						2	2		
合計										20単位	

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

数学の免許を取得できる学科（総合システム工学科）

(1) 総合システム工学科

数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	○線形数学Ⅰ	2	2							1単位	
	代数学	2			2						
幾何学	○線形数学Ⅱ	2		2						1単位	
	応用数理A	2				2					
解析学	○解析学Ⅰ	4	4							1単位	
	解析学Ⅱ	4		4							
	○微分方程式	2			2						
	複素解析学	2			2						
	応用数理B	2				2					
	制御工学Ⅰ	2					2				
「確率論・統計学」	○統計学	2			2					1単位	
	応用数理C	2					2				
コンピュータ	○情報PBL	2		2						1単位	
	○情報処理基礎	2			2						
	○情報処理応用	2				2					
	○実践プログラミングPBL	2			4						
	○計算数理工学PBL	2				4					
	応用数理D	2					2				
	アルゴリズムとデータ構造	2					2				
	アセンブリ言語	2						2			
	デジタル回路	2							2		
	工業数学	2				2					
合計									20単位		

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

教科又は教職に関する専門教育科目（全学科共通）

教科又は教職に関する専門教育科目	単位数	授 業 時 数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教科又は教職に関する専門教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に関する科目」は最低取得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について16単位以上

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（全学科共通）

開 設 授 業 科 目	
授 業 料 目	単 位 数
○日本国憲法	2
○スポーツ運動学実技A	1
○スポーツ運動学実技B	1
○健康スポーツ科学論	2
○総合英語A I	1
○総合英語A II	1
○情報リテラシー	2

注) 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

教職に関する専門教育科目（全学科共通）

教職に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教職に関する専門教育科目最低修得単位数	○教職論	2		2								該当科目の指導法（4単位）を必修
	○教育原理	2	2									
	○教育心理学	2	2									
	○教育社会学	2		2								
	工業教科教育法	4					4					
	教科教育法（数学）Ⅰ	2					2					
	教科教育法（数学）Ⅱ	2						2				
	○教育課程論	1			1							
	○特別活動の指導法	1			1							
	○教育方法	2					2					
	○生徒指導（進路指導を含む。）	2				2						
	○教育相談	2				2						
	○教職実践演習（高）	2								2		
○教育実習	3									適時		

注)

- ① 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 教職に関する専門教育科目より10単位以上、教科に関する専門教育科目及び教科又は教職に関する専門教育科目と合わせて24単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。
- ③ 教職に関する専門教育科目の単位は人文社会系の単位としては認められない。ただし、教育心理学、教育原理、教育社会学を除く。
- ④ 教育実習の3単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。教育実習に行くためには、実習に行く前年度の3月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならない。
- ⑤ 教育実習に行くためには、別途に開講する「同和教育」を受講しておかなければならない。

Ⅱ 修学上の注意事項

1 履修課程表について

- (1) 履修課程表は、必修科目、選択必修科目、選択科目の区分、各科目の単位数、毎週授業時間数を学年次別及び前・後期別に示してあり、修学上の指針となるものであるのでこの表に準拠して各科目を履修することが望ましい。
- (2) 工学基礎科目及び工学専門科目の履修課程表においては、各学科及び履修コースで定めた必修・選択必修・選択の科目が示してあるので、欄外の注意事項に従って履修することが大切である。

2 シラバス（授業要目）について

- (1) シラバス（授業要目）には、各授業科目の概要、キーワード、到達目標、授業計画、評価方法・基準、履修上の注意事項、授業外学習（予習・復習の指示）、教科書等が記載されているので、事前によく読んで各科目の学習に臨むことが重要である。
- (2) シラバス（授業要目）の中には各履修コースで開講されている科目の内容を考慮した系統図及び学習目標が記載されているので、自分の現在の学習到達度と将来の進路希望をこの図の上に重ねて考え、履修科目の選択を行うことが大切である。系統的な履修計画を無視して単位数だけに目を奪われないように注意すること。

3 履修科目について

人間科学科目、工学系総合科目、工学系他分野科目、工学基礎科目及び工学専門科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- (1) 人間科学科目については、人間科学基礎科目のうち、人文社会系の選択必修科目から10単位、外国語系の科目9単位（必修6単位、選択必修3単位）、保健体育系の必修科目2単位の合計21単位以上を修得しなければならない。
- (2) その他、学科及び履修コース別の卒業要件単位数については、工学部学修細則別表第5を参照すること。

4 履修登録について

- (1) 履修科目の登録にあたっては、所定の登録期間内に教務情報システムにより、受講を希望する科目を登録しなければならない。（ただし、特別な事由がある場合は、「履修登録票」（別記様式第1号）により登録を行うことができる。）
- (2) 複数クラスを開講する科目の場合等には、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修登録を行うこと。
- (3) 所属する学科の履修課程表にない他学科及び他学部の科目の履修を希望する者は、所属学科の履修課程表にない授業科目受講願（別記様式第2号）を教務係で受け取り、科目担当教員及び所属の学科または各履修コースの教務委員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。ただし、科目によっては2年次以上の特定の履修コースに開講されているものがあり、他履修コースにとっては、この科目は「他学科の科目」と見なされる。
- (4) 履修登録の内容については、登録期間終了後、教務情報システムで、正しく登録されているか確認すること。登録誤り又は登録もれがある場合には、履修登録修正期間に、教務情報システムで、修正（科目の追加及び取り消し）を行うこと。修正を行った場合も、登録内容を教務情報システムで必ず確認すること。
- (5) 履修登録にかかわる期日は、学期の始めに掲示するので期日を厳守すること。期日締切後は受け付けない。ただし、特別な事由がある場合は教務係で履修登録票（追加）（別記様式第3号）を受け取り、科目担当教員

及び所属の学科または履修コースの教務委員の承認を得たうえで、教務係に提出すること。

- (6) 履修登録をしていない科目の授業は、受けることができない。
- (7) 履修登録をした授業科目の履修を取りやめる場合は、履修登録期間の約1ヶ月後に設定される履修登録取消し期限までに、履修登録票（取消し）（別記様式第4号）を科目担当教員の承認を得たうえで、教務係に提出しなければならない。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修登録取消し期日までは、履修登録の取消しを行うことができる。
- (8) 教務委員が、正当な事由により、定められた期間内に履修登録の取消しを行うことができないと認めた場合は、履修登録の取消しを行う場合がある。
- (9) 特別な事由により、工学部学修細則第7条第2項に規定する履修登録単位数の上限を超える科目の履修を希望する場合は、上限単位数を超える授業科目の履修願（別記様式第5号）（ただし、履修登録の期日を過ぎて提出する場合は別記様式第6号による）を教務委員の承認を得たうえで、教務係に提出しなければならない。

5 試験について

- (1) 各学科の試験は、学期末に期間を定めて行われる。試験の科目、期間、講義室等はその都度掲示する。
- (2) 試験の際には、必ず学生証を持参し、試験中机の上に呈示しかなければならない。
- (3) 科目の試験に合格した者は、合格した科目の試験を再度受けることはできない。
- (4) 卒業研究については、工学部学修細則第18条（再試験）を適用しない。

6 試験における不正行為について

試験において不正行為のあった者に対しては、工学部学修細則第19条（試験における不正行為に対する懲戒）により次の措置をとる。

- (1) 当該学期に修得した単位は、工学部学修細則第11条第3項の規定にかかわらず、すべて取り消し、再履修させる。
- (2) 当該学期に再試対象になった科目も、すべて再履修させる。
- (3) 当該学期に再試験を受けた科目も、すべて再履修させる。
- (4) 当該学期前に履修し再試対象になっている科目も、再履修させる。
- (5) 当該学期に通年の科目があるときは、その科目も再履修させる。

7 科目の試験の結果について

- (1) 各科目の試験の結果については、教務情報システムにより表示をする。
- (2) 個別科目の成績評価に不服があり、科目担当教員の説明に納得できない場合は、学期毎に掲示される期間内に、成績評価に対する異議申立書（別記様式第7号）を教務係に提出することができる。

8 進級要件等について

- (1) 3年次への進級要件等
 - ① 2カ年以上在学し、卒業要件単位中から72単位以上を修得すること。
 - ② 3年次に進級しない者は、当該履修コース履修課程表の3年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必修科目を履修できない。
- (2) 4年次への進級要件等
 - ① 3カ年以上在学し、卒業要件単位中から所属する学科及び履修コースの指定する科目を含む工学部学修細則別表第8に掲げる単位数を修得すること。

- ② 4年次に進級しない者は、当該履修コース履修課程表の4年次の工学基礎科目及び工学専門科目のうち必修科目を履修できない。
- (3) 連続する2年間において30単位を修得できないときは、除籍の該当者として取り扱うので特に注意すること。
 - ① ただし、連続する2年間の修得単位数が30単位未満の者でも、工学部学修細則第15条のただし書きに該当する者は除く。
 - ② 連続する2年間における30単位には、単位の全てを含めるものとする。

9 大学院入門科目について

(1) 履修資格

大学院入門科目の履修を願い出ることができる工学部学生は、次のいずれかに該当する学業成績が優秀な4年次学生で、教務委員及び指導教員の承認を得られる者とする。

- ① 3年次終了時のGPAが3.0以上の者
- ② ①に準じた学業成績を修めた者

(2) 履修科目

履修できる科目の単位数は、大学院入門科目から6単位までとする。

(3) 履修手続

履修を願い出る場合は、履修登録期間中に「大学院授業科目の履修願」を教務係で受け取り、教務委員、指導教員、科目担当教員の承認を得たうえ、教務係に提出しなければならない。

(4) 単位の取扱

学部学生が学府の授業科目を履修し、その試験に合格した場合は、工学府進学後に所定の手続きを経て単位を認定するものとする。

10 掲示について

学務関係の学生に対する公示、通知、呼び出し等はすべて工学部掲示板に掲示するので見落としのないよう注意すること。ただし、所属する学科（履修コース）に関わることは、所属する学科（履修コース）の掲示板に掲示することがあるので、見落としのないよう注意すること。

重要な掲示を見落として自己に不利益な結果を招くことのないようにすること。

大学は、学生が、この点をよく理解しているものとして取り扱う。

別記 様式第2号

平成 年度 前期・後期
所属学科の履修課程表にない授業科目受講願

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	担当教員印	教務委員印
科目名					
教員名					

学科等	学 科	コ ー ス	年 次	教 務 係	
学生番号					
氏 名					

備 考				担当教員印	教務委員印

別記 様式第3号

平成 年度 前期・後期 履修登録票(追加)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	遅延理由(詳細に)
科目名				
教員名				

学科等	学 科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教務委員印	教 務 係
学生番号						
氏 名						

科目担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いいたします。

別記 様式第4号

平成 年度 前期・後期 履修登録票(取り消し)

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	取消理由(詳細に)
科目名				
教員名				

学科等	学 科	コ ー ス	年 次	担当教員印	教 務 係	
					学生番号	
			氏 名			

科目担当教員 殿

履修登録の取り消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除頂きますようお願いいたします。

別記 様式第5号

平成 年度 上限単位数を超える授業科目の履修願

曜日・時限・クラス	曜日	時限	クラス	上限を超える履修の理由 (既履修登録単位数 単位)
科目名				
教員名				

学科等	学 科	コ ー ス	年 次	教務委員印	教 務 係	
						学生番号
			氏 名			

平成 年 月 日

成績評価に対する異議申立書

工学部長 殿

学科・学年 _____ 学科第 _____ 年次 _____
 学生番号 _____
 氏 名 _____ 印 _____

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

平成 年度 前期・後期

科目名 (クラス番号)	()
教 員 名	

○ 上記科目の成績評価について異議を申し立てる理由

記入漏れのないよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

教務係確認欄 (科目担当教員への問い合わせの有無)
有 ・ 無

Ⅲ 九州工業大学工学部学生の履修コースの専攻の決定に関する要項

第1条 この要項は、九州工業大学工学部学修細則（以下「学修細則」という。）第2条第3項の規定に基づき、履修コース（以下「コース」という。）の決定の方法について必要な事項を定める。

第2条 コースの決定は、原則として同一入学年度の学生を対象とする。

第3条 コースの決定は、学生の志望により行う。

第4条 コースの決定等の時期は、次のとおりとする。

(1) 機械知能工学科、建設社会工学科

- ① 志望の受付 1年次の1月末日
- ② コースの決定 1年次末
- ③ 決定の公示 2年次の4月上旬

(2) 電気電子工学科

- ① 志望の受付 2年次の1月末日
- ② コースの決定 2年次末
- ③ 決定の公示 3年次の4月上旬

第5条 各コースの基本受入学生数は、次のとおりとする。

機械知能工学科	機械工学コース	60名
	宇宙工学コース	30名
	知能制御工学コース	50名
建設社会工学科	建築学コース	20名
	都市環境デザインコース	60名
電気電子工学科	電気工学コース	65名
	電子工学コース	65名

ただし、現員数または進級予定者数を基本受入学生数により按分し、各コースの受け入れ学生数とする。

第6条 コースの決定方法は次のとおりとする。

(1) 学生は、当該年度の1月末日までにコース志望届を提出しなければならない。ただし、コースごとの第1志望者数の公表を受け、2月末日までの間に、コース志望変更届を提出することができる。

(2) 2月末現在のコース志望届に基づき、次の方法により学科で受け入れコースを決定する。

① 第1志望者が当該コースの受け入れ学生数内である場合

ア 学生の志望どおり受け入れる。

② 第1志望者がコースの受け入れ学生数を超える場合

ア そのコースの受け入れ学生数までを成績上位者から順次受け入れる。

イ 受け入れられなかった学生は、第2志望にまわす。

③ 第2志望者によって当該コースの受け入れ学生数を超える場合

ア 第2志望者は、そのコースの受け入れ学生数までを成績の上位者から順次受け入れる。

イ アにより受け入れられなかった学生は、当該学科において協議する。

第7条 成績の順位付けは次により行う。

(1) 機械知能工学科、建設社会工学科

① 1年次に修得した成績点の高い15科目を抽出し、総得点の平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

② 1年次に修得した15科目に満たない者にあつては、その総得点を15で除した平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

(2) 電気電子工学科

① 2年次までに修得した成績点の高い36科目を抽出し、総得点の平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

② 2年次までに修得した科目が36科目に満たない者にあつては、その総得点を36で除した平均点（小数点第3位を切り捨てる。）により行う。

附 則

1 この要項は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

Ⅳ 九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項

工 学 部 長 制 定

(目 的)

第1条 この要項は、九州工業大学工学部学修細則第6条第2項に基づき、工学部における早期卒業の取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

第2条 工学部（九州工業大学工学部）に3年以上4年未満在学した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(早期卒業の対象外となる学生)

第3条 次の各号に該当する学生は、早期卒業の対象とならない。

- (1) 編入学した学生
- (2) 再入学又は転入学した学生
- (3) 工学部へ移籍した学生

(早期卒業申請の手続き)

第4条 早期卒業を希望する学生は、2年次の2月末日までに、別記様式1の早期卒業申請書を工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

第5条 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 2年次終了時に、人間科学科目中、人文社会系の選択必修10単位、外国語系9単位（英語6単位、ドイツ語又は中国語3単位）、保健体育系2単位並びに工学基礎科目及び工学専門科目中、1、2年次の必修科目の全てを含む92単位以上を修得し、GPAが3.8以上であること。
- (2) 3年次終了時、または4年次前学期終了時に卒業要件単位を修得し、GPAが3.8以上であること。

(早期卒業の審査)

第6条 早期卒業の審査および適格の認定は、教務委員会で行う。

(卒業研究等)

第7条 早期卒業の適格の認定を受けた学生の卒業研究等については、以下の特別な措置が取られる。

- (1) 2年次終了時に適格の認定を受けた学生は、3年次に4年次の必修科目を履修することができる。
- (2) 卒業研究（総合システム工学科においては、総合システム工学ゼミナール及び卒業研究プロジェクト）については免除し、特別卒業研究をこれにあてる。
- (3) 3年次前学期終了時において適格の認定を受けた学生は、3年次後学期に特別卒業研究を履修できる。ただし、3年次終了時に特別卒業研究の単位を修得できなかった場合は、卒業研究を履修しなければならない。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

早 期 卒 業 申 請 書

平成 年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科	学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		⑩
現住所		
保証人(氏名)		⑩
現住所		

九州工業大学工学部における早期卒業取扱要項第4条の規定により、早期卒業を希望します。

V 各種の資格等について

・技術士（技術士法）

工学部卒業生は、技術士第1次試験の共通科目の受験が免除される。なお、応用化学科卒業生は、技術士第1次試験が免除される。卒業後、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項について、計画、研究、設計、分析、試験、評価及びその他政令で定める事項の業務に従事した期間が通算して7年を超える者は、第2次試験を受けることができる。

・一級管工事施工管理技士（建設業法）※

1級技術検定（建設業法）

機械知能工学科卒業生で、受験しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となっている検定種目であって、別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目に関し指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を有する者は、1級技術検定の受験資格が認められる。

2級技術検定（建設業法）

機械知能工学科卒業生で、受験しようとする種目が施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第2条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となっている検定種目であって、表2に掲げる者は、2級技術検定の受験資格が認められる。

受験しようとする種目		受験資格を認める者
建設機械施工		九州工業大学工学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種別に関する6月以上の実務経験を有する者
土木施工管理及び建築施工管理 (国土交通大臣が指定する種別)		九州工業大学工学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種別に関し1年以上の実務経験を有する者
その他の種目 及び種別	学科試験	九州工業大学工学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した者又は卒業見込みの者
	実地試験	九州工業大学工学部機械知能工学科の課程のうち別記に示す教科において指定する条件を満たし卒業した後、受検しようとする種目（種別）に関し1年以上の実務経験を有する者

(別記)

施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）第 2 条の表の学科の欄において機械工学に関する学科となっている検定種目の受検資格認定対象者は下記のとおりです。

次に掲げる科目のうち、A 群から C 群までの各群から 1 科目以上、B 群から 17 単位以上、合計 30 単位以上履修した者

A 群	B 群		C 群
解析学 I	機械構造の力学入門	知能制御	宇宙工学入門
解析学 II	流れ学基礎	デジタル制御	エネルギー変換工学
線形数学 I	計測制御基礎	知能制御応用	宇宙工学 I
線形数学 II	材料力学 I	燃焼工学	宇宙工学 II
解析学 III	材料力学 II	メカと力学	自動車工学
複素解析学	機械材料学	機械力学 I	卒業研究
統計学	弾塑性力学	機械力学 II	
物理学 I	材料強度	設計工学 I	
物理学 II A	塑性加工学	設計工学 II	
物理学 II B	生産工学基礎	システム工学	
物理学実験	生産ソフトウェア工学	機械工作法実験 I	
解析力学・剛体力学	流れ学	機械工作法実験 II	
基礎量子力学	流体力学	三次元 CAD 入門	
化学 I	熱流体力学	設計製図 I	
化学 II	熱力学 I	設計製図 II	
化学実験 B	熱力学 II	機械工学PBL	
図形情報科学	伝熱学	機械工作実習 I	
数値形状モデリング	制御工学基礎	機械工作実習 II	
情報リテラシー	機械宇宙システムの制御	制御数学演習	
情報処理基礎	振動工学	制御系解析演習	
情報処理応用	制御数学	制御系構成論 I 演習	
情報処理システム I	制御系解析	制御系構成論 II 演習	
情報処理システム II	制御系構成論 I	制御工学実験 I	
統計力学	制御系構成論 II	制御工学実験 II	
量子力学	センサ工学 I	制御工学実験 III	
数値解析法	センサ工学 II	知能制御PBL	
	ロボット制御工学		

・ **一級建築士（建築士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、一級建築士試験の受験資格が取得できる。（別表1を参照）

・ **二級・木造建築士（建築士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、二級・木造建築士試験の受験資格が取得できる。（別表1を参照）

・ **測量士（測量士法）※**

建設社会工学科卒業生で、在学中に測量に関する科目を履修し、卒業後、1年以上の測量に関する実務経験を経た者は、測量士の資格が取得できる。

・ **一級土木施工管理技士（建設業法）**

建設社会工学科卒業生で、土木施工管理に関して3年以上の実務経験（1年以上の指導監督の実務経験）を経た者は、一級土木施工管理技術検定学科試験の受験資格が取得できる。

・ **電気通信主任技術者（電気通信事業法）※**

電気電子工学科で、在学中に別表2-1、別表2-2に示す認定基準の告示科目及び時間数を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際に、試験の一部が免除される。

・ **電気主任技術者（電気事業法）※**

電気電子工学科（電気工学コース）卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、5年以上の実務経験を経た者は、第一種電気主任技術者免許状が取得できる。（別表3を参照）

・ **第一級陸上無線技術士（無線従事者規則）※**

電気電子工学科（電子工学コース）卒業生で、在学中に別表4に示す認定基準に規定する科目及び時間数並びに単位数を修得した者は、卒業の日から3年以内に実施される第一級陸上無線技術士試験を受験する際に無線工学の基礎が免除される。

・ **第一級陸上特殊無線技士※、第三級海上特殊無線技士（無線従事者規則）**

電気電子工学科（電子工学コース）卒業生で、在学中に別表5-1、別表5-2の授業科目名欄に掲げる科目を修得した者は、申請に基づき、第一級陸上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士の免許が付与される。

また、同申請に必要な科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書のうち、履修内容証明書については本学卒業生は提出が免除されており、したがって同履修内容に係る審査時間が短縮されるため、本学卒業生については免許状が比較的速やかに発給されることとなる。

※印は、平成26年3月現在申請中の資格

一級建築士、二級・木造建築士（建築士法）

別表 1 建設社会工学科

一級建築士、二級・木造建築士試験の受験資格取得を希望する学生が修得すべき授業科目及び単位数

(1) 各分類ごとの修得すべき要件単位数

資格別	実務経歴	修得すべき要件単位数										①～⑨の合計 修得要件単位数 (a)	総合計修得要 件単位数 (a) + (b)	
		分類①	分類②	分類③	分類④	分類⑤	分類⑥	分類⑦	分類⑧	分類⑨	分類⑩ (b)			
一級	2年											適宜	30 単位以上	60 単位以上
	3年	7 単位以上	7 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	4 単位以上	3 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	1 単位以上	50 単位以上			
	4年										40 単位以上			
二級・ 木造	0年										適宜	20 単位以上	40 単位以上	
	1年	5 単位以上	7 単位以上		6 単位以上			1 単位以上	1 単位以上	30 単位以上				
	2年									20 単位以上				

(2) 修得すべき指定科目一覧表

指定科目の分類 (単位数)		指定科目として申請する開講科目			備考
二級・木造 実務 0～2年	一級 実務 2～4年	科目名	履修学年	単位数	
①建築設計製図 (5 単位以上)	①建築設計製図 (7 単位以上)	建築設計製図基礎	1	2	
		建築設計製図Ⅰ	2	2	
		建築設計製図Ⅱ	2	2	
		建築設計製図Ⅲ	3	2	
		建築設計製図Ⅳ	3	2	
②～④ 建築計画、 建築環境工学 又は建築設備 (7 単位以上)	②建築計画 (7 単位以上)	建築計画Ⅰ	2	2	
		建築計画Ⅱ	2	2	
		建築・環境デザインの歴史と展開	3	2	
		都市計画	2	2	
	③建築環境工学 (2 単位以上)	建設環境工学	2	2	
	④建築設備 (2 単位以上)	建設設備	3	2	
⑤～⑦ 構造力学、 建築一般構造 又は建築材料 (6 単位以上)	⑤構造力学 (4 単位以上)	建設力学基礎及び演習	1	2	
		建設振動学	2	2	
		構造力学Ⅰ	2	2	
		構造力学Ⅱ	3	2	
		地盤工学基礎及び演習	2	2	
		地盤工学	2	2	
		構造物基礎と地下空間	3	2	
		地盤耐震工学	3	2	
	⑥建築一般構造 (3 単位以上)	建設工学実験Ⅱ	3	1	
		コンクリート構造工学Ⅰ	2	2	
		コンクリート構造工学Ⅱ	3	2	
		建築一般構造Ⅰ	2	2	
	⑦建築材料 (2 単位以上)	建築一般構造Ⅱ	3	2	
		建設材料施工学	2	2	

指定科目の分類 (単位数)		指定科目として申請する開講科目			備 考
二級・木造 実務0～2年	一級 実務2～4年	科目名	履修学年	単位数	
⑧建築生産 (1単位以上)	⑧建築生産 (2単位以上)	建設施工と積算	3	2	
⑨建築法規 (1単位以上)	⑨建築法規 (1単位以上)	建築法規	3	2	
⑩その他 (適宜)	⑩その他 (適宜)	図形情報科学	1	2	
		総合ランドスケープ演習	3	1	
		測量学実習	2	1	
		測量学Ⅰ	1	2	
		測量学Ⅱ	2	2	
		地域計画と景域デザイン	3	2	

一級建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、一級建築士試験の受験資格が取得できる。

二級・木造建築士（建築士法）

建設社会工学科卒業生で、在学中に所定の単位を修得し、卒業後、所定の実務経験を経たものは、二級・木造建築士試験の受験資格が取得できる。

電気通信主任技術者（電気通信事業法）

別表2-1 電気電子工学科（電気工学コース）

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目および時間数並びに単位数

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授 業 科 目	授業時間数 (単位)	備 考
告示科目	時間数			
数 学	60	解 析 学 II	60 (4)	
		線 形 数 学 I	30 (2)	
		線 形 数 学 II	30 (2)	
物 理 学	60	物 理 学 II A	30 (2)	
		物 理 学 II B	30 (2)	
		物 理 学 実 験	45 (1)	
電 磁 気 学	60	電 磁 気 学 I	30 (2)	
		電 磁 気 学 II	30 (2)	
		電 磁 気 学 III	30 (2)	
		電 磁 気 学 IV	30 (2)	
電 気 回 路	60	電 気 回 路 I	30 (2)	
		電 気 回 路 II	30 (2)	
		電 気 回 路 III	30 (2)	
電 子 回 路	60	電 子 回 路 I	30 (2)	
		電 子 回 路 II	30 (2)	
デジタル回路	30	論 理 回 路 工 学	30 (2)	
		集 積 回 路 工 学	30 (2)	
情 報 工 学	30	情 報 処 理 基 礎	30 (2)	
		情 報 処 理 応 用	30 (2)	
電 気 計 測	60	電 気 電 子 計 測 I	30 (2)	
		電 気 電 子 計 測 II	30 (2)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授 業 科 目	授業時間数 (単位)	備 考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	光 通 信 工 学	30 (2)	
		電 気 回 路 IV	30 (2)	
交 換 工 学	30	通 信 ネットワーク	30 (2)	
		ネットワークインターフェース	30 (2)	
電気通信システム	30	通 信 基 礎	30 (2)	

別表2-2 電気電子工学科 (電子工学コース)

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目および時間数並びに単位数

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授 業 科 目	授業時間数 (単位)	備 考
告示科目	時間数			
数 学	60	解 析 学 II	60 (4)	
		線 形 数 学 I	30 (2)	
		線 形 数 学 II	30 (2)	
物 理 学	60	物 理 学 II A	30 (2)	
		物 理 学 II B	30 (2)	
		物 理 学 実 験	45 (1)	
電 磁 気 学	60	電 磁 気 学 I	30 (2)	
		電 磁 気 学 II	30 (2)	
		電 磁 気 学 III	30 (2)	
		電 磁 気 学 IV	30 (2)	
電 気 回 路	60	電 気 回 路 I	30 (2)	
		電 気 回 路 II	30 (2)	
		電 気 回 路 III	30 (2)	
電 子 回 路	60	電 子 回 路 I	30 (2)	
		電 子 回 路 II	30 (2)	
		ア ナ ログ 回 路 設 計 法	30 (2)	
デジタル回路	30	論 理 回 路	30 (2)	
		デ ィ ジ タ ル 回 路 設 計 法	30 (2)	
情 報 工 学	30	情 報 処 理 基 礎	30 (2)	
		情 報 処 理 応 用	30 (2)	
電 気 計 測	60	電 気 電 子 計 測 I	30 (2)	
		電 気 電 子 計 測 II	30 (2)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授 業 科 目	授業時間数 (単位)	備 考
告示科目	時間数			
伝送線路工学	30	光 通 信 工 学	30 (2)	
		電 気 回 路 IV	30 (2)	
交 換 工 学	30	通 信 ネットワーク	30 (2)	
		ネットワークインターフェース	30 (2)	
電気通信システム	30	通 信 基 礎	30 (2)	

電気主任技術者（電気事業法）

別表3 電気電子工学科（電気工学コース）

電気主任技術者免状取得を希望する学生が修得すべき授業科目及び単位数

科目区分及び履修単位数	◎ 授 業 科 目	単 位 数	○ 授 業 科 目	単 位 数
1. 電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの (合計 19 単位以上、◎印授業科目は必修)	電磁気学Ⅰ	2	電子回路Ⅰ	2
	電磁気学Ⅱ	2	電子回路Ⅱ	2
	電磁気学Ⅲ	2	論理回路	2
	電磁気学Ⅳ	2	電気電子計測Ⅱ	2
	電気回路Ⅰ	2	電気電子物性	2
	電気回路Ⅱ	2		
	電気回路Ⅲ	2		
	電気回路Ⅳ	2		
	電気電子計測Ⅰ	2		
	小 計	18	小 計	10
2. 発電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの (合計 10 単位以上、◎印授業科目は必修)	エネルギー基礎工学	2	電力システム工学	2
	電気エネルギー伝送工学	2	半導体デバイス	2
	電気法規・施設管理	2	電気電子材料	2
	小 計	6	小 計	6
3. 電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギー利用並びに情報伝送及び処理に関するもの (合計 12 単位以上、◎印授業科目は必修)	電気機器	2	情報リテラシー	2
	パワーエレクトロニクス	2	情報PBL	2
	制御システム工学	2	情報処理基礎	2
	電力応用	2	情報処理応用	2
	小 計	8	小 計	8
4. 電気工学若しくは電子工学実験又は電子工学若しくは電子工学実習に関するもの (合計 6 単位以上、◎印授業科目は必修)	電気電子工学実験入門	1		
	電気電子工学実験Ⅰ	1		
	電気電子工学実験Ⅱ	1		
	電気電子工学実験ⅢB	2		
	電気電子工学PBL実験	2		
		小 計	7	
5. 電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの (合計 2 単位以上)			電機設計法	2
			小 計	2

上表は、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(平成5年10月6日付け通商産業省令第60号)第7条第1項に規定する科目である。(平成20年度入学生から適用)

科目等履修生制度により、上表の各科目区分における不足単位の補完は卒業した大学においてのみ1科目認められており、不足単位を取得できる場合は次による。

- ① 本学卒業者にあっては、卒業後3年以内に取得した単位に限り認定される。
- ② 本学に3年以上在学した後、本学大学院工学府博士前期課程に進学した者(飛び級者)にあっては、前期課程在学中に取得した単位及び前期課程修了後3年以内に取得した単位に限り認定される。

第一級陸上無線技術士

別表4 電気電子工学科（電子工学コース）

無線工学の基礎の免除を希望する学生が修得すべき授業科目及び時間数並びに単位数

設定基準に規定する科目		授業科目（時間数）及び単位数		備考
基礎専門教育科目	数 学 14 単位 (210 時間)	解 析 学 II (60) 4 線 形 数 学 I (30) 2 線 形 数 学 II (30) 2 解 析 学 III (30) 2	複 素 解 析 学 (30) 2 統 計 学 (30) 2	
	物 理 5 単位 (105 時間)	物 理 学 II A (30) 2 物 理 学 II B (30) 2 物 理 学 実 験 (45) 1 基 礎 量 子 力 学 (30) 2	統 計 力 学 (30) 2 量 子 力 学 (30) 2 原 子 力 概 論 (30) 2	
	電 気 磁 気 学 (120 時間)	電 磁 気 学 I (30) 2 電 磁 気 学 II (30) 2	電 磁 気 学 III (30) 2 電 磁 気 学 IV (30) 2	
	電 気 回 路 (120 時間)	電 気 回 路 I (30) 2 電 気 回 路 II (30) 2	電 気 回 路 III (30) 2 電 気 回 路 IV (30) 2	
	半導体及び電子管並びに電子回路の基礎 (90 時間)	電 子 回 路 I (30) 2 電 子 回 路 II (30) 2 論 理 回 路 (30) 2	半 導 体 デ バ イ ス (30) 2 デ ィ ジ タ ル 回 路 設 計 法 (30) 2	
	電 気 磁 気 測 定 (180 時間)	電 気 電 子 計 測 I (30) 2 電 気 電 子 計 測 II (30) 2	電 気 電 子 工 学 実 験 I (45) 1 電 気 電 子 工 学 実 験 II (45) 1 電 気 電 子 工 学 実 験 III A (90) 2	

第一級陸上特殊無線技士

別表5-1 電気電子工学科（電子工学コース）

第一級陸上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

	授 業 科 目 名	主 な 科 目 内 容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通 信 基 礎	シラバスを参照のこと。
	電 子 回 路 II	
	電 子 回 路 応 用 演 習	
	電 波 工 学	
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電 波 工 学	
電子計測その他無線測定に関する科目	電 気 電 子 計 測 I	
	電 気 電 子 計 測 II	
電波法規その他電波法令に関する科目	移 動 通 信 及 び 法 規	

第三級海上特殊無線技士

別表5-2 電気電子工学科（電子工学コース）

第三級海上特殊無線技士の資格を取得するために履修する科目

	授 業 科 目 名	主 な 科 目 内 容
無線機器学その他無線機器に関する科目	通 信 基 礎	シラバスを参照のこと。
電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	電 波 工 学	
電波法規その他電波法令に関する科目	移 動 通 信 及 び 法 規	

VI 九州工業大学工学部への移籍に関する取扱要項

平成 12 年 11 月 22 日
工 学 部 長 制 定
改正 平成 20 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要項は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、情報工学部に在学する学生が工学部への移籍を志願するときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第 2 条 申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 情報工学部から工学部への移籍を志願する学生（以下「移籍志願学生」という。）は、移籍を志願する前年の 12 月 16 日から 12 月末日までに、工学部への移籍願（別記様式 1）に成績証明書を添えて情報工学部長に提出するものとする。
- (2) 情報工学部長は、移籍志願学生の移籍について差し支えない場合は、工学部への移籍承諾書（別記様式 2）を 1 月末日までに工学部長に提出するものとする。

(申請資格)

第 3 条 移籍志願学生は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 移籍を志願する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が 1 年以上であること。
- (3) 過去に学部又は学科間の移籍を行っていないこと。

(受入れ要件)

第 4 条 受入れ要件は次のとおりとする。

- (1) 受入れ年次は 2 年次とする。
- (2) 移籍を許可する学生数は、受入れ学科（機械知能工学科及び建設社会工学科においてはコース。以下同じ。）において、教育に支障のない範囲内で若干名とする。

(選 考)

第 5 条 選考は、移籍志願学生が志望する受入れ学科で行い、教務委員会の議を経て教授会で判定する。

(通 知)

第 6 条 選考の結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに工学部長が情報工学部長及び本人へ通知する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

工学部への移籍願

平成 年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		㊟
現住所		
保証人(氏名)		㊟
現住所		

このたび、下記理由により工学部へ移籍したいので、許可願います。

記

○ 学科(コース)志願先

○ 理 由

学 科 長	学務委員	指導教員

工 学 部 へ の 移 籍 承 諾 書

平成 年 月 日

工 学 部 長 殿

情 報 工 学 部 長

工 学 部 へ の 移 籍 に つ い て

下記学生の工学部への移籍については、差し支えありません。

記

学生番号

氏名

* 別記様式1の工学部への移籍願のコピー及び成績証明書を添付

Ⅶ 九州工業大学工学部における学科の移籍に関する取扱要項

平成 12 年 11 月 22 日
工 学 部 長 制 定
改正 平成 20 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要項は、九州工業大学学則（平成 19 年九工大学則第 1 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、工学部に在学する学生が工学部における学科の移籍を志願するときの取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請手続)

第 2 条 工学部における学科の移籍を志願する学生（以下「移籍志願学生」という。）は、移籍を志願する年の 3 月 1 日までに、学科の移籍願（別記様式 1）を工学部長に提出するものとする。

(申請資格)

第 3 条 移籍志願学生は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 移籍を志願する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が 1 年以上であること。
- (3) 過去に学部又は学科間の移籍を行っていないこと。

(受入れ要件)

第 4 条 受入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 受入れ年次は 2 年次とする。
- (2) 移籍を許可する学生数は、受入れ学科（機械知能工学科及び建設社会工学科においてはコース。以下同じ。）において、教育に支障のない範囲内で若干名とする。
- (3) 1 年次の必修科目はすべて修得し、人文社会系科目を 6 単位以上修得しなければならない。
また、各受入れ学科が別途定める基準を満たすこと。
- (4) 学科内の履修コースの決定とは別に行う。

(選 考)

第 5 条 選考は、移籍志願学生が志望する受入れ学科で行い、教務委員会の議を経て教授会で判定する。

(通 知)

第 6 条 選考の結果は、申請のあった年度の 3 月 31 日までに、本人へ通知する。

附 則

この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

学 科 の 移 籍 願

平成 年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科	学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		⑩
現住所		
保証人(氏名)		⑩
現住所		

このたび、下記理由により学科を移籍したいので、許可願います。

記

○ 学科(コース)志願先

○ 理 由

学 科 長	教務委員	指導教員

Ⅷ 教務情報システム（Live Campus）について

1. 教務情報システム（Live Campus）とは

教務情報システム（Live Campus）は、学生の教務関係のサポート（履修登録、成績情報確認、個人情報の確認等）を行うオンラインツールです。学生本人が学内のネットワーク環境においてログインすることで使用できます。

2. 使用できる場所・端末

- 附属図書館1Fのオープン端末
- 工学部教務係前のオープン端末
- その他、学内のネットワークに接続されている端末であれば使用可能です。

3. アクセス、ログインについて

教務情報システム（Live Campus）はwebブラウザからアクセスすることができます。学内のネットワークに接続されている状態で以下のURLにアクセスしてください。

○ <https://virginia.jimu.kyutech.ac.jp/>

ログイン画面が表示されますのでID、パスワードを入力しログインしてください。

4. ID、パスワードについて

教務情報システム（Live Campus）にログインするためには、ID、パスワードが必要です。ID、パスワードは新入生オリエンテーションの際に配布しますので、受領後、速やかにパスワードを変更してください。（パスワードの変更は上記ログイン後のメインメニュー画面で行うことができます。）

ID、パスワードは大切な個人情報です。管理は自己の責任で行い、十分注意してください。ID、パスワードの再発行は、学生証を持参のうえ、教務係窓口で申請してください。

5. メインメニュー画面について

ログインが成功すると、メインメニュー画面が表示されます。

- 履修関連
 - * 一般講義履修登録（履修登録を行うことができます。）
 - * 集中講義履修登録（集中講義の履修登録を行うことができます。）
- 時間割関連
 - * 個人時間割（履修登録を行った科目を時間割形式で確認できます。）
- 成績情報関連
 - * 成績情報の参照（成績情報を確認できます。）
 - * 単位修得情報の参照（直近の要件〔卒業・進級〕に係る単位の修得状況を確認できます。また、上記要件に係る未得必修科目一覧も確認できます。）
 - * カリキュラムの参照（適用されているカリキュラムを確認できます。）
- 学生情報関連
 - * 学籍情報の参照（個人の学籍情報を確認できます。自身の指導教員もここで確認ができます。登録内容に変更等があれば、教務係に申し出てください。）

➤ その他

- * シラバスの参照（シラバスを確認することができます。）
- * 学内スケジュール（学内のスケジュールを確認することができます。）

6. 履修登録について

各学期の初めに設定されている履修登録期間内に教務情報システム（Live Campus）より履修登録を行ってください。定められた期間（履修登録期間・履修登録修正期間）以外では教務情報システム（Live Campus）を利用した登録・修正はできませんので注意してください。

登録画面では、その時点で在籍している学科（コース）・学年の時間割が表示されますので、受講を希望する科目を選択して登録を行ってください。異なる学科（コース）・学年の科目を登録する際は、検索画面で受講を希望する科目を検索し、登録を行ってください。

期間内であれば、一旦登録を行った科目でも登録の取消しを行うことができます。

7. 成績情報について

各科目の最終的な成績（合格・再試対象・不可）は、学期末に教務情報システム（Live Campus）で表示されますので、各自必ず確認してください。

- 成績表（科目の修得状況一覧（可否）が確認できます。）
- 履修対成績表（該当年度の履修登録した科目に対する修得状況が確認できます。）
- 再試対象・不可（再試対象科目、今までに不可となった科目一覧が確認できます。）

その他、年別取得単位数、GPA 詳細等も確認することができます。

8. 不正アクセスについて

他人のパスワードを本人に無断で用いて教務情報システム（Live Campus）へアクセスすると、たとえ何の被害を及ぼさなくても、「不正アクセス」となり、「不正アクセス行為の禁止に関する法律」による処罰の対象となります。

情
報
工
学
部

1. 九州工業大学情報工学部学修細則

〔平成8年12月18日〕
九工大細則第8号

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第1章第5節（修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等）及び第7節（卒業及び学位）に基づき、情報工学部における教育課程の編成、その履修方法、修了の要件、単位の授与等に関し、必要な事項を定めるとともに、学則第29条第4号に規定する除籍を情報工学部において適用する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(学習・教育到達目標)

第2条 情報工学部は、九州工業大学が掲げる「技術に堪能なる士君子の養成」という教育目標を、情報工学の分野において実現するための教育を行う。

2 情報工学部は、この教育目標を各々の教育分野において実現するため、第5条第2項及び第3項毎に学習・教育到達目標を具体的に設定し、広く学内外に公表する。

3 情報工学部は、前項により設定する学習・教育到達目標の達成状況に関して、定期的に点検と評価を行い、その結果を広く学内外に公表する。

4 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望を把握するための調査を行い、前項の点検と評価の結果と合わせて、学習・教育到達目標の見直しを行う。

(教育課程)

第3条 教育課程は、学習・教育到達目標に基づいて設計し、学習・教育到達目標を達成するために必要な授業科目を開設する。

2 情報工学部は、学部の教育に対する社会の要求や学生の要望に関する調査の結果及び学習・教育到達目標の達成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、教育課程の見直しを行う。

(授業計画)

第4条 授業計画（シラバス）は、情報工学部が開設する各々の授業科目について、各開講年度ごとに作成し、広く学内外に公表する。

2 授業計画には、授業の概要、教育課程における位置付け、授業方法、授業時間ごとの内容、達成されるべき目標、成績評価の基準及び方法、授業外学習（予習・復習）の指示、教科書等を記載する。

3 各授業科目の担当教員（以下「授業担当教員」という。）は、授業計画に基づいて授業を実施し、記載された成績評価の基準及び評価方法により成績評価を行う。

4 情報工学部は、授業アンケート等により得られる学生の意見や要望及び学習・教育到達目標の達成度に関する点検と評価の結果を踏まえて、授業計画の見直しを行う。

(履修課程表)

第5条 情報工学部の教育課程が開設する授業科目は、人間科学科目区分、自然科学科目区分、情報科目区分及び対象分野科目区分の4つの科目区分に分類される。

2 人間科学科目区分は、学部共通の教育課程であり、その履修課程表は別表1のIに定める。

3 自然科学科目区分、情報科目区分及び対象分野科目区分は、各学科が個別に編成する教育課程であり、その履修課程表は、別表1のIIに定める。

4 前2項の規定にかかわらず、3年次編入生のための履修課程表は、別表2に定める。

(授業科目の単位区分及び履修年次)

第6条 教育課程の編成に基づいて、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目の3つの単位区分に分類し、また、各授業科目を1年次から4年次までの各履修年次に配当する。

2 学生は、自分が在籍する年次を超える履修年次の授業科目を履修することはできない。

3 学生は、一つの学期に曜日と時限が同一なる授業科目を重複して履修することはできない。

(教育課程の修了要件)

第7条 情報工学部における教育課程を修了するには、4年以上在学(休学及び停学した期間を除く。以下本条及び次条において同じ。)し、第5条に定める履修課程表に従って授業科目を履修し、別表3に定める単位数を修得しなければならない。

2 3年次編入生が情報工学部における教育課程を修了するには、2年以上在学し、第5条に定める履修課程に従って授業科目を履修し、別表4に定める単位数を修得しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、別に定める九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項(平成12年10月25日制定)の早期卒業の要件を満たす場合には、3年以上の在学により情報工学部における教育課程を修了することができる。

(進級の要件)

第8条 学生は、2年次から3年次に進級するためには、2年以上在学し、別表5に定める3年次進級要件を満たさなければならない。

2 学生は、3年次から4年次に進級するためには、3年以上在学し、別表5に定める4年次進級要件を満たさなければならない。

3 3年次編入生は、4年次に進級するためには、3年次に1年以上在学し、別表6に定める4年次進級要件を満たさなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、病気による休学又は留学等の正当な事由があり、かつ、教育上有益であると教務委員会が認める場合には、進級の要件を満たしていない場合であっても、上級年次への進級を許可することができる。

(履修申告)

第9条 学生は、各学期において履修しようとする授業科目について、その学期の履修申告期間内に履修申告を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修申告締切り期日までは、履修申告カード(別記様式第1号)を教務係に提出することにより、履修申告を行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修申告又は修正申告を行うことができなかった場合、学生は所属学科の教務委員の許可を得た上で、期間外履修申告カード(別記様式第2号)を教務係に提出することにより、履修申告又は修正申告を行うことができる。

(履修申告の取消し)

第10条 学生は、履修申告した授業科目の履修を取りやめにする場合には、履修申告期間の約1ヵ月後に設定される履修申告取消し期日までに、履修申告取消しカード(別記様式第3号)を教務係に提出することにより、履修申告の取消しを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目ごとに掲示される履修申告取消し期日までは、履修申告の取消しを行うことができる。

3 正当な事由により、定められた期間内に履修申告の取消しを行うことができなかった場合、学生は所属学科の教務委員の許可を得た上で、履修申告取消しカードを教務係に提出することにより、履修申告の取消しを行う

ことができる。

(履修申告の制限)

第11条 学生は、既に修得した授業科目並びに第20条及び第21条の規定により単位認定を受けた授業科目については、履修申告を行うことはできない。

2 学生は、各学期について、合計が24単位を超える単位数の授業科目を履修申告することはできない。ただし、集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、この単位数の合計には含めない。

3 履修申告する学生数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合、一部の学生の履修を許可しないことがある。その場合、学生は授業科目を担当する教員の指示に従って、修正申告期間内に修正申告を行わなければならない。

(履修申告の制限に関する特例)

第12条 学生が第6条第2項に規定する年次より上級の履修年次の授業科目の履修を希望し、かつ、所属学科の教務委員及び授業担当教員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、上級年次の授業科目の履修願(別記様式第4号)を履修申告期間内に教務係に提出することにより、上級年次の授業科目を履修することができる。ただし、第8条の規定による原級留置(留年)がある学生の場合、選択必修科目及び選択科目については、すべての原級留置がないと仮定した年次を在籍年次とみなし、履修申告をすることができる。

2 第11条第2項の規定にかかわらず、学生が24単位を超える授業科目の履修を希望し、かつ、所属学科の教務委員及び授業担当教員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、上限単位数を超える授業科目の履修願(別記様式第5号)を履修申告期間内に教務係に提出することにより、24単位を超える授業科目を履修することができる。

(成績評価)

第13条 履修申告を行って履修した授業科目については、授業担当教員が、授業計画に記載されている成績評価の基準及び評価方法により100点満点で成績評価を行う。

2 前項の規定にかかわらず、学生が正当な事由がなく授業科目の総授業時間数の3分の2以上出席していなければ、その授業科目の成績評価は0点とする。

3 成績評価を標語で表示する場合には、次の基準による。

秀 90点～100点

優 80点～89点

良 70点～79点

可 60点～69点

不合格 0点～59点

4 成績評価に用いられた主要な資料(試験問題、試験答案、レポート課題、提出レポート等)は、成績評価の妥当性を必要に応じて検証するための基礎資料として、国立大学法人九州工業大学法人文書管理規程(平成23年九工大規程第9号)別表第1備考第5項の規定により保存期間5年の文書として取り扱う。

5 個別の授業科目の成績評価に対して不満があり、授業担当教員に説明を求めたにもかかわらず、十分な説明が得られない場合、もしくは、授業担当教員の説明に納得できない場合、学生は、成績評価に対する異議申し立て書(別記様式第6号)を情報工学部長に提出することができる。

(単位の授与等)

第14条 成績評価の結果を合否の種別により表示する場合には、次の基準による。

合格 60点～100点

不合格 0点～59点

2 合格と判定された授業科目については、履修課程表に規定されている単位数が与えられる。

3 学生は、合否判定の結果にかかわらず、履修した授業科目の成績評価の取消しを求める事はできない。

(学期末・学年末試験で不合格になった場合の措置)

第15条 再試験は、実施しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目の総授業時間数の3分の2以上の授業に出席して不合格となった学生のうち、授業担当教員が必要と認めた学生に対して、試験その他の方法による確認を加えて行い、その結果に基づき成績の修正を行うことがある。

3 成績の修正は、その授業科目が開講された学期の成績報告期限内に行い、その学期内に確定した成績評価を学生に通知する。

(他学科の授業科目の履修)

第16条 所属学科の履修課程表に含まれない授業科目(他学科科目)の履修を希望する学生は、所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に他学科科目履修願(別記様式第7号)を教務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、対象分野科目区分の選択科目として取り扱われる。

(他学部の授業科目の履修)

第17条 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に他学部の科目の履修願(別記様式第8号)を教務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修を許可された授業科目は、所属学科の教務委員の判断によりその授業科目の内容に応じた科目区分の選択科目として取り扱われる。

(大学院の授業科目の履修)

第17条の2 大学院情報工学府の授業科目の履修を希望する学生は、所属学科の教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に履修申告カードを教務係に提出しなければならない。

2 前項の規定により履修できる授業科目は、別に定める。

3 履修申告できる学生は3年次以上の者とし、履修できる単位数は卒業までに6単位までとする。

4 第1項の規定により履修を許可された授業科目は、卒業要件には加算されない。

(教職課程)

第18条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による免許状を取得しようとする学生は、別表7に定める教職課程の授業科目を履修しなければならない。

(IIFプログラム)

第18条の2 情報工学部は、国際先端情報科学者養成プログラム(International Informatics Frontier Program。以下「IIFプログラム」という。)を開設する。

2 IIFプログラムを修了しようとする学生は、別表8に定める授業科目を履修しなければならない。

3 IIFプログラムに関する学生の選抜方法その他必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生の人間科学科目の履修に関する特例)

第19条 外国人留学生の日本語科目及び日本事情に関する科目の履修及び単位の修得に関しては、九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則(平成5年九工大細則第1号)による。

(他大学等における授業科目の履修及び単位認定)

第20条 他大学等において履修した授業科目で、学則第13条及び第13条の2の規定により、情報工学部における授業科目の履修により修得したと認定される授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により単位が与えられる。

2 認定された授業科目については、成績評価を行わない。

(既修得単位の認定)

第21条 本学に入学、再入学又は転入学する以前に履修した授業科目で、学則第14条、第22条及び第23条の規

定により、情報工学部における授業科目の履修により修得したとされる授業科目については、認定された情報工学部の授業科目の科目区分及び単位区分により単位が与えられる。

- 2 3年次編入生を対象とした既修得単位の総認定単位数は、80単位を上限とし、認定に関しては、別に定める。
- 3 学生は、単位認定取下げ願（別記様式第9号）を教務係に提出することにより、認定された授業科目の認定を取り下げることができる。
- 4 認定された授業科目については、成績評価を行わない。
- 5 学則第24条の規定により移籍をした学生の既修得単位の認定は、前項までの規定を準用する。

（GPAによる総合成績の評価）

第22条 学生の総合的な成績は、GPA（Grade Point Average）を用いて評価する。

- 2 GPAは、学生が履修した全ての授業科目について、評価点（Grade Point）をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数による加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準による。

90点～100点 4.0

85点～89点 3.5

80点～84点 3.0

75点～79点 2.5

70点～74点 2.0

65点～69点 1.5

60点～64点 1.0

0点～59点 0

- 3 第20条及び第21条の規定により単位認定された授業科目並びに卒業要件に加算されない授業科目は、GPAの計算の対象には含まない。
- 4 同じ授業科目を異なる年度にわたって複数履修した場合、各々の履修年度における授業科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

（授業アンケート）

第23条 情報工学部は、開講する各々の授業科目について、その授業内容及び授業方法に対する学生の感想や意見、要望を把握し、それを受けて授業内容及び授業方法の改善を図ることを目的として、授業アンケートを実施する。

- 2 授業アンケートの実施方法その他必要な事項は、別に定める。

（指導教員及び学年担当教員）

第24条 勉学に関する学生への支援を目的として、各々の学生に対して1人の指導教員を割り当て、各学科の各学年に対して1人の学年担当教員を割り当てる。

- 2 指導教員は、担当する学生に関する教務情報を閲覧することができ、閲覧した情報に基づいて、学生の勉学を助け、学生の勉学意欲の増進を図ることを目的とした助言を行う。
- 3 各学科の学年担当教員は、学科の教務委員を補佐して、担当する学年の教育が円滑に実施されることを目的とした勉学上の学生支援、各種ガイダンスの実施、進級が困難な学生に対する履修上の指導、学生からの要望への対応等を行う。

（学力不振者の除籍）

第25条 2年次の学生で、連続する2年間（休学期間を除く。）において、必修科目、選択必修科目、選択科目及び教職課程の授業科目の単位を合計して30単位以上修得しなかった者は、学力不振で成業の見込みのない者として、学則第29条第4号の規定により除籍する。ただし、病気又は留学等の正当な事由があると教務委員会が認めた場合は、この限りではない。

(試験における不正行為に対する懲戒)

第26条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修申告した授業科目の全部又は一部について、その成績評価を0点とし、単位を与えない。

2 特に悪質な不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第88条の規定により懲戒する。

(雑則)

第27条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (最終改正分)

1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この細則の規定にかかわらず、平成26年3月31日に在籍する者(以下「在籍者」という。)及び平成26年4月1日以後に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者に係る教育課程の編成、履修方法、修了要件、単位の授与等については、なお従前の例による。

別表 1 (第5条関係)

I 各学科共通履修課程表

1 人間科学科目

① 人文社会系

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
入門科目	日本語とコンピュータ入門Ⅰ		2		2								
	日本語とコンピュータ入門Ⅱ		2			2							
	文化人類学入門Ⅰ		2		2								
	文化人類学入門Ⅱ		2			2							
	社会学入門Ⅰ		2		2								
	社会学入門Ⅱ		2			2							
	法学入門Ⅰ		2		2								
	法学入門Ⅱ		2			2							
	経済学入門Ⅰ		2		2								
	経済学入門Ⅱ		2			2							
講義科目	一般言語学 A		2				(2)		(2)				
	一般言語学 B		2				(2)		(2)				
	一般言語学 C		2					(2)		(2)			
	一般言語学 D		2					(2)		(2)			
	文化人類学 A		2				(2)		(2)				
	文化人類学 B		2				(2)		(2)				
	文化人類学 C		2					(2)		(2)			
	文化人類学 D		2					(2)		(2)			
	心理学 A		2				(2)		(2)				
	心理学 B		2				(2)		(2)				
	心理学 C		2					(2)		(2)			
	心理学 D		2					(2)		(2)			
	文化史 A		2				(2)		(2)				
	文化史 B		2				(2)		(2)				
	文化史 C		2					(2)		(2)			
	文化史 D		2					(2)		(2)			
	社会学 A		2				(2)		(2)				
	社会学 B		2				(2)		(2)				
	社会学 C		2					(2)		(2)			
	社会学 D		2					(2)		(2)			
	法学 A		2				(2)		(2)				
	法学 B		2				(2)		(2)				
	法学 C		2					(2)		(2)			
	法学 D		2					(2)		(2)			
	経済学 A		2				(2)		(2)				
	経済学 B		2				(2)		(2)				
経済学 C		2					(2)		(2)				
経済学 D		2					(2)		(2)				
科学史 A		2				(2)		(2)					
科学史 C		2					(2)		(2)				

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
講義科目	地 理 学 A		2				(2)		(2)					
	地 理 学 B		2				(2)		(2)					
	地 理 学 C		2					(2)		(2)				
	地 理 学 D		2					(2)		(2)				
	国 際 関 係 論		2					(2)		(2)				
人間情報科目	言 語 分 析 法		2							(2)	(2)			
	認 知 言 語 学 入 門		2							(2)	(2)			
	運 動・人 間 機 械 論		2							(2)	(2)			
	運 動 行 動 情 報 論		2							(2)	(2)			
	自 然 言 語 理 論		2							(2)	(2)			
	情 報 倫 理		2							(2)	(2)			
	情 報 媒 体 論		2							(2)	(2)			
	比 較 文 化 論		2							(2)	(2)			
	ゲ ー ム 理 論		2							(2)	(2)			
	コ ン ピ ュ ー タ 革 命 と 現 代 社 会		2							(2)	(2)			
	情 報 法 学		2							(2)	(2)			
	情 報 人 類 学		2							(2)	(2)			
	情 報 日 本 文 化 論		2							(2)	(2)			
	情 報 社 会 と 教 育		2								2			
計		116												

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考
		必修	選 必	選 択	1 年		2 年		3 年		4 年		
					前	後	前	後	前	後	前	後	
言葉と文化	言葉と文化Ⅰ	1			2								
	言葉と文化Ⅱ(ドイツ)		1			2							
	言葉と文化Ⅱ(フランス)		1			2							
	言葉と文化Ⅱ(中国)		1			2							
新修外国語	ドイツ語Ⅰ			1			2						
	ドイツ語Ⅱ			1				2					
	ドイツ語Ⅲ			1					2				
	ドイツ語Ⅳ			1						2			
	フランス語Ⅰ			1			2						
	フランス語Ⅱ			1				2					
	中国語Ⅰ			1			2						
	中国語Ⅱ			1				2					
日本語表現技法	日本語表現技法A			1			(2)		(2)				
	日本語表現技法B			1				(2)		(2)			
計		5	35	16									

(注)

- 英 語：1. I, II, III及びⅣの〔2〕部分は、(以前不合格となったために)再度履修する人のみ履修できる。
 2. 選択必修及び選択の英語の受講については、必修の英語全てを修得済みでなければならない。
 3. 英語の科目名に付いている記号の意味は、以下のとおりである。
 L:Listening S:Speaking R:Reading W:Writing C:Comprehensive T:Transfer
 1～3 : レベルの違いを表す。
 S:Spring (前期) F:Fall (後期)

- 新修外国語：1. 各言語のⅡを履修するには、同じ言語のⅠの単位を修得済みでなければならない。
 2. 各言語のⅢの受講には、同じ言語のⅡの単位を修得済みであることが望ましい。
 3. 各言語のⅣの受講には、同じ言語のⅢの単位を修得済みであることが望ましい。

③ 健康・スポーツ科学系

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
運動科学Ⅰ(実技)	1			2									
健康・スポーツ科学論演習	1				2								
運動科学Ⅱ(実技)	1					2							
運動科学Ⅲ(実技)	1						2						
運動科学Ⅳ(実技)			1					(2)		(2)			
計	4		1										

④ 認定科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
人間科学科目区分認定科目													

2 総合科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
総合科目Ⅰ			2										
総合科目Ⅱ			1										
総合科目Ⅲ			1										
総合科目Ⅳ			2										
総合科目Ⅴ			2										
総合科目Ⅵ			1										
総合科目Ⅶ			1										
計			10										

3 情報科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
情報職業論			2					2					
情報産業職業論			2						2				
情報メディアとコミュニケーション			2						2				
産業組織論			2					2					
計			8										

4 早期卒業科目

授業科目	単位			授業時数								備考	
	必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
特別卒業研究	8								24				
計	8								24				

学修細則第7条第3項に該当する場合のみ履修可

Ⅱ 各学科別履修課程表

1 知能情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数 学	離 散 数 学	2			2									
	線 形 代 数 I	2			2									
	線 形 代 数 II	2				2								
	数 学 演 習 II A		1				2							
	解 析 I	2			2									
	解 析 II	2				2								
	応 用 解 析		2				2							
	確 率 ・ 統 計	2					(2)		(2)					
	微 分 方 程 式		2					2						
物 理	数 学 演 習 I A		1			2								
	力 学	2			2									
	電 磁 気 学	2				2								
	現 代 物 理 学 I		2				2							
基礎 実験	現 代 物 理 学 II		2				2							
	情 報 工 学 基 礎 実 験 I	2				4								
	情 報 工 学 基 礎 実 験 II A	1					3							
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	自 然 科 学 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	計	19	10											

② 情報科目

区分	授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
		必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報 基礎 科目	計 算 機 リ テ ラ シ ー A	1			2									
	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2			4									
	デ ー タ 構 造 と ア ル ゴ リ ズ ム	2				4								
	プ ロ グ ラ ム 設 計	2					4							
	計 算 機 シ ス テ ム I	2			2									
	計 算 機 シ ス テ ム II	2				2								
情 報 専 門 科 目	論 理 数 学 A	2			2									
	グ ラ フ 理 論		2				2							
	論 理 回 路	2				2								
	人 工 知 能 基 礎 A	2					2							
	オ ー ト マ ト ン と 言 語 理 論	2				2								
	オ ブ ジ ェ ク ト 指 向 プ ロ グ ラ ミ ン グ ・ 演 習	2						4						
	ア ル ゴ リ ズ ム 設 計 A		2				2							
	計 算 機 ア ー キ テ ク チ ャ A		2				2							
	デ ー タ ベ ー ス 理 論		2						2					
	オ ペ レ ー テ ィ ン グ シ ス テ ム		2						2					
	ソ フ ト ウ ェ ア 設 計	2							2					
	計 算 量 理 論		2						2					
	計 算 理 論		2					2						
	情 報 理 論 A		2						2					
	計 算 機 ネ ッ ト ワ ー ク	2					2							
	プ ロ グ ラ ミ ン グ 言 語 処 理 系	2					2							
	情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選 択 必 修 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選 択 科 目 の 単 位 と して 個 別 に 認 定 する
	計	27	16											

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
知能情報工学入門	1			2									C
知能情報工学基礎演習			1			2							
論 理 と 証 明		2						2					推論
人工知能プログラミング・演習	2							4					
パ タ ー ン 理 解		2						2					メディア
知 識 ベ ー ス		2							2				推論
知能情報工学特別講義			1						2				C
認 知 科 学			2						2				
コンピュータビジョンA		2							2				メディア
コンピュータグラフィックスA		2							2				メディア
言 語 処 理 工 学		2							2				メディア
知能システム設計論		2							2				推論
ソ フ ト ウ ェ ア 工 学 A			2							2			
推 論 と 学 習		2								2			推論
音 声 工 学			2								2		
シ ス テ ム 制 御			2							2			
知能情報工学実験演習Ⅰ	1						3						
知能情報工学実験演習Ⅱ	1								3				
知能情報工学実験演習Ⅲ	2									6			
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1										適宜開講
長 期 イ ン タ ー ン シ ッ プ			2										適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				2						C
卒 業 研 究	8										6	18	
情 報 関 連 法 規			2						2				
知 的 財 産 概 論			2						(2)	(2)			
行 政 情 報 概 論			2				2						
技 術 者 倫 理 A	2								2				
脳 型 シ ス テ ム			2							2			
情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
情 報 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選択科目の単位として個別に認定する
	17	16	23										

注) 対象分野の選択必修科目のうち、推論分野から最低4単位(2科目)、メディア分野から最低4単位(2科目)履修しなければならない。

注) C印の授業科目は、キャリア教育を含む科目である。

2 電子情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I	2			2									
	解析 II	2				2								
	線形代数 I	2			2									
	線形代数 II	2				2								
	離散数学	2			2									
	微分方程式		2			2								
	応用数学	2					2							
	応用解析学		2				2							
物理	確率・統計	2					2							
	基礎物理学 I	2			2									
	基礎物理学 II E	2				2								
	電磁気学 I・同演習	2					4							
化学	現代物理学 I		2					2						
	化学 I		2		2									
基礎実験	情報工学基礎実験 I	2				4								
	情報工学基礎実験 II E	1					3							
	自然科学科目区分認定科目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
	計	23	8											

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4									
	電子情報工学入門	1			2									C
	データ構造とアルゴリズム	2				4								
	プログラム設計	2					4							
	計算機システム I	2			2									
	計算機システム II	2				2								
情報専門科目	論理設計		2				2							
	オートマトン理論		2			2								
	計算機アーキテクチャ E		2				2							
	アルゴリズム設計 E		2					2						
	データベース E		2					2						
	オペレーティングシステム E		2					2						
	知的情報処理			2				2						
	オブジェクト指向プログラミング		2				4							
	生体情報システム E			2					2					
	情報科目区分認定科目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
	計	11	14	4										

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必修	選 必	選 択	1 年		2 年		3 年		4 年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
物 理 数 学 基 礎			2		2								
電 気 回 路 E	2					2							
組 込 み シ ス テ ム 技 術 概 論			2					2					C
電 磁 気 学 II		2				2							* 1
情 報 理 論 E		2				2							* 2
計 算 機 通 信 基 礎	2				2								
現 代 物 理 学 II		2						2					* 1
電 子 物 理		2						2					* 1
回 路 と シ ス テ ム		2				2							* 1・* 2
電 子 回 路 I E	2							2					
電 子 回 路 II E		2							2				* 1
通 信 理 論		2							2				* 2
無 線 通 信 ネットワーク			2			2							
半 導 体 工 学		2							2				* 1
電 子 情 報 工 学 実 験 I	1					3							
電 子 情 報 工 学 実 験 II	1							3					
電 子 マ テ リ ア ル 工 学		2							2				* 1
ネットワークアーキテクチャ		2				2							* 2
ネットワークセキュリティ		2							2				* 2
デジタル信号処理		2						2					* 2
デジタルコンテンツ		2							2				* 2
L S I 設 計		2							2				* 1
L S I 設 計 演 習			1							2			
デジタルシステム設計		2						2					* 1
集積回路製作演習			1							2			
インターンシップ			1										適宜開講
長期インターンシップ			2										適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キャリア形成概論			2			2							C
コンピュータグラフィックスE			2						2				
通 信 機 器			2	(2)		(2)		(2)		(2)			
プログラミング応用			2						2				
知的財産概論			2					2					
行政情報概論			2							2			
情報関連法規			2							2			
卒業研究	8									12	12		
技術者倫理 E	1					2							
電子情報セミナー I		1						2					* 1・* 2
電子情報セミナー II	1								2				
脳型システム			2						2				
対象分野科目区分認定科目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
対象分野科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
計	18	31	27										

注) * 1 の科目の中から7単位以上, * 2 の科目の中から5単位以上修得しなければならない。

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

3 システム創成情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I 同演習	2			4									
	解析 II	2				2								
	離散数学	2				2								
	線形代数 I	2			2									
	線形代数 II 同演習	2				4								
	微分方程式	2					2							
	応用数学	2					2							
	確率論	2						2						
物理	運動工学	2				2								
	電磁工学	2				2								
	光工学	2						2						
化学	化学 I			2	2									
	自然科学科目区分認定科目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
	計	22		2										

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4									
	データ構造とアルゴリズム	2					4							
	プログラム設計	2						4						
	計算機システム I	2				2								
	計算機システム II	2					2							
情報専門科目	プログラミング応用 S	2				4								
	計算機活用入門	1				2								
	情報理論 S	2						2						
	離散構造論	2						2						
	データベース S	2							2					
	統計とデータ解析	2							2					
	コンピュータグラフィックス S		2						2					* 1
	数値計算		2						2					* 1
	オペレーティングシステム S		2						2					* 1
	計算機ネットワーク	2								2				
	画像情報処理		2						2					* 1
	システム最適論		2							2				* 1
	知的財産概論			2						2				
	行政情報概論			2								2		
	情報関連法規			2								2		
	アルゴリズム設計 S		2							2				* 1
	計算基礎論		2								2			* 1
	通信工学		2								2			* 1
	マルチメディア工学概論		2									2		* 1
		情報科目区分認定科目 I												
	情報科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
	計	23	18	6										

注) * 1 の科目の中から 8 単位以上修得しなければならない。

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
システム創成入門	1			2									C
基礎プロジェクト	1			2									
物作りプロジェクト	1			3									
電気回路	2					2							
電子回路 S		2							2				* 2
システムダイナミックス	2					2							
システム制御基礎論	2							2					
システム制御コンピューティング		2						2					* 2
システム制御設計論		2						2					* 2
現代システム制御論		2						2					* 2
ロボット工学		2							2				* 2
計測工学入門	2					2							
信号処理 I	2						2						
信号処理 II		2						2					* 2
システム創成特論	1								2				
技術要論	1								2				C
脳型システム			2						2				
インターンシップ			1										適宜開講
長期インターンシップ			2										適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キャリア形成概論			2			2							C
組込みシステム技術概論			2					2					C
シミュレーション物理	2					3							
システム創成基礎実験	2						4						
システム創成プロジェクト I		1.5						3					* 3
システム創成プロジェクト II		1.5						3					* 3
システム創成プロジェクト III		1.5						3					* 3
システム創成プロジェクト IV		1.5						3					* 3
超 PBL プロジェクト S			2						3				C
創作プロジェクト I		2								4			* 4
創作プロジェクト II		2								4			* 4
卒業研究		8									16		* 4
対象分野科目区分認定科目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
対象分野科目区分認定科目 II													選択科目の単位として個別に認定する
計	19	30	11										

注)

- ① * 2の科目の中から6単位以上修得しなければならない。
- ② * 3の科目の中から3単位以上修得しなければならない。
- ③ * 4の科目の中から、創作プロジェクト I および II の4単位又は卒業研究8単位を修得しなければならない。

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

4 機械情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数学	解析Ⅰ・同演習	2			4									
	解析Ⅱ・同演習	2				4								
	線形代数Ⅰ・同演習	2			4									
	線形代数Ⅱ・同演習	2				4								
	離散数学	2			2									
	論理数学M		2			2								
	微分方程式	2					2							
	確率・統計	2							2					
物理	基礎物理学・同演習	2			4									
	力学	2				2								
	電磁気学	2					2							
	現代物理学			2					2					
	熱・統計力学			2						2				
化学	化学Ⅰ			2	2									
基礎実験	情報工学基礎実験Ⅰ	2				4								
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
	計	22	2	6										

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4									
	データ構造とアルゴリズム	2				4								
	プログラム設計	2					4							
	計算機システムⅠ	2					2							
	計算機システムⅡ	2						2						
情報専門科目	計算機リテラシーM	1			2									
	オブジェクト指向開発	2					2							
	数値計算		2				2							
	組込みシステムⅠ		2						2					C
	有限要素法の基礎		2						2					
	情報通信ネットワーク		2						2					
	組込みシステムⅡ		2							2				
	データベースM		2					2						
	マルチメディア技術			2						2				
	プログラミング応用M			2								2		
	知的財産概論			2									2	
	行政情報概論			2										2
	情報関連法規			2										2
	情報科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
	計	13	12	10										

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考
	必修	選 必	選 択	1年		2年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	前	後	
機 械 情 報 基 礎	1			2								C
棒 と 軸 の 力 学	2					2						
は り の 力 学	2						2					
弾 性 体 の 力 学		2						2				* 1
C A E ・ 演 習		2							4			* 2
流 れ 学 I	2					2						
流 れ 学 II		2						2				* 1
熱 流 動 シ ス テ ム		2						2				* 1
機 械 数 学		2					2					
熱 力 学		2							2			* 2
計 算 熱 流 体 工 学			2						2			
電 気 回 路 M	2						2					
シ ス テ ム 動 力 学 II		2							2			* 2
電 子 回 路 M			2				2					
シ ス テ ム 動 力 学 I		2							2			* 1
制 御 基 礎 I	2								2			
制 御 基 礎 II		2								2		* 2
シ ス テ ム 工 学			2				2					
精 密 加 工 学	2						2					
シ ス テ ム 計 測		2							2			* 1
メ カ ト ロ 材 料 学		2								2		* 2
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト I	1				3							
C A D と デ ザ イン I	1					3						
生 産 加 工 実 習	1					3						
C A D と デ ザ イン II	2						4					
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト II	1								3			
機 械 情 報 工 学 実 験	1								3			
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト III	1									3		
機 械 情 報 工 学 応 用 実 験	1									3		
技 術 者 倫 理 M	1										2	
日 本 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	1										2	
卒 業 研 究	8										12	12
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1									適宜開講
長 期 イ ン タ ー ン シ ッ プ			2									適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2				2					C
機 械 情 報 工 学 特 別 講 義			2							2		
脳 型 シ ス テ ム			2						2			
総 合 エ ン ジ ニ ア リ ン グ I		1				2						
総 合 エ ン ジ ニ ア リ ン グ II		1					2					
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I												選択必修科目の単位として個別に認定する
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II												選択科目の単位として個別に認定する
計	32	24	15									

注)

- ① * 1の科目の中から4単位以上修得しなければならない。
- ② * 2の科目の中から4単位以上修得しなければならない。

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

5 生命情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I ・ 演習	2			3									
	線形代数 I	2			2									
	離散数学	2			2									
	微分方程式	2					2							
	応用数学			2				2						
物理	確率・統計			2			2							
	物理学入門・演習	2			3									
	基礎物理学	2				2								
化学	現代物理学		2				2							* 4
	基礎化学	2			2									
生物	基礎生物学	2			2									
実験	基礎実験	1				3								
	化学実験	1					3							
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
	計	18	2	4										

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数								備考	
		必修	選必	選択	1年		2年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	計算機システムⅠ	2			2									
	プログラミング	2			4									
	計算機システムⅡ	2				2								
	データ構造とアルゴリズム	2				4								
	情報ネットワーク	2					2							
	プログラム設計	2					4							
	データベース B	2						2						
情報専門科目	ネットワークプログラミング	2					4							
	コンピュータグラフィックス B	2						2						
	人工知能		2						2					* 3
	数値計算		2						2					* 3
	バイオシミュレーション		2						2					* 3
	バイオインフォマティクス		2						2					* 3
	計算機アーキテクチャ			2							2			
	ソフトウェア工学			2								2		
	知的財産概論			2						2				
	行政情報概論			2								2		
	情報関連法規			2								2		
	データベース演習	1							2					
	ネットワーク演習	1							2					
	数値計算演習	1								2				
グラフィックス演習	1								2					
マルチメディア技術演習			1								2			
	情報科目区分認定科目Ⅰ													選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目Ⅱ													選択科目の単位として個別に認定する
	計	22	8	11										

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数								備 考	
	必 修	選 必	選 択	1 年		2 年		3 年		4 年			
				前	後	前	後	前	後	前	後		
生 命 情 報 工 学 入 門	1			2									C
生 命 情 報 工 学 概 論	1					2							C
バ イ オ 技 術 者 倫 理	1							2					C
専 門 概 要	1								2				C
化 学 熱 力 学 ・ 演 習	2				3								
有 機 化 学	2				2								
生 物 有 機 化 学		2				2							* 4
酵 素 工 学		2						2					* 5
分 子 設 計 基 礎		2							2				* 4
機 器 分 析		2							2				* 4
分 子 生 物 学	2				2								
生 化 学	2					2							
分 子 遺 伝 学	2						2						
細 胞 生 物 学		2				2							* 4
生 体 情 報 学		2						2					* 4
生 化 数 学 ・ 演 習	2					3							
生 物 化 学 工 学		2				2							* 5
生 物 プロセスシステム工学		2						2					* 5
遺 伝 子 工 学		2							2				* 5
微 生 物 工 学		2						2					* 5
医 用 工 学		2							2				* 5
環 境 工 学		2							2				* 2
構 造 生 物 学		2						2					* 4
ラ イ フ サ イ エ ン ス 実 験	2								6				
生 化 学 ・ プロテオミクス実験	2								6				
バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 実 験	2									6			
医 用 工 学 ・ ゲ ノ ム 情 報 学 実 験	2									6			
科 学 技 術 英 語 I		1							2				* 1
科 学 技 術 英 語 II		1								2			* 1
総 合 地 球 環 境 学		1							(2)		(2)		* 2
教 職 実 践 演 習			2								2		* 6
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1										適宜開講
長 期 イ ン タ ー ン シ ッ プ			2										適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2			2							C
卒 業 研 究	8										12	12	
脳 型 シ ス テ ム			2						2				
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I													選択必修科目の単位として個別に認定する
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II													選択科目の単位として個別に認定する
計	32	29	9										

3, 4年次に開講される情報専門の選択科目及び3年次に開講される対象分野の選択科目の履修方法については、3年進級時に指示する。

注)

- ① * 1の科目及び日本語表現技法A, Bの中から2科目以上。
- ② * 2の科目の中から1科目以上。
- ③ * 3の科目の中から1科目以上。
- ④ * 4の科目の中から2科目以上。
- ⑤ * 5の科目の中から2科目以上。
- ⑥ * 6の科目の受講は、教職課程の学生のみに限る。3年までの全ての教職科目と本科目を修得したとき、本科目を卒業要件単位として含めることができる。
- ⑦ * 大学院科目「生命機能構造連関特論」を、学部3年次との合同開講講義科目「構造生物学」とする。

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

別表2（第5条関係）

I. 3年次編入学生の人間科学科目区分の履修方法（各学科共通）

3年次編入学生は、1年次から入学する学生のための教育課程に設けられている人間科学科目区分の授業科目（別表1のI）を履修することができる。ただし、英語I、II、III及びIVについては、〔2〕として再履修者向けに開講している授業しか履修できない。

人間科学科目区分の授業科目の修得単位は、同別表に定められている各授業科目の単位区分にかかわらず、すべて選択科目として単位に加算される。

（注意） 3年次編入学生のための各学科別履修課程表中、授業年次を「3・4年」としている科目は、1・2年生が対象となっているが、編入学生も履修することができる科目を示している。

Ⅱ 3年次編入生のための各学科別履修課程表

1 知能情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選 必	選 択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数 学	離散数学	2			2							
	線形代数Ⅰ	2			2							
	線形代数Ⅱ		2			2						
	数学演習ⅠA		1			2						
	解析Ⅰ	2			2							
	解析Ⅱ		2			2						
	応用解析		2			2						
	確率・統計	2			2							
	微分方程式		2			2						
物 理	数学演習ⅡA		1		2							
	力学	2			2							
	電磁気学		2			2						
	現代物理学Ⅰ		2		2							
基礎 実験	現代物理学Ⅱ		2			2						
	情報工学基礎実験Ⅰ	2				4						
	情報工学基礎実験ⅡA	1			3							
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	13	16									

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選 必	選 択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情 報 基 礎 科 目	計算機リテラシーA		1		2							
	プログラミング	2			4							
	データ構造とアルゴリズム	2				4						
	プログラム設計	2			4							
	計算機システムⅠ	2			2							
	計算機システムⅡ		2			2						
情 報 専 門 科 目	論理数学A		2		2							
	論理回路		2			2						
	人工知能基礎A		2		2							
	オートマトンと言語理論		2			2						
	オブジェクト指向プログラミング・演習		2			4						
	アルゴリズム設計A		2			2						
	計算機アーキテクチャA		2		2							
	データベース理論		2				2					
	オペレーティングシステム		2				2					
	グラフ理論		2			2						
	ソフトウェア設計	2					2					
	計数量理論		2				2					
	計算理論		2				2					
	情報理論A		2				2					
計算機ネットワーク		2				2						
プログラミング言語処理系		2				2						
	情報科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	10	33									

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数						備 考
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
知能情報工学入門		1		2						C
知能情報工学基礎演習			1	2						
論 理 と 証 明		2				2				推論
人工知能プログラミング・演習	2					4				
パ タ ー ン 理 解		2				2				メディア
知 識 ベ ー ス		2					2			推論
知能情報工学特別講義			1				2			C
認 知 科 学			2			2				
コンピュータビジョンA		2					2			メディア
コンピュータグラフィックスA		2					2			メディア
言 語 処 理 工 学		2				2				メディア
知能システム設計論		2				2				推論
ソフトウェア工学A			2				2			
推 論 と 学 習		2					2			推論
音 声 工 学			2					2		
シ ス テ ム 制 御			2				2			
知能情報工学実験演習Ⅰ		1			3					
知能情報工学実験演習Ⅱ	1					3				
知能情報工学実験演習Ⅲ	2						6			
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1							適宜開講
長 期 イ ン タ ー ン シ ッ プ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2		2					C
卒 業 研 究	8							6	18	
情 報 関 連 法 規			2			2				
知 的 財 産 概 論			2			(2)	(2)			
行 政 情 報 概 論			2	2						
技 術 者 倫 理 A	2					2				
脳 型 シ ス テ ム			2				2			
対象分野科目区分認定科目Ⅰ										選択必修科目の単位として個別に認定する
対象分野科目区分認定科目Ⅱ										選択科目の単位として個別に認定する
計	15	18	23							

注) 対象分野の選択必修科目のうち、推論分野から最低4単位(2科目)、メディア分野から最低4単位(2科目)履修することが望ましい。

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

2 電子情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I	2			2							
	解析 II		2			2						
	線形代数 I	2			2							
	線形代数 II		2			2						
	離散数学		2		2							
	微分方程式		2			2						
	応用数学	2			2							
	応用解析学		2		2							
物理	確率・統計	2			2							
	基礎物理学 I	2			2							
	基礎物理学 II E		2			2						
	電磁気学 I・同演習	2			4							
化学	現代物理学 I		2			2						
	化学 I		2		2							
基礎実験	情報工学基礎実験 I	2				4						
	情報工学基礎実験 II E	1			3							
	自然科学科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
	計	15	16									

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4							
	電子情報工学入門			1	2							C
	データ構造とアルゴリズム	2				4						
	プログラム設計		2		4							
	計算機システム I	2			2							
	計算機システム II		2			2						
情報専門科目	論理設計		2		2							
	オートマトン理論		2			2						
	計算機アーキテクチャ E		2			2						
	アルゴリズム設計 E		2				2					
	データベース E		2				2					
	オペレーティングシステム E		2				2					
	オブジェクト指向プログラミング		2			4						
生体情報システム E			2				2					
	情報科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
	計	6	18	3								

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数						備 考	
	必修	選 必	選 択	3年・4年		3年		4年			
				前	後	前	後	前	後		
物 理 数 学 基 礎			2		2						
電 気 回 路 E	2			2							
組 込 み シ ス テ ム 技 術 概 論			2			2					C
電 磁 気 学 II		2			2						
情 報 理 論 E		2			2						
計 算 機 通 信 基 礎	2				2						
現 代 物 理 学 II		2				2					
電 子 物 理		2				2					
回 路 と シ ス テ ム		2			2						
電 子 回 路 I E	2					2					
電 子 回 路 II E		2					2				
通 信 理 論		2					2				
半 導 体 工 学		2					2				
電 子 情 報 工 学 実 験 I	1				3						
電 子 情 報 工 学 実 験 II	1					3					
電 子 マ テ リ ア ル 工 学		2					2				
ネ ッ ト ワ ー ク ア ー キ テ ク チ ャ		2		2							
ネ ッ ト ワ ー ク セ キ ュ リ テ ィ		2					2				
デ ジ タ ル 信 号 処 理			2				2				
デ ジ タ ル コ ン テ ン ツ		2					2				
L S I 設 計			2				2				
L S I 設 計 演 習			1						2		
集 積 回 路 工 学			2			2					
集 積 回 路 製 作 演 習			1						2		
イ ン タ ー ン シ ッ プ			1								適宜開講
長 期 イ ン タ ー ン シ ッ プ			2								適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2		2						C
コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク ス E			2				2				
通 信 機 器			2	2							
プ ロ グ ラ ミ ン グ 応 用			2				2				
知 的 財 産 概 論			2			(2)		(2)			
行 政 情 報 概 論			2					2			
情 報 関 連 法 規			2					2			
卒 業 研 究	8								12	12	
技 術 者 倫 理 E	1				2						
電 子 情 報 セ ミ ナ ー I		1				2					
電 子 情 報 セ ミ ナ ー II	1						2				
脳 型 シ ス テ ム			2				2				
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 II											選択科目の単位として個別に認定する
計	18	25	31								

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

3 システム創成情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I 同演習	2			4							
	解析 II		2			2						
	離散数学	2				2						
	線形代数 I		2		2							
	線形代数 II 同演習	2				4						
	微分方程式		2		2							
	応用数学		2		2							
	確率論	2				2						
物理	運動工学		2			2						
	電磁工学		2			2						
	光工学		2			2						
化学	化学 I		2		2							
	自然科学科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
	計	8	16									

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング		2		4							
	データ構造とアルゴリズム		2		4							
	プログラム設計		2			4						
	計算機システム I		2			2						
	計算機システム II		2		2							
情報専門科目	プログラミング応用 S		2			4						
	計算機活用入門		1		2							
	情報理論 S		2			2						
	離散構造論		2			2						
	データベース S	2					2					
	統計とデータ解析	2					2					
	コンピュータグラフィックス S		2				2					* 1
	数値計算		2				2					* 1
	オペレーティングシステム S		2					2				* 1
	計算機ネットワーク	2						2				
	画像情報処理		2				2					* 1
	システム最適論		2					2				* 1
	知的財産概論			2			(2)		(2)			
	行政情報概論			2					2			
	アルゴリズム設計 S		2					2				* 1
	計算基礎論		2					2				* 1
	通信工学		2					2				* 1
マルチメディア工学概論		2						2			* 1	
	情報科目区分認定科目 I											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目 II											選択科目の単位として個別に認定する
	計	6	35	4								

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数						備 考
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
システム創成入門		1		2						C
基礎プロジェクト	1			2						技術者倫理に該当
物作りプロジェクト		1		3						
電気回路		2		2						
電子回路S		2				2				* 2
システムダイナミックス		2			2					
システム制御基礎論	2					2				
システム制御コンピューティング		2				2				* 2
システム制御設計論		2				2				* 2
現代システム制御論		2				2				* 2
ロボット工学		2				2				* 2
計測工学入門		2		2						
信号処理I		2			2					
信号処理II		2				2				* 2
システム創成特論	1					2				
技術要論	1					2				C
脳型システム			2			2				
インターンシップ			1							適宜開講
長期インターンシップ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キャリア形成概論			2	2						C
組込みシステム技術概論			2		2					C
シミュレーション物理		2		3						
システム創成基礎実験		2		3						
システム創成プロジェクトI		1.5				3				* 3
システム創成プロジェクトII		1.5				3				* 3
システム創成プロジェクトIII		1.5				3				* 3
システム創成プロジェクトIV		1.5				3				* 3
超PBLプロジェクトS			2			3				C
創作プロジェクトI		2					4			* 4
創作プロジェクトII		2					4			* 4
卒業研究		8						16		* 4
対象分野科目区分認定科目I										選択必修科目の単位として個別に認定する
対象分野科目区分認定科目II										選択科目の単位として個別に認定する
計	5	44	11							

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

4 機械情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数学	解析Ⅰ・同演習	2			3							
	解析Ⅱ・同演習	2				3						
	線形代数Ⅰ・同演習	2			3							
	線形代数Ⅱ・同演習	2				3						
	離散数学	2			2							
	論理数学 M		2			2						
	微分方程式	2			2							
	確率・統計	2					2					
物理	基礎物理学・同演習	2			4							
	力学	2				2						
	電磁気学	2			2							
	現代物理学			2			2					
	熱・統計力学			2				2				
化学	化学Ⅰ			2	2							
基礎実験	情報工学基礎実験Ⅰ	2			4							
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	22	2	6								

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	プログラミング	2			4							
	データ構造とアルゴリズム	2				4						
	プログラム設計	2			4							
	計算機システムⅠ	2			2							
	計算機システムⅡ	2				2						
情報専門科目	計算機リテラシー M	1			2							
	オブジェクト指向開発	2				2						
	組込みシステムⅠ		2				2					C
	データベース M		2			2						
	組込みシステムⅡ		2					2				
	数値計算		2			2						
	有限要素法の基礎		2				2					
	情報通信ネットワーク			2			2					
	マルチメディア技術			2				2				
	プログラミング応用 M			2						2		
	知的財産概論			2							2	
	行政情報概論			2							2	
	情報関連法規			2							2	
	設計情報処理			2							2	
	情報科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	13	10	14								

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数						備 考
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
機 械 情 報 基 礎	1			2						C
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト Ⅲ	1						3			
棒 と 軸 の 力 学	2			2						
熱 力 学		2					2			* 2
電 気 回 路 M	2				2					
は り の 力 学	2				2					
C A D と デ ザ イン I		1		3						
制 御 基 礎 I	2					2				
シ ス テ ム 動 力 学 Ⅱ		2					2			* 2
流 れ 学 I	2			2						
電 子 回 路 M			2		2					
メ カ ト ロ 材 料 学		2					2			* 2
生 産 加 工 実 習		1		3						
熱 流 動 シ ス テ ム		2				2				* 1
弾 性 体 の 力 学		2				2				* 1
C A D と デ ザ イン Ⅱ		2			4					
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト Ⅱ	1					3				
制 御 基 礎 Ⅱ		2					2			* 2
シ ス テ ム 動 力 学 I		2				2				* 1
シ ス テ ム 工 学			2		2					
精 密 加 工 学	2				2					
シ ス テ ム 計 測		2				2				* 1
機 械 情 報 工 学 実 験	1					3				
機 械 数 学		2			2					
C A E ・ 演 習		2					4			* 2
流 れ 学 Ⅱ		2				2				* 1
機 械 情 報 プ ロ ジ ェ ク ト I		1			3					
イ ン タ ー ン シ ッ プ		1								適宜開講
長 期 イ ン タ ー ン シ ッ プ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キ ャ リ ア 形 成 概 論			2		2					C
機 械 情 報 工 学 応 用 実 験	1						3			
機 械 情 報 工 学 特 別 講 義			2					2		
計 算 熱 流 体 工 学			2				2			
日 本 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	1							2		
技 術 者 倫 理 M	1							2		
総 合 エ ン ジ ニ ア リ ン グ I		1		2						
総 合 エ ン ジ ニ ア リ ン グ Ⅱ		1			2					
卒 業 研 究	8							12	12	
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 I										選択必修科目の単位として個別に認定する
対 象 分 野 科 目 区 分 認 定 科 目 Ⅱ										選択科目の単位として個別に認定する
計	27	30	12							

注) ① * 1 の科目の中から4単位以上修得しなければならない。

② * 2 の科目の中から4単位以上修得しなければならない。

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

5 生命情報工学科

① 自然科学科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
数学	解析 I・演習		2		3							
	線形代数 I		2		2							
	離散数学		2		2							
	微分方程式		2		2							
	応用数学		2			2						
	確率・統計		2		2							
物理	物理学入門・演習		2		3							
	基礎物理学		2			2						
	現代物理学		2		2							* 3
化学	基礎化学		2		2							
生物	基礎生物学		2		2							
実験	基礎実験	1				3						
	化学実験	1				3						
	自然科学科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	自然科学科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	2	22									

② 情報科目

区分	授業科目	単位			授業時数						備考	
		必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年			
					前	後	前	後	前	後		
情報基礎科目	計算機システムⅠ		2		2							
	プログラミング		2		4							
	計算機システムⅡ		2			2						
	データ構造とアルゴリズム		2			4						
	情報ネットワーク		2		2							
	プログラム設計		2		4							
	データベース B		2			2						
情報専門科目	ネットワークプログラミング		2			4						
	コンピュータグラフィックス B		2				2					
	人工知能		2					2				* 2
	数値計算		2					2				* 2
	バイオシミュレーション		2					2				* 2
	バイオインフォマティクス		2					2				* 2
	計算機アーキテクチャ		2						2			
	ソフトウェア工学		2							2		
	知的財産概論		2					2				
	行政情報概論		2							2		
	情報関連法規		2							2		
	データベース演習	1						2				
	ネットワーク演習	1						2				
	数値計算演習	1							2			
	グラフィックス演習	1							2			
マルチメディア技術演習		1							2			
計算機通論			2				2					
情報工学通論			2				2					
	情報科目区分認定科目Ⅰ											選択必修科目の単位として個別に認定する
	情報科目区分認定科目Ⅱ											選択科目の単位として個別に認定する
	計	4	37	4								

③ 対象分野科目

授業科目	単 位			授 業 時 数						備 考
	必修	選必	選択	3年・4年		3年		4年		
				前	後	前	後	前	後	
生命情報工学入門	1			2						C
生命情報工学概論	1			2						C
バイオ技術者倫理	1					2				C
専門概要	1						2			C
化学熱力学・演習		2			3					
有機化学		2			2					
生物有機化学		2		2						* 3
酵素工学		2				2				* 4
分子設計基礎		2					2			* 3
機器分析		2				2				* 3
分子生物学		2			2					* 3
生化学		2		2						* 3
分子遺伝学		2			2					* 3
細胞生物学		2			2					* 3
生体情報学		2				2				* 3
生化数学・演習		2			3					
生物化学工学		2			2					* 4
生物プロセスシステム工学		2				2				* 4
遺伝子工学		2					2			* 4
微生物工学		2				2				* 4
医用工学		2					2			* 4
総合地球環境学		1					2			* 1
環境工学		2					2			* 1
構造生物学		2					2			* 3
ライフサイエンス実験Ⅰ	2						6			
ライフサイエンス実験Ⅱ	2						6			
バイオテクノロジー実験Ⅰ	2							6		
バイオテクノロジー実験Ⅱ	2							6		
科学技術英語Ⅰ	1						2			
科学技術英語Ⅱ	1							2		
教職実践演習		2							2	
インターンシップ			1							適宜開講
長期インターンシップ			2							適宜開講。企業での研修時間が90時間以上のものを対象とする。
キャリア形成概論			2	2						C
卒業研究	8							12	12	
対象分野科目区分認定科目Ⅰ										選択必修科目の単位として個別に認定する
対象分野科目区分認定科目Ⅱ										選択科目の単位として個別に認定する
計	22	41	5							

注)

- ① * 1の科目の中から1科目以上修得すること。
- ② * 2の科目の中から1科目以上修得すること。
- ③ * 3の科目の中から3科目以上修得すること。
- ④ * 4の科目の中から2科目以上修得すること。

注) C印の授業科目はキャリア教育を含む科目である。

別表3（第7条関係）

I 人間科学科目の卒業要件単位（各学科共通）

人間科学科目で合計28単位を卒業要件単位として、32単位までを卒業要件として認める。

科目区分		卒業要件単位	備 考
人文社会系科目		14単位	
言語系科目	英 語	6単位	必修科目の英語を4単位履修する 選択必修科目の英語を2単位履修する
	言 葉 と 文 化	2単位	「言葉と文化Ⅰ」を履修する 「言葉と文化Ⅱ」のいずれか1科目を履修する
	選 択 必 修 科 目 ま た は 選 択 科 目 の 英 語	この中から2単位	ただし、左記の異なる科目区分から1単位ずつ履修して、2単位としてもよい
	新 修 外 国 語		
	日 本 語 表 現 技 法		
計		10単位	
健康科学系科目		4単位	
合 計		28単位	

Ⅱ 各学科別の卒業要件単位

1 知能情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	19単位
	選択必修科目	4単位以上
情報科目	必修科目	27単位
	選択必修科目	8単位以上
対象分野科目	必修科目	17単位
	選択必修科目	8単位以上。ただし、推論分野から最低4単位（2科目）以上、メディア分野から最低4単位（2科目）以上を含むこと。
合計		卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上

2 電子情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	23単位
	選択必修科目	2単位以上
情報科目	必修科目	11単位
	選択必修科目	6単位以上
対象分野科目	必修科目	18単位
	選択必修科目	*1の科目の中から7単位以上 *2の科目の中から5単位以上
合計		卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上

3 システム創成情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	22単位
	選択必修科目	23単位
情報科目	必修科目	*1科目の中から8単位以上
	選択必修科目	*2の科目の中から6単位以上 *3の科目の中から3単位以上 *4の科目の中から、創作プロジェクトI及びIIの4単位又は卒業研究8単位
対象分野科目		19単位
合計		卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上

4 機械情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	22単位
	選択必修科目	2単位以上
情報科目	必修科目	13単位
	選択必修科目	6単位以上
対象分野科目	必修科目	32単位
	選択必修科目	10単位以上 ただし、*1の科目の中から4単位以上 *2の科目の中から4単位以上
合計		卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上

5 生命情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目	学 科 目	別表3のI（各学科共通）に定める
自然科学科目	必修科目	18単位
情報科目	必修科目	22単位
	選択必修科目	*3の科目の中から1科目以上
対象分野科目	必修科目	32単位
	選択必修科目	*2の科目の中から1科目以上 *5の科目の中から2科目以上
人間科学科目 対象分野科目	選択必修科目	*1の科目及び日本語表現技法A, Bの中から2科目以上
自然科学科目 対象分野科目	選択必修科目	*4の科目の中から2科目以上
合 計		卒業要件に加算される単位を合計して 127単位以上

別表4（第7条関係）

3年次編入学生の各学科別卒業要件単位

1 知能情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて13単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて10単位
	選択必修科目	認定単位を含めて18単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて15単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
合	計	認定単位を含めて127単位以上

2 電子情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて15単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて6単位
	選択必修科目	認定単位を含めて10単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて18単位
	選択必修科目	認定単位を含めて13単位以上
合	計	認定単位を含めて127単位以上

3 システム創成情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて8単位
	選択必修科目	認定単位を含めて14単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて6単位
	選択必修科目	認定単位を含めて25単位以上。ただし、*1の科目の中から6単位以上含むこと。
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて5単位
	選択必修科目	認定単位を含めて26単位以上。ただし、*2の科目の中から6単位以上、*3の科目の中から3単位以上、*4の科目の中から4単位以上含むこと。
合計		認定単位を含めて127単位以上

4 機械情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて22単位
	選択必修科目	認定単位を含めて2単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて13単位
	選択必修科目	認定単位を含めて6単位以上
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて27単位
	選択必修科目	認定単位を含めて12単位以上。ただし、*1の科目の中から4単位以上及び*2の科目の中から4単位以上を含むこと。
合計		認定単位を含めて127単位以上

5 生命情報工学科

科目区分	単位区分	卒業要件単位
人間科学科目		認定単位を含めて28単位とし、32単位までを卒業要件単位として認める。
自然科学科目	必修科目	認定単位を含めて2単位
	選択必修科目	認定単位を含めて18単位以上
情報科目	必修科目	認定単位を含めて4単位
	選択必修科目	認定単位を含めて14単位以上。ただし、*2の科目の中から1科目以上含むこと。
対象分野科目	必修科目	認定単位を含めて22単位
	選択必修科目	認定単位を含めて12単位以上。ただし、*1の科目の中から1科目以上及び*4の科目の中から2科目以上含むこと。
自然科学科目 対象分野科目	選択必修科目	*3の科目の中から3科目以上
合 計		認定単位を含めて127単位以上

別表5（第8条関係）

I 各年次への進級要件

3年次進級要件	卒業要件に加算される単位を70単位以上修得すること
4年次進級要件	卒業要件に加算される単位を110単位以上修得し、さらに、各学科が各科目区分ごとに定める別表Ⅱの要件単位を修得すること

Ⅱ 各科目区分ごとの4年次進級要件

学 科 区 分	修 得 す べ き 単 位 数 又 は 授 業 科 目	
各 学 科 共 通	人 間 科 学 科 目	24単位
知 能 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	必修科目19単位
	情 報 科 目 対 象 分 野 科 目	・2年次までの必修科目 ・3年次の実験演習科目（必修科目）
電 子 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	・必修科目23単位 ・選択必修科目2単位以上
	情 報 科 目	・3年次までの必修科目11単位 ・選択必修科目6単位以上
	対 象 分 野 科 目	・2年次までの必修科目 ・3年次の実験科目（電子情報セミナーⅡを含む。） ・*1の科目の中から7単位以上 ・*2の科目の中から5単位以上
シ ス テ ム 創 成 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	必修科目22単位
	情 報 科 目	・3年次までの必修科目 ・*1の科目の中から6単位以上
	対 象 分 野 科 目	・3年次までの必修科目 ・*2の科目の中から4単位以上 ・*3の科目の中から3単位以上
機 械 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	・2年次までの必修科目
	情 報 科 目	・3年次の実験・プロジェクト科目（必修科目）
	対 象 分 野 科 目	
生 命 情 報 工 学 科	自 然 科 学 科 目	必修科目18単位
	情 報 科 目	・2年次までの必修科目
	対 象 分 野 科 目	・3年次の実験・演習科目（必修科目）

別表6（第8条関係）

3年次編入学生の各学科別4年次進級要件

学 科 名	修得すべき単位数又は授業科目
知能情報工学科	認定単位を含めて卒業要件に加算される単位を合計110単位以上。ただし3年次の必修の実験演習科目をすべて含むこと。
電子情報工学科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上
システム創成情報工学科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上
機械情報工学科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上
生命情報工学科	3年次に履修すべきすべての必修科目の単位及び卒業要件に加算される単位を合計30単位以上

別表7 (第18条関係)

教職課程

取得できる免許状の種類及び免許教科

学 科	免許状の種類	免許教科
知能情報工学科	高等学校教諭 一種免許状	数学, 情報
電子情報工学科		
システム創成情報工学科		
機械情報工学科		
生命情報工学科		

免許状を取得するために必要な最低修得単位数

免許状の種類	最低修得単位数			
	教科に関する 専門教育科目	教職に関する専門教育科目 (教科教育法以外は数学, 情報共通)	左記の最低修得単位数を超 えて履修した教科又は教職 に関する専門教育科目	教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目
高等学校 教諭	一種免許状 (数学)	20 単位	23 単位	16 単位
	一種免許状 (情報)	20 単位		16 単位
				8 単位

教職に関する専門教育科目 (全学科共通) (数学、情報共通)

区 分	授 業 科 目	単 位	授 業 時 数								備 考	
			1 年		2 年		3 年		4 年			
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教職に関する 専門教育科目	○ 教 職 論	2		2								
	○ 教 育 原 理	2	2									
	○ 教 育 心 理 学	2		2								
	○ 教 育 社 会 学	2			2							
	○ 教科教育法 (情報) I	2				2					情報コース	
	○ 教科教育法 (情報) II	2					2				情報コース	
	○ 教科教育法 (数学) I	2				2					数学コース	
	○ 教科教育法 (数学) II	2					2				数学コース	
	○ 教 育 課 程 論	1		1								
	○ 特 別 活 動 の 指 導 法	1		1								
	○ 教 育 方 法	2				2						
	○ 教 育 工 学	2				2						
	○ 生徒指導 (進路指導を含む。)	2			2							
	○ 教 育 相 談	2			2							
○ 教 職 実 践 演 習	2							2				
○ 教 育 実 習	3								3			

注) ① 上記の表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

② 各科目について、教職に関する専門教育科目より教科教育法 I 及び教科教育法 II を含む 16 単位以上、教科に関する専門教育科目及び教科又は教職に関する専門教育科目と併せて 24 単位以上、修得した者でなければ教育実習は履修できない。

③ 教育実習の 3 単位は、実習校での「教育実習」と、学部で開く「事前・事後指導」との二つの履修から成る。教育実習に行くためには、実習に行く前年度の 3 月に集中で開講される「事前指導」を受講しておかなければならない。

④ 教育実習に行くためには、別途に開講する「人権教育」を受講しておかなければならない。

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 (全学科共通) (数学、情報共通)

第 66 条の 6 に定める科目	開 設 授 業 科 目	単 位 数	備 考
日 本 国 憲 法	法 律 学 A	2	
体 育	運 動 科 学 I	1	
	運 動 科 学 II	1	
外国語コミュニケーション	英 語 I	1	
	英 語 II	1	
情 報 機 器 の 操 作	プ ロ グ ラ ミ ン グ	2	

注) ① 上記表中の授業科目は、必ず修得しなければならない。

② 人間科学科目区分認定科目は、教職課程の科目として認められない。

1 知能情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2	2							1単位	
	○線形代数Ⅰ	2	2								
	線形代数Ⅱ	2		2							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	グラフ理論	2			2					1単位	
	○幾何学通論	2		2							
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
	パターン理解	2					2				
	コンピュータビジョンA	2						2			
解析学	○解析Ⅰ	2	2							1単位	
	解析Ⅱ	2		2							
	微分方程式	2			2						
	応用解析	2			2						
確率論・統計学	○確率・統計	2			(2)		(2)			1単位	
コンピュータ	○計算機リテラシーA	1	2							1単位	
	オートマトンと言語理論	2		2							
	オブジェクト指向プログラミング・演習	2				4					
	論理と証明	2					2				
	人工知能プログラミング・演習	2					4				
	知能システム設計論	2					2				
	認知科学	2					2				
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
言語分析法	2					(2)	(2)				
合計									20単位		

注) 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
コンピュータ及び情報処理	コンピュータ	○ 計算機システムⅠ	2	2							1単位
		計算機システムⅡ	2		2						
		情報工学基礎実験ⅡA	1			3					
		論理数学A	2	2							
	情報処理	論理回路	2		2						
		データ構造とアルゴリズム	2		4						
		人工知能基礎A	2			2					
	アルゴリズム設計A	2			2						
情報システム	○ プログラム設計	2			4					1単位	
	データベース理論	2			2						
	オペレーティングシステム	2			2						
	計算機アーキテクチャA	2			2						
	ソフトウェア工学A	2					2				
情報ネットワーク	○ 計算機ネットワーク	2			2					1単位	
	情報理論A	2				2					
	知能情報工学実験演習Ⅰ	1			3						
表現及びメディア技術	表現	コンピュータグラフィックスA	2				2			1単位	
		知能情報工学実験演習Ⅱ	1			3					
	技術	情報メディアとコミュニケーション	2				2				
		知能情報工学実験演習Ⅲ	2				6				
情報社会及び情報倫理	社会	* コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)		1単位	
		* 行政情報概論	2		2						
		* 情報社会と教育	2					2			
	倫理	△ 情報法学	2				(2)	(2)			
		△ 情報倫理	2				(2)	(2)			
		△ 情報関連法規	2					2			
		△ 知的財産概論(注④)	2					2			
情報と職業	情報職業論	2				2			1単位		
	情報産業職業論	2					2				
	産業組織論	2				2					
合計									20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

2 電子情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2	2							1単位	
	○線形代数Ⅰ	2	2								
	線形代数Ⅱ	2		2							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	○幾何学通論	2		2						1単位	
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解析学	○解析Ⅰ	2	2							1単位	
	解析Ⅱ	2		2							
	微分方程式	2		2							
	応用数学	2			2						
	応用解析学	2				2					
確率論・統計学	○確率・統計	2			2					1単位	
コンピュータ	*論理設計	2			2					1単位	
	○オペレーティングシステムE	2					2				
	*アルゴリズム設計E	2					2				
	情報理論E	2				2					
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
言語分析法	2					(2)	(2)				
合計									20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
				1年		2年		3年		4年		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
及びコンピュータ処理	コンピュータ処 理情報	○ 計算機システムⅠ	2	2							1単位	
		計算機システムⅡ	2		2							
		計算機アーキテクチャE	2			2						
		データ構造とアルゴリズム	2		4							
		オートマトン理論	2		2							
情報システム		○ プログラム設計	2		4					1単位		
		データベースE	2			2						
		オブジェクト指向プログラミング	2			2						
ネットワーク通信		○ 計算機通信基礎	2		2					1単位		
		電子情報工学実験Ⅰ	1			3						
		通信理論	2				2					
		ネットワークアーキテクチャ	2			2						
		ネットワークセキュリティ	2					2				
表現及び技術	表現	コンピュータグラフィックスE	2				2			1単位		
		電子情報工学実験Ⅱ	1				3					
		デジタルコンテンツ	2					2				
	技術	デジタル信号処理	2				2					
		通信機器	2	(2)		(2)	(2)		(2)			
		情報メディアとコミュニケーション	2					2				
情報社会及び情報倫理	社会	* コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)		1単位		
		* 行政情報概論(注④)	2						2			
		* 情報社会と教育	2					2				
	倫理	△ 情報法学	2				(2)	(2)				
		△ 情報倫理	2				(2)	(2)				
		△ 情報関連法規(注④)	2						2			
		△ 知的財産概論	2					2				
情報と職業		情報職業論	2				2			1単位		
		情報産業職業論	2					2				
		産業組織論	2				2					
合計										20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

3 システム創成情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2		2							1単位
	○線形代数Ⅰ	2	2								
	線形代数Ⅱ同演習	2		4							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	○幾何学通論	2		2							1単位
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解析学	○解析Ⅰ同演習	2	4								1単位
	解析Ⅱ	2		2							
	微分方程式	2			2						
	応用数学	2			2						
	システムダイナミックス	2				2					
確率論・統計学	確率論	2			2						1単位
	○統計とデータ解析	2					2				
	信号処理Ⅰ	2				2					
	信号処理Ⅱ	2					2				
コンピュータ	○計算機活用入門	1	2								1単位
	*電気回路	2			2						
	*数値計算	2					2				
	*電子回路S	2						2			
	システム制御基礎論	2					2				
	システム制御設計論	2						2			
	現代システム制御論	2					2				
	ゲーム理論	2					(2)	(2)			
	情報媒体論	2					(2)	(2)			
	自然言語理論	2					(2)	(2)			
	言語分析法	2					(2)	(2)			
合計										20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
情報処 理	コンピュータ 処 理 情 報	○ 計算機システムⅠ	2	2							1 単位
		計算機システムⅡ	2		2						
		システム創成プロジェクトⅡ	1.5				3				
		離 散 構 造 論	2			2					
		データ構造とアルゴリズム	2		4						
		アルゴリズム設計S	2				2				
情報システム		○ プログラム設計	2		4					1 単位	
		データベースS	2				2				
		オペレーティングシステムS	2				2				
ネット ワーク 通 信	情報 通 信	○ 計算機ネットワーク	2				2			1 単位	
		システム創成プロジェクトⅠ	1.5				3				
		通 信 工 学	2					2			
		情 報 理 論 S	2			2					
表現 及 び 技 術	表現	コンピュータグラフィックスS	2				2			1 単位	
		シミュレーション物理	2		3						
	技 術	マルチメディア工学概論	2					2			
		画 像 情 報 処 理	2				2				
		プログラミング応用S	2	4							
情報メディアとコミュニケーション	2					2					
情報社会 及 び 情報倫理	社会	* コンピュータ革命と現代社会	2				(2)	(2)		1 単位	
		* 行政情報概論(注④)	2					2			
		* 情報社会と教育	2					2			
	倫理	△ 情 報 法 学	2				(2)	(2)			
		△ 情 報 倫 理	2				(2)	(2)			
		△ 情報関連法規(注④)	2						2		
△ 知的財産概論(注⑤)	2					2					
情報と職業		情 報 職 業 論	2				2			1 単位	
		情 報 産 業 職 業 論	2					2			
		産 業 組 織 論	2				2				
合 計									20 単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。
- ⑤ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

4 機械情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2	2								1単位
	○線形代数Ⅰ・同演習	2	4								
	線形代数Ⅱ・同演習	2		4							
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	CADとデザインⅠ	1			3						1単位
	CADとデザインⅡ	2				4					
	○幾何学通論	2		2							
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解析学	○解析Ⅰ・同演習	2	4								1単位
	解析Ⅱ・同演習	2		4							
	微分方程式	2			2						
	流れ学Ⅰ	2			2						
	熱流動システム	2					2				
	機械数学	2				2					
	C A E・演習	2						4			
確率論・統計学	○確率・統計	2					2				1単位
コンピュータ	○計算機リテラシーM	1	2								1単位
	電気回路M	2				2					
	システム動力学Ⅱ	2						2			
	*数値計算	2				2					
	*電子回路M	2				2					
	流れ学Ⅱ	2						2			
	計算熱流体工学	2							2		
	ゲーム理論	2						(2)	(2)		
	情報媒体論	2						(2)	(2)		
	自然言語理論	2						(2)	(2)		
言語分析法	2						(2)	(2)			
合計										20単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
コンピュータ及び情報処理	コンピュータ	○ 計算機システムⅠ			2						1 単位
		計算機システムⅡ			2						
	情報処理	オブジェクト指向開発			2						
		システム計測					2				
		制御基礎Ⅰ					2				
		制御基礎Ⅱ						2			
		論理数学M		2							
		データ構造とアルゴリズム		4							
情報システム	データベースM				2					1 単位	
	組込みシステムⅠ					2					
	○ プログラム設計			4							
情報通信ネットワーク	○ 情報通信ネットワーク					2				1 単位	
マルチメディア表現及び技術	表現	○ プログラミング応用M						2		1 単位	
		△ マルチメディア技術					2				
	技術	有限要素法の基礎					2				
		△ 情報メディアとコミュニケーション						2			
情報社会及び情報倫理	社会	◇ コンピュータ革命と現代社会				(2)	(2)			1 単位	
		◇ 行政情報概論(注⑤)					(2)		(2)		
		◇ 情報社会と教育						2			
	倫理	■ 情報法学					(2)	(2)			
		■ 情報倫理					(2)	(2)			
		■ 情報関連法規(注⑤)							2		
情報と職業	情報職業論					2				1 単位	
	情報産業職業論						2				
	産業組織論					2					
合計										20 単位	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の◇印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 上記表中の■印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ⑤ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。
- ⑥ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

5 生命情報工学科

(1) 数学の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目	授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数
			1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
代数学	離散数学	2	2							1単位	
	○線形代数Ⅰ	2	2								
	代数学Ⅰ	2		2							
	代数学Ⅱ	2			2						
幾何学	○幾何学通論	2		2						1単位	
	幾何学Ⅰ	2			2						
	幾何学Ⅱ	2				2					
解析学	○解析Ⅰ・演習	2	3							1単位	
	微分方程式	2			2						
	応用数学	2				2					
	生化数学・演習	2				3					
確率論・統計学	○確率・統計	2			2					1単位	
コンピュータ	*人工知能	2					2			1単位	
	○数値計算	2				2					
	*バイオインフォマティクス	2				2					
	ゲーム理論	2				(2)	(2)				
	情報媒体論	2				(2)	(2)				
	自然言語理論	2				(2)	(2)				
	言語分析法	2				(2)	(2)				
合計									20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中で*印の付いた授業科目の内、1科目選択必修。

(2) 情報の教科に関する専門教育科目

教科に関する専門教育科目		授業科目	単位数	授業時数								最低修得単位数
				1年		2年		3年		4年		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
情報処理 コンピュータ及び 処 理	コンピュータ	○計算機システムⅠ	2	2							1単位	
		計算機システムⅡ	2		2							
		データ構造とアルゴリズム	2		4							
		計算機アーキテクチャ	2						2			
	情報	数値計算演習	1						2			
		バイオンシミュレーション	2						2			
情報システム	データベースB	2				2				1単位		
	○プログラム設計	2			4							
	データベース演習	1					2					
	ソフトウェア工学	2							2			
ネットワーク	情報通信	○情報ネットワーク	2			2				1単位		
		ネットワークプログラミング	2				4					
		ネットワーク演習	1					2				
表現及び技術	表現	コンピュータグラフィックスB	2					2		1単位		
		グラフィックス演習	1					2				
	技術	*マルチメディア技術演習	1						2			
		*情報メディアとコミュニケーション	2						2			
情報社会及び情報倫理	社会	△コンピュータ革命と現代社会	2					(2)	(2)		1単位	
		△行政情報概論(注⑤)	2							2		
		△情報社会と教育	2						2			
	倫理	◇情報法学	2					(2)	(2)			
		◇情報倫理	2					(2)	(2)			
		◇情報関連法規(注⑤)	2							2		
		◇知的財産概論(注⑥)	2						2			
情報と職業	情報職業論	2						2		1単位		
	情報産業職業論	2						2				
	産業組織論	2						2				
合 計										20単位		

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 上記表中の*印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ③ 上記表中の△印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ④ 上記表中の◇印の付された授業科目の内、1科目選択必修。
- ⑤ 「教職実践演習」及び「教育実習」を除く教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。
- ⑥ 2年次までに開講される教職に関する専門教育科目をすべて修得した場合に限り履修可。

6 教科又は教職に関する専門教育科目（全学科共通）

(1) 数学の教科又は教職に関する専門教育科目

教科又は教職に関する専門教育科目	単位数	授業時数								最低修得単位数
		1年		2年		3年		4年		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
教科又は教職に関する専門教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低取得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について16単位以上修得

(2) 情報の教科又は教職に関する専門教育科目

教科又は教職に関する専門教育科目	単位数	授業時数								最低修得単位数
		1年		2年		3年		4年		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	高校1種
教科又は教職に関する専門教育科目最低修得単位数	16									「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低取得単位数を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について16単位以上修得

別表8 (第18条の2関係)

II F プログラム履修課程表

授 業 科 目	単 位 数	授業年次及び授業時数								備 考
		1年		2年		3年		4年		
		前	後	前	後	前	後	前	後	
○実践英語 101	1	2								
○実践英語 102	1		2							
○実践英語 201	1			2						
○実践英語 202	1				2					
○上級実践英語 301	1					2				
○上級実践英語 302	1						2			
○上級実践英語 400	1							(2)	(2)	
○クラスワーク 101	1	1								
○クラスワーク 102	1		1							
○クラスワーク 201	1			1						
○クラスワーク 202	1				1					
○クラスワーク 301	1					1				
○クラスワーク 302	1						1			
○クラスワーク 400	1							(1)	(1)	
海外研修	1	(2)	(2)	(2)	(2)					
留学	2	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	
○Sciences in English	1	(2)		(2)		(2)		(2)		隔年開講
○Computer Literacy	1				(2)		(2)			
○プロジェクトマネジメント 301	1					2				
○プロジェクトマネジメント 302	1						2			
○エンジニアリングエコノミクス	2					(2)	(2)	(2)	(2)	

注)

- ① 上記表中で○印の付された授業科目は、必ず修得しなければならない。
- ② 「海外研修」は、その学修内容により、「英語 T1S」「英語 T1F」「英語 T2S」「英語 T2F」「英語 T3S」又は「英語 T3F」の単位として認めることがある。
- ③ 「留学」は、「海外研修」を修得し、かつ I I F プログラム運営委員会で承認された場合に限り履修できる。
- ④ 「留学」を修得した者は、修了証明書に明記する。

別記様式第1号（第9条・第17条の2関係）

履修申告カード

年度		期	
曜日・時限・クラス番号	曜	限	クラス
科目名・単位			単位
教員名			教員

追加理由（詳細に）

所属学科・年次	工学科	年次
学生番号		
氏名		

授業担当教員
確認印

教務係 確認欄

◎授業担当教員の確認印を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いいたします。

別記様式第2号（第9条関係）

期間外履修申告カード

年度		期	
曜日・時限・クラス番号	曜	限	クラス
科目名・単位			単位
教員名			教員

遅延理由および追加理由（詳細に）

所属学科・年次	工学科	年次
学生番号		
氏名		

授業担当教員
確認印

教務係 確認欄

◎授業担当教員の確認印を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修登録の追加を承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿へ記入頂きますようお願いいたします。

履修申告取消しカード

年度 期

曜日・時限・クラス番号	曜・限・クラス	取消理由（詳細に）
科目名・単位	単位	
教員名	教員	

所属学科・年次	工学科	年次	授業担当教員	教務係 確認欄
学 生 番 号	確認印			
氏 名				

◎授業担当教員の確認印を得た上で、教務係へ提出のこと。

授業担当教員 殿

履修申告の取り消しを承認される場合は、お手数ですが、学生の氏名・学生番号をお手持ちの履修者名簿から削除頂きますようお願いいたします。

上級年次の授業科目の履修願

年度 期

曜 日 ・ 時 限	
科 目 名 ・ ク ラ ス 番 号	
教 員 名	
所 属 学 科	
学 生 番 号	
氏 名	

所 属 学 科 の 教 務 委 員 ・ 学 年 担 当 教 員	確 認 印	授 業 担 当 教 員	確 認 印
---------------------------------------	-------	-------------	-------

○ 上記科目の履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は，確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く），教務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は， 月 日（ ）までに所定の場所に提出すること。

上限単位数を超える授業科目の履修願

年度 期

曜日・時限	
科目名・クラス番号	
教員名	
所属学科	
学生番号	
氏名	

所属学科の 教務委員・ 学年担当教員	確認印	授業担当教員	確認印
--------------------------	-----	--------	-----

○ 上記科目を履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は、確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く）、教務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は、 月 日（ ）までに所定の場所に提出すること。

年 月 日

成績評価に対する異議申し立て書

情報工学部長 殿

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

所属学科

学生番号

氏 名

印

年度 期

科目名・クラス番号	
教 員 名	

○ 異議申し立て内容

- ・ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

教務係確認欄 (科目担当教員への問い 合わせの有無)
有 ・ 無

他学科科目（所属学科の履修課程表にない授業科目）履修願

年度 期

曜 日 ・ 時 限	
科目名・クラス番号	
教 員 名	
所 属 学 科	
学 生 番 号	
氏 名	

所 属 学 科 の 教 務 委 員 ・ 学 年 担 当 教 員	確認印	授 業 担 当 教 員	確認印
---------------------------------------	-----	-------------	-----

※ 教務委員認定欄（必要な場合のみ記入・押印）

「 _____ 」の読替科目として認定 確認印

○ 上記科目の履修が必要な理由

- ☆ 授業担当教員が非常勤講師の場合は，確認印は必要ない。
- ☆ 授業担当教員（非常勤講師を除く），教務委員の確認印がない場合は受け付けない。
- ☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。
- ☆ 受講者数等の理由により履修できない場合は掲示により通知する。
- ☆ この用紙は， 月 日（ ）までに所定の場所に提出すること。

他学部の授業科目の履修願

年度 期

曜 日 ・ 時 限	
科 目 名 ・ ク ラ ス 番 号	
教 員 名	
所 属 学 科	
学 生 番 号	
氏 名	

所 属 学 科 の 教 務 委 員 ・ 学 年 担 当 教 員	確認印	工 学 部 の 授 業 担 当 教 員	確認印
---------------------------------------	-----	------------------------	-----

※ 教務委員認定欄（必要な場合のみ記入・押印）

「 _____ 」の読替科目として認定 確認印

○ 上記科目の履修が必要な理由

☆ 授業担当教員、教務委員の確認印がない場合は受け付けない。

☆ 記入漏れの無いよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

☆ この用紙は、 月 日（ ）までに所定の場所に提出すること。

年 月 日

_____ 学科

教務委員 _____ 印

単 位 認 定 取 下 げ 願

下記のとおり，単位認定を取下げます。

記

学生番号 _____ 学生氏名 _____

科目名 _____

2. 修学上の注意事項について

1. 教育課程について（学修細則第3条，第5条）

- (1) 情報工学部の教育課程は、人間科学科目、自然科学科目、情報科目及び対象分野科目の4つの科目区分により構成されています。
- (2) 授業科目には、必修科目、選択必修科目、選択科目及び査定外科目の4種類の査定区分があります。
必修科目は、卒業までに単位を修得する必要がある授業科目です。
選択必修科目は、科目区分ごとに設定された選択必修科目群の中から選択して履修し、科目区分ごとに設定された要件単位以上の単位を卒業までに修得する必要がある授業科目です。
- (3) 学生は、教育課程を修了するためには、所属学科の履修課程表に従って授業科目を履修し、卒業要件に加算される単位を合計して127単位以上修得し、さらに、各科目区分ごとに設定されている卒業要件単位以上の単位を修得しなければなりません。
- (4) 身体に障害を持つ学生については、特定の必修科目の履修が困難な場合、教務委員会が指定する他の代替科目の単位を、当該必修科目の単位に読み替えることができます。

2. 履修課程表について（学修細則第5条，第6条）

- (1) 1年次から入学した学生は、所属学科の履修課程表（108頁－122頁）に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (2) 3年次に編入した学生は、所属学科の3年次編入学生用の履修課程表（123頁－133頁）に従って、各科目区分の授業科目を履修する必要があります。
- (3) 学生は、履修課程表に定められている履修年次に従って各授業科目を履修する必要があります。

3. 上級年次への進級について（学修細則第8条）

- (1) 1年次から入学した学生は、2年次から3年次に進級するためには、卒業要件に加算される授業科目の単位を、合計して70単位以上修得する必要があります。
- (2) 1年次から入学した学生は、3年次から4年次に進級するためには、卒業要件に加算される授業科目の単位を、合計して110単位以上修得し、さらに、各科目区分ごとに設定された4年次進級要件（141頁）以上の単位を修得する必要があります。
- (3) 3年次に編入した学生は、4年次に進級するためには、3年次編入学生用の4年次進級要件（142頁）以上の単位を修得する必要があります。
- (4) 病気や留学などの正当なやむを得ない理由により、進級に必要な単位数を修得することができなかった学生については、教務委員会が、学生にとって教育上有益であると認める場合は、単位が不足していても上級年次への進級を許可することがあります。

4. 指導教員及び学年担当教員について（学修細則第24条）

- (1) 学生は、教育課程の履修方法や授業科目の選択方法に関して、必要に応じ、指導教員又は学年担当教員による勉学上のアドバイスを求める事ができます。
- (2) 勉学上の目的を持って、上級年次の授業科目や他学科の授業科目の履修を希望する学生には、履修方法や授業科目の選択方法等について指導教員又は学年担当教員に相談し、アドバイスを受けることを勧めます。
- (3) 進級に必要な単位数を順調に修得することができない学生は、なるべく早い時期に（留年が確定する前に）指導教員又は学年担当教員を訪問し、今後の勉学の進め方や授業科目の選択方法等に関して、アドバイスを受

けることを勧めます。

- (4) 各学生を担当する指導教員の氏名は、教務情報システムの「学籍情報の参照」で確認することができます。

5. 履修申告について

ア 授業計画（シラバス）（学修細則第4条）

講義などの要旨（講義内容・教育方針・成績評価方法など）については、次のURLを参照してください。

URL： <http://www.iizuka.kyutech.ac.jp/syllabus/frame.html>

ア 履修申告（学修細則第9条）

- (1) 学生は、各学期に履修しようとする授業科目について、その学期の定められた履修申告期間に履修申告を行う必要があり、履修申告をしていない授業科目は受講することができません。

なお、各学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、24単位となっています。しかし、この24単位の中には、授業期間以外に開講する集中講義等は、この上限に含まれません。

通年の授業科目については、前期の履修申告期間に履修申告を行う必要があります。

（履修登録単位を制限することについて）

大学での授業科目は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容で構成することが標準となっています。講義については15時間の授業で1単位、演習や実習、外国語、体育実技については30時間の授業で1単位、実験については45時間の授業で1単位としているのが大部分です。例えば、1単位の外国語科目を履修する場合には、45時間から30時間を差し引いた残りの15時間は、授業時間外（教室外）の学修が必要となります。この教室外の学修は学生が自主的に行い、学力の充実をはからなければなりません。

授業時間外での学修時間を十分に確保して内容の濃い学修を進めることができるように、履修科目として登録できる単位数の上限を各学期あたり24単位に定めています。（授業時間外に開講する不定期授業（集中講義）の単位並びに夏季及び冬季の休業期間に開設される実習の単位は上限に含まれません。）

学生は、この制度の趣旨をよく理解し、授業時間外において、課題の遂行や授業の予習・復習の学修に努めてください。

- (2) 複数クラスを開講する授業科目の場合等には、掲示、ガイダンス等を行って学生を振り分けることがあるので、担当教員の指示に従って履修申告を行ってください。
- (3) 学生は、既に単位を修得した授業科目については、再度の履修申告をすることはできません。
- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目については、各授業科目ごとに掲示される履修申告締切り期日までは「履修申告カード」（別記様式第1号）を教務係に提出することにより、履修申告を行うことができます。
- (5) やむを得ない正当な理由により、履修申告期間及び修正申告期間に履修申告をすることができなかった学生は、教務係に申し出てください。教務係で渡される「期間外履修申告カード」（別記様式第2号）に必要事項を記載した後、教務委員及び当該科目の授業担当教員（以下「授業担当教員」という。）が許可する場合に限り、期間外の履修申告を行うことができます。

イ 修正申告（学修細則第9条、第10条）

- (1) 修正申告期間は、通常、授業開始の第1週目に設定されます。
- (2) 授業に出席した上で、履修する授業科目を変更することにした場合には、修正申告期間に申告科目の修正（申告科目の追加及び取り消し）を行ってください。
- (3) 修正期間終了後に履修の取消しすることにした場合は、修正期間終了後1ヶ月以内に履修申告の取消しを

行ってください。教務係で渡される「履修申告取消しカード」(別記様式第3号)に必要な事項を記載した後、教務係に提出してください。

- (4) 集中講義又はそれに準じる形態で実施される授業科目の場合には、各授業科目ごとに掲示される履修申告取消し期日までは、履修申告の取消しを行うことができます。
- (5) 正当な理由により、定められた期間内に履修の取消しをすることができなかった学生は、教務委員及び授業担当教員の許可を受けた上で「履修申告取消しカード」(別記様式第3号)教務係に提出することにより、履修申告の取消しを行うことができます。
- (6) 出席調査等に用いられる「履修者名簿」は、学生の履修申告に基づき作成されます。履修者名簿を正確な名簿にするため、履修をしない授業科目については、必ず履修申告の取消しを行ってください。

ウ 他学科が開講する学科共通の授業科目の履修(学修細則第9条、第11条)

- (1) 他学科が開講する授業科目であっても、それが所属学科の開講科目と共通の科目名である場合には、所属学科の開講科目と同じように履修することができます。
ただし、学部共通の授業科目の中には、講義室の収容人員等の関係で、他学科学生の履修を制限している科目があります。この場合、他学科の学生は履修申告ができません。
- (2) 上記の授業科目の履修を希望する学生は、教務係の用意する「履修を制限する授業科目の受講願」を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を受けた上で、教務係に提出してください。

エ 他学科科目の履修(学修細則第16条)

- (1) 「他学科科目」とは、所属学科以外の学科が開講する授業科目で、所属学科の履修課程表には記載されていない授業科目のことをいいます。
- (2) 他学科科目の履修を希望する学生は、まず、教務情報システムの「履修関連」メニューから、その授業科目を査定外科目(卒業要件単位に加算されない科目)として履修申告(登録)してください。
- (3) 次に、教務係の用意する「他学科科目(所属学科の履修課程表にない授業科目)の履修願」(別記様式第7号。以下「他学科科目の履修願」という。)を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を受けた上で、教務係に提出してください。
- (4) 教務委員は、その他学科科目の履修が、学生にとって教育上有益であり、かつ、学科の卒業要件単位に加算することがふさわしいと認めた場合に限り、履修を許可します。
- (5) 授業担当教員は、履修希望者数が授業科目の受け入れ限度を超えた場合には、履修を希望する他学科学生の一部を許可しない場合があります。
学生は、担当教員により履修申告を許可されなかった場合には、その授業科目の履修申告を取消す必要があります。
- (6) 「他学科科目の履修願」を受理された授業科目は、科目の分類上は、(開講学科の自然科学科目や情報科目であったとしても)所属学科の対象分野科目区分の選択科目とみなされ、試験に合格すれば、開講学科の履修課程表に記載された単位数が与えられます。
なお、「他学科科目の履修願」が受理された科目については、修正申告期間の終了後に、その科目の分類が「他学科の選択科目(対象分野科目区分)」と表示されるようになります。

オ 上級年次の授業科目の履修（学修細則第12条）

- (1) 正当な理由により、自分の在籍する年次を超える履修年次の授業科目を希望する学生は、教務係で「上級年次の授業科目の履修願い」（別記様式第4号）を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を受けて、教務係に提出してください。
- (2) 教務委員は、上級年次の授業科目の履修が学生にとって教育上有益であり、また、履修を希望する理由が正当なものであると認める場合には、履修を許可します。
- (3) ただし、原級留置（留年）のある学生の場合、選択必修科目及び選択科目については、すべての原級留置がないと仮定した年次を在籍年次とみなし、履修申告をすることができます。

カ 工学部の授業科目の履修（学修細則第17条）

- (1) 工学部の授業科目の履修を希望する学生は、教務係で「他学部の授業科目の履修願」（別記様式第8号）を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に教務係に提出してください。
- (2) 履修願が受理された工学部の授業科目の単位は、所属学科の対象分野科目区分の選択科目の単位として、進級要件単位や卒業要件単位に加算されます。

キ 大学院の授業科目の履修（学修細則第17条の2）

- (1) 3年次以上の学生で大学院情報工学府の授業科目の履修を希望する学生は、教務係で「履修申告カード」（別記様式第1号）を受け取り、教務委員及び授業担当教員の許可を得た上で、履修申告期間内に教務係に提出してください。
- (2) 履修が許可された大学院の授業科目の単位は、進級要件単位や卒業要件単位には加算されません。ただし、大学院に進学する場合には、大学院の修了要件単位として加算されることがあります。
- (3) 履修できる単位数は、卒業までに6単位までです。

6. 授業アンケートについて（学修細則第23条）

- (1) 授業アンケートは、体育実技や実験などの一部の科目を除いて、授業内容を改善する目的で行われます。
- (2) 授業アンケートの実施時には、回答にご協力をお願いします。

7. 試験について

ア 試験の実施について（学修細則第13条）

- (1) 成績評価のために試験は、各学期の期末試験期間に実施します。ただし、授業科目によってはそれ以外の時期に試験を行うこともあります。
- (2) 各授業科目の試験実施の日時及び講義室等については、所定の掲示スペースにその都度掲示されます。また、期末試験の2週間前には、全ての履修申告科目の試験日時及び講義室が、教務情報システムの「期末試験」ツールに表示されます。
- (3) 不正行為を防止するため、試験を受ける際には、机の上に学生証を提示しなければなりません。

イ 試験の結果について（学修細則第13条、14条）

- (1) 試験の結果は、100点満点で評価します。
- (2) 試験の結果が60点以上あれば「合格」と判定され、試験の結果が当該授業科目の成績評価となります。

- (3) 試験の結果が0～59点であれば、「不合格」と判定されます。
- (4) 試験の結果は（合格又は不合格）は、教務情報システムの「教務情報」ツールに表示されます。
- (5) 教務情報システムで、試験の結果が「(仮) ○○点」と表示されている段階では、成績評価は確定されていません。いつまでも仮のまま表示されている場合には、授業担当教員へ問い合わせてください。

ウ 学期末・学年末試験で不合格になった場合の措置について（学修細則第15条）

- (1) 再試験は、実施しません。
- (2) ただし、授業科目の総授業時間数の3分の2以上の授業に出席して不合格となった学生のうち、授業担当教員が必要と認めた場合に限って、試験その他の方法による確認の後、成績の修正が行われることがあります。

エ 試験における不正行為について（学修細則第26条）

- (1) 試験において不正行為のあった者に対しては、学修細則第26条に基づき、処分を受けることとなります。
- (2) 厳しい処分を受けることになった場合、留年が確定することや、退学しなければならないこともあります。不正行為を行わないよう学生相互で注意しあい、厳に慎むよう心がけましょう。

8. 学力不振者の除籍について（学修細則第25条）

- (1) 2年次の学生で、連続する2年間（休学期間は除く。）に学修細則の第25条に定める単位数を修得していない者は、「学力不振で成業の見込のない者」と見なされ、学則第29条第4号に定める除籍に関する審査の対象者となります。
- (2) 病気や留学などのやむを得ない正当な理由により、上記の単位数を修得できなかった学生については、教務委員会が認める場合には、除籍に関する審査の対象者とはしません。

9. 学生に対する掲示及び事務連絡について

- (1) 学生に対する公示、通知、呼び出し等は、あらかじめ指定した掲示スペースに掲示されます。
重要な掲示を見落としとして、自己に不利益な結果を招くことのないよう、掲示を注意して見るようにしてください。
- (2) 学生に対する教員や事務担当者からの連絡や呼び出しには、電子メールやポータルサイト（LiveCampus）が多用されるようになりますので、自分宛ての電子メール等は、定期的に読む習慣を身につけてください。
- (3) 教員や事務担当者から学生宛てに発信される電子メールは、情報科学センターの計算機に登録されている学生アカウント宛てに送信されます。

3. LiveCampus（教務情報システム・教務ポータルシステム） について

1. LiveCampus とは

LiveCampus は、学生の教務関係のサポート（履修登録、成績情報確認、個人情報の確認等）を行うオンラインツールです。学生本人が学内のネットワーク環境においてログインすることで使用できる教務情報システムと、学外からも利用可能で、大学が発信する教務関係の情報（スケジュール、連絡通知、レポート、授業カード、小テスト等）を閲覧することが出来る教務ポータルシステムがあります。

2. 飯塚キャンパス内で利用出来る場所・端末

◆共通教育研究棟1階ロビー（事務室前ロビー）のオープン端末

◆共通教育研究棟2階ロビーのオープン端末

◆附属図書館3階のオープン端末

◆その他、学内のネットワークに接続されている端末であれば使用可能です。

※ オープン端末から、LiveCampus を利用する場合は、まず始めに情報科学センターのIDとパスワードを入力して、ログインする必要があります。

3. アクセス、ログインについて

LiveCampus は、web ブラウザからアクセスすることができます。

- (1) 学内のネットワークに接続している状態では、全ての機能が使えます。（教務ポータルシステム）
- (2) 学外のネットワークに接続している状態では、「履修・成績等」（教務情報システム）以外の機能が使えます。

URL <https://virginia.jimu.kyutech.ac.jp/>

ログイン画面が表示されますので、IDとパスワードを入力し、ログインすることで、教務ポータルシステムが利用でき、そのメニューの中に「履修・成績等」という項目で教務情報システムが利用できます。

4. ID、パスワードについて

LiveCampus にログインするためには、IDとパスワードが必要です。ID、パスワードは、必修の演習科目等の際に配布しますので、受領後、速やかにパスワードを変更してください。（パスワードの変更は上記ログイン後のメインメニュー画面のカスタマイズで行うことができます。）

ID、パスワードの再発行は、学生証を持参のうえ、教務係窓口で申請してください。

5. 教務情報システム（学内接続時のみ利用可）について

「履修・成績等」をクリックすると、次のメニュー画面が表示されます。

◆履修関連

- 一般講義履修登録（履修登録を行うことができます。）
- 集中講義履修登録（集中講義の履修登録を行うことができます。）

◆時間割関連

- 個人時間割（履修登録を行った科目を時間割形式で確認できます。）
- 試験時間割（履修登録を行った科目の試験時間割を確認できます。）

◆成績情報管理

- 成績情報の参照（成績情報を確認出来ます。）
- 単位修得情報の参照（直近の要件〔卒業・進級〕に係る単位の修得状況を確認できます。また、上記要件に係る未得必修科目一覧も確認できます。）
- カリキュラムの参照（適用されているカリキュラムを確認できます。）

◆学生情報関連

- 学籍情報の参照（個人の学籍情報を確認できます。自身の指導教員もここで確認ができます。登録内容に変更等があれば、教務係に申し出てください。）
- 安否アドレスの更新（安否確認に用いるための携帯電話アドレスを編集できます。）

◆その他

- シラバスの参照（シラバスを確認することができます。）
- 学内スケジュール（学内のスケジュールを確認することができます。）

6. 教務ポータルシステム（学内外利用可）について

大学が発信するさまざまな情報を確認することができます。

- ◆ホーム 自分自身に関する情報が一覧表示されます。
- ◆スケジュール 教務情報学内スケジュールの閲覧、個人スケジュールを登録等できます。
- ◆連絡通知 一般通知の他、履修している授業に関する通知（休講等）を確認できます。
- ◆自己評価システム 学修自己評価システムへリンクしています。
- ◆FAQ 各種FAQを確認できます。
- ◆リンク 各種リンクです。
- ◆アンケート 各種アンケートに回答できます。
- ◆レポート 履修している授業のレポート課題等です。
- ◆授業カード 授業科目別機能の情報を一覧表示できます。
- ◆ダウンロード 各種マニュアル等をダウンロードできます。
- ◆小テスト 履修している授業等で課されたテストに回答・提出ができます。
- ◆カスタマイズ 画面設定やパスワード変更ができます。
- ◆出欠管理 出欠状況について、確認することができます。
- ◆履修・成績等（教務情報システム）

7. 履修登録について

各学期の初めに設定されている履修登録期間内に教務情報システムより履修登録を行ってください。定められた期間（履修登録期間・履修登録修正期間）以外では教務情報システムを利用した登録・修正はできませんので、注意してください。

登録画面では、その時点で在籍している学科・学年の時間割が表示されますので、受講を希望する科目を選択して登録を行ってください。異なる学科・学年の科目を登録する際は、検索画面で受講を希望する科目を検索し、登録を行ってください。

期間内であれば、一旦登録を行った科目でも登録の取り消しを行うことができます。

8. 成績情報について

各科目の最終的な成績（合格・不合格）は、学期末に教務情報システムで表示されますので、各自必ず確認してください。

成績表（科目の修得状況一覧（合否）が確認できます。）

履修対成績表（当該年度の履修登録した科目に対する修得状況が確認できます。）

不可（今までに不可となった科目一覧が確認できます。）

その他、年別取得単位数、GPA詳細等も確認することができます。

9. 不正アクセスについて

他人のパスワードを本人に無断で用いて教務情報システムへアクセスすると、たとえ何の被害を及ぼさなくても、「不正アクセス」となり、「不正アクセス行為の禁止に関する法律」による処罰の対象となります。

4. 各種の資格等について

●技術士（技術士法）

情報工学部卒業生は、技術士試験の第1次試験が免除される。卒業後は、文部科学省令に定める業務に従事し、その従事した期間が同省令に定める期間を超えることにより、第2次試験を受けることができる。

●1級技術検定（建設業法）

知能情報工学科

知能情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

電子情報工学科

電子情報工学科卒業生は受験資格を取得できる。

システム創成情報工学科

システム創成情報工学科卒業生で、1級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、指導監督の実務経験1年以上を含む3年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

機械情報工学科

機械情報工学科卒業生は受験資格を取得できる。

●2級技術検定（建設業法）

知能情報工学科

知能情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

電子情報工学科

電子情報工学科卒業生は受験資格を取得できる。

システム創成情報工学科

システム創成情報工学科卒業生で、2級技術検定の電気工学に関する学科となっている検定種目に関し、1年以上の実務経験を経た者は受験資格を取得できる。

ただし、検定種目が建設機械施工であるときは、受験しようとする種別に関する6月以上の実務経験を含む1年以上の実務経験を経た後、受験資格を取得できる。

機械情報工学科

機械情報工学科卒業生は受験資格を取得できる。

●電気通信主任技術者（電気通信事業法）

電子情報工学科卒業生で、在学中に所定の科目及び時間数を修得した者は、電気通信主任技術者試験を受験する際に、試験の一部が免除される。（別表1-1を参照）

別表 1 - 1

電気通信主任技術者

電気通信主任技術者試験の一部免除を希望する学生が修得すべき授業科目

電子情報工学科

(1) 基礎専門教育科目

認定基準		授 業 科 目 (○印は必修科目)	授業時間数 (単 位)		備 考
告 示 科 目	時 間 数				
数 学	60	○離散数学	30	(2)	左のうちから2科目以上を履修
		○線形代数Ⅰ	30	(2)	
		○線形代数Ⅱ	30	(2)	
		○解析Ⅰ	30	(2)	
		○解析Ⅱ	30	(2)	
		微分方程式	30	(2)	
		確率・統計	30	(2)	
		○応用数学	30	(2)	
		○応用解析学	30	(2)	
物 理 学	60	現代物理学Ⅰ	30	(2)	左のうちから2科目以上を履修
		電子物理	30	(2)	
		○基礎物理学Ⅰ	30	(2)	
		○基礎物理学Ⅱ E	30	(2)	
電 磁 気 学	60	○電磁気学Ⅰ・同演習	60	(2)	左のうちから60時間以上の授業科目を履修
		電磁気学Ⅱ	30	(2)	
電 気 回 路	60	○電気回路E	30	(2)	左の2科目を履修
		回路とシステム	30	(2)	
電 子 回 路	60	○電子回路Ⅰ E	30	(2)	左の2科目を履修
		半導体工学	30	(2)	
デ ジ タ ル 回 路	30	論理設計	30	(2)	左のうちから1科目以上を履修
		計算機アーキテクチャE	30	(2)	
		デジタルシステム設計	30	(2)	
情 報 工 学	30	○プログラミング	60	(2)	左のうちから1科目以上を履修
		○プログラム設計	60	(2)	
		○計算機システムⅠ	30	(2)	
		○計算機システムⅡ	30	(2)	
		情報理論E	30	(2)	
電 気 計 測	60	○情報工学基礎実験Ⅰ	60	(2)	左のうちから2科目以上を履修
		○情報工学基礎実験Ⅱ E	45	(1)	
		○電子情報工学実験Ⅰ	45	(1)	

(2) 専門教育科目

認定基準		授 業 科 目 (○印は必修科目)	授業時間数 (単 位)		備 考
告 示 科 目	時 間 数				
伝 送 線 路 工 学	30	LSI設計	30	(2)	左のうちから1科目以上を履修
		通信理論	30	(2)	
交 換 工 学	30	デジタル信号処理	30	(2)	左のうちから1科目以上を履修
		通信機器	30	(2)	
		ネットワークアーキテクチャ	30	(2)	
電気通信システム	30	○計算機通信基礎	30	(2)	左の科目を履修

5. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項

〔平成21年6月24日〕
情報工学部長裁定
大学院情報工学府長裁定

最終改正平成25年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 大学と学生に関する事項（第3条－第6条）
- 第3章 大学、学生及び教員等に関する事項（第7条）
- 第4章 大学と教員等に関する事項（第8条－第11条）
- 第5章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要項は、九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大情報工学部細則第8号。以下「学部学修細則」という。）及び九州工業大学大学院情報工学府学修細則（平成3年九工大情報工学府細則第5号。以下「大学院学修細則」という。）に定めるもののほか、九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府の学期末における試験（以下「学期末試験」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（学期末試験の実施）

第2条 学期末試験は、当該授業科目の成績評価を行う唯一又は最後に行う試験とし、筆記試験によるもののほか、レポート提出、口述試験、実技試験、作品提出等（以下「レポート提出等」という。）により実施するものとする。

2 学期末試験は、当該授業科目が実施される学期末に設ける試験期間（以下「試験期間」という。）に行うものとする。ただし、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される授業科目を除く。

3 前項の規定にかかわらず、レポート提出等又は試験期間中に実施しないことに相当の理由がある授業科目の筆記試験は、講義（演習等を含む。）が規定回数行われた後、試験期間に当たらない日に学期末試験を実施することができるものとする。この場合、第5条第2項に規定する方法により、原則として、2週間前までに履修登録者に周知するものとする。

第2章 大学と学生に関する事項

（学期末試験の受験資格）

第3条 学期末試験を受験する資格がある者は、当該授業科目の履修登録者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は、受験資格がないものとする。

- (1) 休学中又は停学中の者
- (2) 学部学修細則第13条第2項又は大学院学修細則第7条第3項に定める時間数出席していない者

2 前項の規定にかかわらず、当該授業を担当する教員（以下「授業担当教員」という。）等の判断により、履修登録者以外にも受験を許可することができる。

(試験時間)

第4条 試験時間は、原則として90分とし、必要な場合には別に授業担当教員が定めるものとする。

2 障害を有する者で、受験に支障があると認められる場合には、試験時間を1.5倍にすることができるものとする。

3 前項に定めるもののほか、障害を有する者の試験時間、試験実施等については、必要な場合にはその都度、当該学生、当該学生の所属する学科又は専門分野の教務委員会委員又は大学院委員会委員、事務部等が協議し、決定するものとする。

(学期末試験の周知)

第5条 試験期間中に行われる学期末試験は、原則として、試験期間開始の2週間前までに時間割を掲示することにより周知するものとする。ただし、時間割は、試験当日まで変更する場合があるものとする。

2 レポート提出等及び試験期間中に実施されない学期末試験の場合は、授業担当教員の授業中の口頭による周知、又はその他の方法により周知するものとする。

(試験実施上の注意事項)

第6条 受験者は、試験室では監督者の指示に従うほか、次の注意事項を守らなければならない。

(1) 試験中学生証を机上に提示すること。

(2) 学生証を忘れた場合には、試験が開始される前までに、事務部において証明書の発行を受けること。

(3) 授業科目により座席の指定がある場合には、その指示に従うこと。

(4) 許可された物品以外は、机上に置かないこと。

(5) 試験中は、携帯電話・PHS等の電源を必ず切り、使用しないこと。

(6) 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、遅刻してきた場合の試験時間の延長は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。

(7) 試験中の退室は、試験開始から30分経過後までは認められず、一旦退室した者の再入室は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。退室した場合は、静粛かつ速やかに試験室から離れること。

2 学生証を忘れ、証明書の発行を受けていない者に受験を認めた場合には、監督者等は、試験終了後その者を事務部に引渡し、本人確認を行うものとする。

第3章 大学、学生及び教員等に関する事項

(追試験)

第7条 病気、事故、忌引き、その他教務委員会又は大学院委員会が認めた理由により試験を受験できなかった者は、試験終了後1週間以内(入院等の特別な理由がある期間を除く。)に、受験できなかった理由が証明できる書類を添付のうえ、追試験の実施を情報工学部長又は大学院情報工学府長に申出することができるものとする。

2 授業担当教員は、前項の規定による申出がなされ受理された者について、追試験等の必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項に規定した理由にかかわらず、授業担当教員の判断により追試験等を行うことができるものとする。

4 追試験に関する事項は、別に定める。

第 4 章 以 降 掲 載 省 略

附 則

この要項は、平成 21 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 23 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

6. 九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項(追試験)に係る運用について

九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項(平成23年12月20日情報工学部長及び大学院情報工学府長裁定。以下「要項」という。)第7条第4項の規定に基づき、追試験に係る運用について、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 申出が受理できる理由及び提出書類について

- (1) 要項第7条第1項に規定する「病気」とは、入院した場合(退院後の自宅療養期間を含む。)又は学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する感染症(*)の治療が必要となった場合とする。

・提出書類

医師又は医療機関が発行する診断書、入院期間が確認できる病院の領収書等

* 学校保健安全法に規定する感染症とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール病)、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎(アポロ病)、急性出血性結膜炎等が該当する。

- (2) 要項第7条第1項に規定する「事故」とは、学期末試験当日、事故にあった場合又は非常変災等により交通機関が遮断した場合とする。ただし、大学が休講措置をとった場合には、申出は不要とする。

・提出書類

警察が発行する事故証明書、公共交通機関が発行する不通証明書又は遅延証明書等

- (3) 要項第7条第1項に規定する「忌引き」とは、3親等内の親族が死亡し、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席する場合とする。

・提出書類

葬儀日を確認できる会葬御礼、公的機関が発行する死亡日を確認できる書類等

- (4) その他、病気、事故又は忌引きに準ずるやむを得ない理由により、教務委員会又は大学院委員会が承認した場合とする。

・提出書類

理由書(様式任意)の他、情報工学部長又は大学院情報工学府長が指示する書類

以下掲載省略

7. 九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項

〔平成12年10月25日〕
制 定

最終改正 平成25年12月18日

(目的)

第1 この要項は、情報工学部に在学する学生が、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第30条の2及び九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大情報工学部細則第8号。以下「学修細則」という。）第7条第3項に基づき、情報工学部における早期卒業の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(早期卒業)

第2 情報工学部に3年以上4年未満在学（休学及び停学した期間を除く。）した学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合は、早期卒業をすることができる。

(適用除外)

第3 学則第21条から第24条までの規定により編入学、再入学、転入学及び移籍した者は、早期卒業の対象としない。

(早期卒業申請の手続き)

第4 早期卒業を希望する学生は、2年次の3月末日までに、別記様式1の早期卒業申請書を情報工学部長に提出するものとする。

(早期卒業における優秀な成績)

第5 早期卒業を行う学生は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 2年次終了時に卒業要件に加算される単位（学修細則第20条及び第21条に規定する単位認定されたものを含む。以下同じ。）を80単位以上修得し、かつ、学修細則第22条に規定するGPAが3.5以上の者
- (2) 3年次前期終了時に卒業要件に加算される単位を104単位以上修得し、かつ、GPAが3.5以上の者
- (3) 3年次終了時に卒業要件単位を満たしており、かつ、GPAが3.5以上の者

(早期卒業の審査)

第6 早期卒業の審査は、教務委員会の議を経て、教授会で行う。

(卒業研究等)

第7 早期卒業を行う学生の卒業研究については、次のとおりとする。

- (1) 3年次前期終了時に、教務委員会で適格の認定を受けた学生は、3年次後期に特別卒業研究を履修させる。
- (2) 卒業研究については、免除する。

附 則（最終改正分）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

早 期 卒 業 申 請 書

年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		⑩
現住所		
保証人(氏名)		⑩
現住所		

早期卒業を希望いたしますので、九州工業大学情報工学部における早期卒業取扱要項第4の規定により申請いたします。

8. 九州工業大学情報工学部の移籍に関する取扱要項

〔平成19年12月17日〕
情報工学部長裁定

最終改正 平成25年4月1日

(目的)

第1 この要項は、本学に在学する学生が、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第24条の規定に基づき、工学部から情報工学部への移籍（以下「転学部」という。）及び情報工学部における学科間の移籍（以下「転学科」という。）をする際の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転学部の申請手続き)

第2 転学部の申請手続きは、次のとおりとする。

- (1) 転学部を希望する学生（以下「転学部希望学生」という。）の申請受付期間は、転学部を希望する前年の12月16日から12月末日までとし、別記様式1による申請書に成績証明書を添えて、工学部長に提出する。
- (2) 工学部長は、転学部希望学生の転学部について差し支えない場合は、別記様式2による書類を情報工学部長に1月末日までに提出する。

(転学科の申請手続き)

第3 転学科を希望する学生の申請受付期間は、転学科を希望する年の1月16日から1月末日までとし、別記様式3による申請書を情報工学部長に提出する。

(転学部等申請の資格)

第4 転学部及び転学科（以下「転学部等」という。）の申請者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 転学部等を希望する理由に妥当性があること。
- (2) 年度末に在学期間が2年以上であること。
- (3) 過去に転学部等を行っていないこと。
- (4) 九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大情報工学部細則第8号）第8条第1項に規定する単位数を修得していること。

(転学部等学生の受入れ要件)

第5 転学部等の受入れ要件は、次のとおりとする。

- (1) 転学部等を希望する場合は、3年次生に編入する。
- (2) 転学部等を許可する学生数は、3年次の受入れ学科の欠員数に、教育に支障のない範囲内で若干名（最大3名）を加えた数とする。

(選考)

第6 選考は、転学部等を希望する学生が志望する受入れ学科において面接を実施し審査のうえ、教務委員会で審議する。

(通知)

第7 転学部等の判定結果は、申請のあった年度の3月31日までに工学部長（転学部の場合に限る。）及び本人へ通知する。

附 則（最終改正分）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

転 学 部 願

年 月 日

九州工業大学工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		㊟
現住所		
保証人(氏名)		㊟
現住所		

このたび、下記理由により情報工学部へ転学部したいので、許可願います。

記

○ 学科希望先

○ 理 由

学 科 長	教務委員	指導教員

別記様式 2

年 月 日

情 報 工 学 部 長 殿

工 学 部 長

転 学 部 に つ い て

下記学生の転学部については、差し支えありません。

記

学生番号

名前

* 別紙，転学部願のコピー及び成績証明書を添付

転 学 科 願

年 月 日

九州工業大学情報工学部長 殿

学 科	工学科	年次
学生番号		
本人(氏名)		⑩
現住所		
保証人(氏名)		⑩
現住所		

このたび,下記理由により転学科したいので,許可願います。

記

○ 転学科希望先

○ 理 由

学 科 長	学務委員	指導教員

兩
學
部
共
通

1. 諸願届及び手続きについて

必要な手続きをとらなかったため、学生自身にとって不利となったり、学修上に支障をきたしたりすることもあるので、十分注意すること。

種 別	所 要 事 項
休 学 願 保証人の連署を要する。 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることはできない。	疾病その他やむを得ない事由により2月以上就学を休止しようとする場合には、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願い出て、許可を受けなければならない。 (様式1)
復 学 願 保証人の連署を要する。	休学期間が満了になったとき、又は休学期間中において事由が消滅したときは、復学を願い出て、許可を受けなければならない。 疾病の回復により復学する者は、医師の診断書を添付すること。 (様式2)
退 学 願 保証人の連署を要する。	事由を詳記して(病気の場合は、医師の診断書添付)願い出て、許可を受けなければならない。 (様式3)
死 亡 届	死亡の事実が分かるものを添付して10日以内に届け出なければならない。 (様式適宜)
改 姓 名 届	10日以内に届け出なければならない。(卒業後に改姓名を行った場合には、戸籍抄本を添えて届け出ること。) (様式4)
保 証 人 変 更 届	保証人を変更した場合には届け出なければならない。(新保証人による保証書を添付すること。) (様式5)
欠 席 届	疾病その他やむを得ない事由により欠席(2月以内)する場合は、届け出ること。 なお、疾病の場合には、医師の診断書を添付すること。 (様式6)
他 大 学 受 験 許 可 願	学部長に願い出て、許可を受けなければならない。 (様式7)
住 所 変 更 届	転居したときは、3日以内に届け出ること。 (様式8)

種 別	所 要 事 項
学 生 証	紛失した場合には、直ちに届け出て再交付を受けること。 なお、卒業・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返納しなければならない。
学 業 成 績 証 明 書 単 位 修 得 証 明 書 そ の 他 諸 証 明 書	証明書発行願に必要な事項を記入して申し込むこと。 なお、証明書の交付については、日数を要するので、余裕をもって申し込むこと。
通 学 証 明 書	学生証を呈示し、所定の手続きをとって交付を受けること。 通学定期券購入のための通学証明書は、現住所の最寄駅から大学までの区間について交付する。
在 学 証 明 書 卒 業 見 込 証 明 書 旅 客 運 賃 割 引 証 (学割)	学生証により、自動証明書発行機で交付が受けられる。

〔注意〕 1 様式1～8についての書式は次頁以降参照のこと。

2 旅客運賃割引証（学割証）

学生が帰省、実験実習、体育活動、文化活動、就職等のためのJR線の鉄道、航路又は自動車線で旅行しようとするときは、学生証を呈示のうえ、学割証の交付を受けることができる。

(1) 1人当たり年間交付枚数 10枚以内

(2) 有効期間は発行日から3月間

(3) 他人名義の割引証を使用したり、又、他人に割引証を貸したり、学生証を所持しないで乗車したときなどは、普通旅客運賃の3倍の追徴金を徴収されるので、厳に戒めること。

3 諸願届及び手続きについては、下記の担当係に申し出、必要な様式を受け取ること。

工 学 部……工学部教務係

情報工学部……情報工学部教務係・学生係

休学願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな)
氏 名

昭和 年 月 日生
平成

下記の理由により、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

休学したいので許可願います。

記

理 由 (病気の場合は、医師の診断書を添付すること。)

(〒 -)

住 所

本 人

氏 名

印

(〒 -)

住 所

保証人

氏 名

印

復 学 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな)
氏 名

昭和 年 月 日生
平成

かねてから休学中のところ、このたび平成 年 月 日から

復学したいので許可願います。

(〒 -)

住 所

本 人

氏 名

印

(〒 -)

住 所

保証人

氏 名

印

※ 病気休学者は、医師の診断書を添付すること。

退 学 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな)
氏 名

昭和 年 月 日生
平成

下記の理由により、平成 年 月 日付けで、

退学したいので許可願います。

記

理 由 (病気の場合は、医師の診断書を添付すること。)

(〒 -)

住 所

本 人

氏 名

印

(〒 -)

住 所

保証人

氏 名

印

改 姓 名 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな)
氏 名

印

下記のとおり改姓（改名）しましたので、お届けします。

記

改 (ふりがな) 姓 名	
旧 姓 名	
事 由	
改 姓 名 年 月 日	年 月 日

※卒業後の届け出の場合には、戸籍抄本1通を添付すること。

保証人変更届

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな)
氏 名

このたび、下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

(〒 -) (TEL)

住 所

新保証人

氏 名

(〒 -) (TEL)

住 所

旧保証人

氏 名

事 由

※保証書を添付すること。

欠 席 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

本人氏名

保証人住所

〃 氏名

このたび、下記により欠席しますので、お届けします。

記

1. 欠 席 日

平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(日間)

2. 欠席理由

(注) 病気で一週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

他 大 学 受 験 許 可 願

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

本人氏名

印

保証人氏名

印

このたび、下記大学の平成 年度入学試験を受験したいので
許可願います。

記

- | | | |
|----|----|----|
| 1. | 大学 | 学部 |
| 2. | 大学 | 学部 |
| 3. | 大学 | 学部 |

住 所 変 更 届

平成 年 月 日

殿

(学生番号)

学科第 年次

(ふりがな)
氏 名

このたび下記のとおり住所を変更しましたので、お届けいたします。

記

転居年月日	平成 年 月 日
住居区分	0. 自宅 1. 学寮 2. 下宿 3. 間借り 4. その他 ()
新住所	(〒 -) TEL - -
旧住所	(〒 -) TEL - -

2. 非常変災時における授業等の取扱いに関する申合せ

改正 平成 22 年 3 月 31 日

この申合せは、福岡県下に暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された場合及び地震災害等が発生した場合に、学生の事故の発生を防止することを目的として、授業（試験を含む）の取扱いに関し必要な事項を定める。

1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報

- (1) 台風接近に伴い福岡県下に警報等が発令され、JR 九州、西鉄バスなどの各種公共交通機関が運休した場合は、次のとおり措置する。

運休解除時刻	授業の取扱い
午前 6 時以前に解除された場合	全日授業実施
午前 9 時以前に解除された場合	午前休講・午後授業実施
午前 9 時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

※交通機関等の解除に関する確認はラジオ、テレビ等の報道による。

- (2) その他台風等の災害により通学が困難と認められる場合の休講措置については、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

2. 地震災害

地震災害時の休講措置については、地震の規模、交通機関の運休状況を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

3. 降雪等災害

大雪警報が発令された場合の休講措置については、第 1 項（1）の取扱いを準用する。

なお、大雪警報が発令されない場合でも、降雪、道路凍結により通学が困難と認められる場合は、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で休講措置を行う。

4. その他の災害等

その他の災害及び JR 九州等の各種公共交通機関の障害等により必要と認められる場合の休講措置については、交通情報を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

5. ストライキに伴う授業措置

公共交通機関におけるストライキの場合の休講措置については、第 1 項（1）の取扱いを準用する。

6. 学生への措置

上記第 1 項から 5 項の非常変災に該当せず休講措置されない場合でも、通学が困難なため学生が授業に欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合には、本人の不利益にならないよう配慮する。

7. その他の措置

上記以外に学長が指名する副学長から別途指示があった場合は、その指示に従う。

8. 休講措置の周知方法等

- (1) 担当事務部は、学生に対して掲示等により速やかに周知させるとともに、電話等による問い合わせに速やかに応じる。
- (2) 九州工業大学のホームページに掲載する。
非常勤講師に対する連絡体制を確立させておく。

9. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期の授業調整期間に補講を行う。

附 則

この申合せは、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3. 国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー

1. 基本方針について

国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）は、本学の学生及び卒業生その他本学の受験者等の個人情報の保護・管理の重要性から、次の方針に基づき、個人情報を取り扱います。

(1) 法令遵守

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令を守ります。

(2) 個人情報の取得・保有

本学は、適法かつ公正な手段により、個人情報を取得します。個人情報を取得するときは、その利用目的を明示します。

(3) 個人情報の管理

本学は、個人情報の漏えい、紛失、改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(4) 個人情報の開示等請求

本学は、本人から個人情報の開示、訂正、利用停止の請求があった場合は、適切に対応します。

2. 取得する個人情報の利用目的について

本学は、必要に応じて個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な範囲に限定し、適切に取り扱います。

3. 第三者への提供について

個人情報は次に掲げる場合を除き、本人の同意を得ないで第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づいて個人情報を取扱う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 国・地方公共団体等に協力する必要がある場合

(4) 在学生及び卒業生の個人情報について、大学が特に必要と認め、あらかじめ印刷物、掲示等により本人に周知した場合

なお、本人から第三者への提供を停止するよう申し出があった場合は、速やかに対処する。

4. 同窓会への個人情報の提供について

在学生及び卒業生の個人情報を、学生支援活動円滑化等の目的で同窓会（明専会）へ提供します。

4. 九州工業大学の学生等個人情報の取扱い

個人情報の適正な取扱いのルール

九州工業大学（以下「本学」という。）では、大学が保有する受験生、在學生、卒業生・修了生、保証人などの個人情報を保護することが、個人のプライバシーの保護のみならず、大学の社会的責務であると考えます。

本学は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令、並びに本学が定める諸規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

また、本学が保有する個人情報については、漏洩、滅失及び改ざんを防止するために、安全保護に必要な措置を講じます。

利用目的の明確化

本学では、大学管理運営、入学試験、教育研究、学生支援（福利厚生・生活指導・キャリア指導）、同窓会活動等、大学の運営に必要と認められる個人情報を、以下の利用目的のために収集します。

なお、本来の利用目的の範囲を超えて利用する場合には、本人からの同意を得るものとします。

【利用目的】

◎学内で利用するもの

- ・入学試験の実施、入学者選抜方法等を検討するため
- ・学生の学籍を管理するため
- ・学生証、各種証明書の発行のため
- ・授業料の納付、督促のため
- ・図書等の貸し出し・返却等のため
- ・学内施設管理のため
- ・大学行事等案内のため
- ・卒業後の各種案内・照会のため
- ・授業関連事項の実施のため
- ・学術交流協定などによる交流目的のため
- ・学生の健康管理のため
- ・授業料免除・奨学金貸与等の目的のため
- ・学生生活相談等のため
- ・卒業後の進路に関する情報の管理のため
- ・その他教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

◎学外に提供されるもの

○学生に関する情報で、当該保証人等に提供されるもの

- ・保証人へ学費未納者の督促のため
- ・保証人へ成績に関する情報提供のため
- ・保証人との成績、履修等相談のため
- ・その他保証人への督促で、教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

○同窓会（明専会）との協力協定に基づき、同窓会に提供されるもの

- ・同窓会名簿作成・同窓会からの各種案内等のため

○法令等の規定に基づき、国その他公的機関に提供されるもの

個人情報の取得及び保有

個人情報の取得は、下記の方法で行います。

【取得方法】

- (1) 入学試験時に取得するもの
- (2) 入学時及び入学後に提出する書類により取得するもの
- (3) 教育指導により取得するもの
- (4) 授業の履修及び成績評価に伴い取得するもの
- (5) 情報システムセキュリティ管理上取得するもの
- (6) 学生健康診断及び問診等により取得するもの
- (7) その他届出により取得するもの

大学が付与する個人情報

本学では、学籍番号、コンピュータを使用する際のID及び仮パスワード、学生電子メールアドレスを、本学から自動的に付与しますので、これら個人情報の自己管理の重要性も充分ご認識ください。

利用方法

収集した個人情報は、利用目的に沿って適正に利用します。なお、学内において学生へ連絡のため、学内掲示板に学生番号・氏名を掲示することがあります。

第三者への個人情報の提供について

本学は、法律の定める例外（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条第2項第2号から第4号）の規定による時、及び本学が認める同窓会（明専会）、日本学生支援機構等、特定の第三者には、本人の同意なしに個人情報を提供することがあります。

○学生に関する情報で、必要な範囲で特定第三者に提供されるもの

- ・奨学金返還免除申請時に、医師・市区町村長等に提供することがあります。
- ・私費外国人留学生学習奨励費支給に関し、日本学生支援機構に提供することがあります。
- ・学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険申請及び教職資格活動等賠償責任保険申請に関し、日本国際教育支援協会に提供します。
- ・奨学金貸与申請及び返還に関し、日本学生支援機構に提供します。
- ・同窓会（明専会）
- ・保証人

また、業務委託について、個人情報の処理又は管理を外部に委託する場合には、個人情報を適切に取り扱っていると認められる者に限定し、かつ契約に際して法令及び本学の規程等の遵守を求めます。

個人情報の開示・訂正等

○保有個人データの開示

本人から自己に関する保有個人データの開示の請求があった場合は、下記の各号に掲げるものを除き、速やかに開示します。

- 1) 開示することが他の法令に違反することとなる場合
- 2) 開示をすることにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
- 3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する保有個人データであって、開示をすることにより、当該指導、

評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合

- 4) 開示をすることにより、大学の運営の適正な執行に支障が生じ、又は請求自体が大学の業務に著しい支障を生ずる場合

○個人情報の訂正及び利用停止

学生、保証人の皆様は、個人情報の開示、訂正、追加、削除又は利用の停止を請求することができます。

また、本人から自己に関する個人データの訂正、追加、削除又は利用の停止（以下「訂正等」という。）の申し出があったときは、調査を行い、訂正等を必要とする場合は、遅滞なく訂正等を行います。

5. 九州工業大学情報システム利用規程

A2201-01 (目的)

第1条 この規程は、九州工業大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

A2201-02 (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ポリシー 本学が定める九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程をいう。
- (2) その他の用語の定義は、ポリシーで定めるところによる。

A2201-03 (適用範囲)

第3条 この規程は本学情報システム及びそれにかかわる情報を利用するすべての者に適用する。

2 この規程における情報システムには、本学ネットワーク及び本学内のすべてのコンピュータシステムが含まれる。ただし、事務情報システムについては事務情報システム対策基準及び各種マニュアル類に別途定める。

A2201-04 (遵守事項)

第4条 本学情報システムの利用者は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順及び九州工業大学個人情報保護に関する規則（平成17年九工大規則第6号）を遵守しなければならない。

A2201-05 (アカウントの申請)

第5条 本学情報システムを利用する者は、本学情報システム利用申請書を各情報システムにおける情報セキュリティ責任者に提出し、情報セキュリティ責任者からアカウントの交付を得なければならない。

ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りではない。

A2201-06 (IDとパスワードによる認証の場合)

第6条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、自分のユーザアカウントを他の者に使用させたり、他の者のユーザアカウントを使用したりしてはならない。
- (2) 利用者は、他の者の認証情報を聞き出したり使用したりしてはならない。
- (3) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。
- (4) 利用者は、使用中のコンピュータをロックし、あるいはログアウト（ログオフ）せずに他の者が容易に利用可能状態に放置してはならない。
- (5) 学外のインターネットカフェに設置されているような不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いての学内情報システムへのアクセスを行ってはならない。
- (6) 利用者は、アカウントを他者に使用され又はその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (7) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

A2201-06-2 (ICカードを用いた認証の場合)

第6条の2 利用者は、ICカードの管理を以下のように徹底しなければならない。

- (1) ICカードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。
- (2) ICカードを他者に付与及び貸与してはならない。
- (3) ICカードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。
- (4) ICカードを利用する必要がなくなった場合には、遅滞なく、これを情報セキュリティ責任者に返還しなければならない。
- (5) ICカード使用時に利用するPIN番号を他に教えたりしてはならない。

A2201-07 (利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第7条 利用者は、毎年度1回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

2 教職員等(利用者)は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育を原則として受講しなければならない。

A2201-08 (自己点検の実施)

第8条 利用者は、本学自己点検基準に基づいて自己点検を実施しなければならない。

A2201-09 (情報の格付け)

第9条 教職員等は、情報格付け規程に従って、情報の格付け及び取扱いを行わなければならない。

A2201-10 (禁止事項)

第10条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (2) 差別、名誉毀損、信用毀損、侮辱、ハラスメントにあたる情報の発信
- (3) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信
- (4) 守秘義務に違反する情報の発信
- (5) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信
- (6) 通信の秘密を侵害する行為
- (7) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用。ただし、最高情報セキュリティ責任者が認めた場合はこの限りではない。
- (8) 情報セキュリティ責任者の許可(業務上の正当事由)なくネットワーク上の通信を監視し、又は情報機器の利用情報を取得する行為
- (9) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為
- (10) 情報セキュリティ責任者の要請に基づかずに管理権限のないシステムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (12) その他法令に基づく処罰の対象となり、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信
- (13) 上記の行為を助長する行為

(14) 管理者の許可をえず、ソフトウェアのインストールやコンピュータの設定の変更を行う行為

2 利用者は、ファイルの自動公衆送信機能を持った P2P ソフトウェアについては、教育・研究目的以外にこれを利用してはならない。このような P2P ソフトウェアを教育・研究目的に利用する場合は、情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

A2201-11 (違反行為への対処)

第 11 条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、情報セキュリティ責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、情報セキュリティ責任者は統括情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずるよう依頼することができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止、または削除命令
- (4) 学術情報委員会への報告
- (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
- (6) その他法令に基づく措置

A2201-12 (PC の利用)

第 12 条 利用者は、様々な情報の作成、利用、保存等のための PC の利用にあたっては、別途定める PC 取扱ガイドラインに従い、これらの情報及び端末の適切な保護に注意しなければならない。

A2201-13 (電子メールの利用)

第 13 条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別途定める電子メール利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。

A2201-14 (ウェブの利用及び公開)

第 14 条 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信、ファイルのダウンロード等を行う際には、別途定めるウェブブラウザ利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従って、不正プログラムの感染、情報の漏えい、誤った相手への情報の送信等の脅威に注意するだけでなく、研究や教育及び教育支援等、大学で活動する上で必要な範囲で使用し、本学の社会的信用を失わせることのないよう注意しなければならない。

2 利用者は、研究室等でウェブサーバを運用しようとする場合は、事前に、全学または各部局の学術情報委員会に申請し、許可を得なければならない。

3 利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、ウェブサーバ設定確認実施書に従ってサーバを設定しなければならない。

4 利用者は、ウェブサーバを運用する者に許可を得た場合にウェブページを作成し、学外へ公開することができる。学外・学内に関わらずウェブページの公開にあたって、ウェブ公開ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従いセキュリティや著作権等の問題及び本学の社会的信用を失わせることのないように配慮

しなければならない。

- 5 ウェブページやウェブサーバ運用に関して、規程やガイドラインに違反する行為が認められた場合には、全学または各部局の学術情報委員会は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことがある。

A2201-15 (モバイル PC 利用)

第 15 条 利用者は、本学資産か否かに関わらず、モバイル PC その他の情報システムの学外の利用にあたっては、以下の手順を遵守しなければならない。

- (1) 要保護情報及び要安定情報を記録したモバイル PC 等の情報システムを統括情報セキュリティ責任者の許可なく学外へ持ち出してはならない。これらの情報の持ち出しには、保護レベルに応じた管理（暗号化、パスワード保護、作業中の覗き見防止等）が必要である。
- (2) モバイル PC は可能な限り強固な認証システムを備え、その機能が設定され動作していなければならない。アンチウイルスソフトウェアが提供されているシステムでは、その機能が最新の状態でシステムを保護可能でなければならない。
- (3) モバイル PC は、他者が支配もしくは操作可能な状態にしてはならない。（不正操作、情報漏洩及び盗難防止）
- (4) モバイル PC を本学情報システムに接続する場合は、接続に先だってアンチウイルスソフトウェア等でスキャンを実行し、問題のあるソフトウェアが検出されないことを確認しなければならない。
- (5) モバイル PC 等の情報システムの紛失及び盗難は、情報システムセキュリティ管理者に報告すること。

A2201-16 (学外の情報システムの持込及び学外の情報システムからの利用)

第 16 条 利用者は、学外の情報システムからの本学情報システムへのアクセス及び学外の情報システムの本学ネットワークへの接続において、以下の手順を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、学外の情報システムを用いての公開のウェブ以外の学内情報システムへのアクセスや学外の情報システムの本学ネットワークの接続にあたって、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。
- (2) これらの目的に利用する学外の情報システムは可能な限り強固な認証システムを備え、ログ機能を持っていないなければならない。また、それらの機能が設定され動作していなければならない。アンチウイルスソフトウェアが提供されているシステムでは、その機能が最新の状態であって、システムを保護可能でなければならない。
- (3) 利用者は、これらの情報を許可された者以外に利用させてはならない。また、当該システムを他者が支配もしくは操作可能な状態にしてはならない。（不正操作・情報漏洩及び盗難防止）
- (4) 統括情報セキュリティ責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報及び要安定情報を複製保存してはならない。
- (5) これらの情報システムで動作するソフトウェアは、正規のライセンスを受けたものでなければならない。

A2201-17 (安全管理義務)

第 17 条 利用者は、自己の管理するコンピュータについて、本学資産であるか否か、及び本学情報ネットワークとの接続の状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に定めるように、悪意あるプログラムを導入しないように注意しなければならない。

- (1) アンチウイルスソフトウェア等により不正プログラムとして検知される実行ファイルを実行せず、データファイルをアプリケーション等で読み込まないこと。
- (2) アンチウイルスソフトウェア等にかかわるアプリケーション及び不正プログラム定義ファイル等について、これを常に最新の状態に維持すること。

- (3) アンチウイルスソフトウェア等による不正プログラムの自動検査機能を有効にしなければならない。
 - (4) アンチウイルスソフトウェア等により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムの有無を確認すること。
 - (5) 外部からデータやソフトウェアを電子計算機等に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正プログラム感染の有無を確認すること。
 - (6) ソフトウェアのセキュリティ機能を活用し、不正プログラム感染の予防に努めること。
- 2 利用者は、本学情報ネットワーク及びシステムの利用に際して、インシデントを発見したときは、情報システムインシデント対応手順に従って行動するものとする。

A2201-18 (接続の許可)

第 18 条 利用者は、本学情報システムに新規に情報システム（コンピュータ）を接続しようとする場合は、事前に情報システムセキュリティ管理者と協議し、接続を行おうとする部局の情報セキュリティ責任者に接続の許可を得なければならない。ただし、情報コンセントからの本学情報システムへの一時的な接続はこの限りではない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第 19 条 利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

6. 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学別第1号。以下「学則」という。）第13条の2に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成3年文部省告示第68号）に基づき、当該学部が別に定める学修とする。

(申請手続)

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長に申請するものとする。

(単位認定)

第4条 単位認定は、当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

2 担当教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第5条 当該学部長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、当該学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書

年 月 日

学 部 長 殿

授業担当教員印

所属学部 _____

学生番号 _____

氏 名 _____ 印

九州工業大学学則第13条の2の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けたいので、下記により申請します。

記

1 認定を申請する単位

認定を申請する単位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修					
授業科目の 区 分	授業科目名	単位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	評価	備考

2 添付書類

- ① 成績証明書 ② 授業科目に係る講義要目を記載した書類
- ③ その他 _____

大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書

所属学部 _____

学生番号 _____

氏 名 _____

認 定 す る 単 位			左に対応する大学以外の教育施設等における学修				
授業科目の 区 分	授業科目名	単位	教育施設等名	学修の名称	履修期間	延時間数	備考

九州工業大学学則第13条の2の規定に基づき、上記のとおり本学における授業科目の履修とみなし単位を認定する。

年 月 日

学 部 長



7. 海外派遣学生が行う学修のうち単位が付与されない場合の学修成果の取扱いについて

(目的)

第1 この取扱いは、本学に在学する学生が、国際交流協定に基づき外国の大学又は短期大学に派遣される場合において、九州工業大学学則（平成19年九工大学別第1号。以下「学則」という。）第13条第2項に規定する修得単位以外の学修成果を、本学において修得した単位とみなし、単位を認定する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(単位の認定)

第2 前項の学修成果については、当該学生の所属する学部（以下「当該学部」という。）の教授会の議を経て、当該学部長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定できるものとする。

(認定単位数)

第3 前項により認定される単位数は、学則第13条及び第14条の規定により修得した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(その他)

第4 この取扱いに関し、必要な事項は当該学部の教授会の議を経て、当該学部長が定めるものとする。

附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

8. 入学前の既修得単位等の取扱いについて

九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第14条及び第56条に定める既修得単位等の認定の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 単位の認定を希望する学生は、学部第1年次生にあつては別記様式1、大学院第1年次生にあつては別記様式2による既修得単位認定願に当該大学等の成績証明書等を添えて、当該学部長、当該学府長又は研究科長に願ひ出るものとする。
- 2 前項の願出は、入学後、速やかに行うものとする。
- 3 入学後の履修の申告にあつては、第1項による単位の認定がなされないものとして、所定の手続きを行うものとする。
- 4 前項の手続きの後、単位の認定があつた場合は、速やかに履修科目の変更手続きを行うものとする。
- 5 第1項による単位の認定に伴う修業年限の短縮は行わない。

附 則

この取扱いは、平成20年4月1日から施行する。

別記様式 1

既修得単位認定願

平成 年 月 日

九州工業大学〇〇学部長 殿

所 属

学部
学科

学生番号
氏 名
単位修得大学
学部・学科
又は機関名

学則第14条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて申請します。

別記様式 2

既修得単位認定願

平成 年 月 日

九州工業大学〇〇学府（研究科）長 殿

所 属

府・研究科
専攻

学生番号
氏 名
単位修得大学院
学部・学科
又は機関名

学則第56条の規定により、既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書等を添えて申請します。

9. 九州工業大学再入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第8条第4項、第22条、第28条第2項、第43条第8項、第61条及び第67条第3項に規定する再入学に関し必要な事項を定める。

(再入学出願手続)

第2条 学則第22条又は第61条の規定により再入学を志願する者（以下「再入学志願者」という。）は、次の各号に定める書類に学則第79条第1項に規定する検定料を添えて、原則として再入学を希望する学年の開始2月前までに願出しなければならない。ただし、大学院にあっては、学期の開始2月前までとすることができる。

- (1) 再入学志願書（様式第1号）
- (2) 再入学理由書（様式第2号）
- (3) 履歴書
- (4) 健康診断書（病気を理由により退学した者に限る。）

(再入学の時期)

第3条 再入学の時期は、原則として学年の開始時とする。ただし、大学院にあっては、学期の開始時とすることができる。

(再入学者の選考)

第4条 学部等は、必要に応じて再入学志願者の学力試験、面接等により選考を行う。

(再入学手続き及び再入学許可)

第5条 選考の結果、合格通知を受けた再入学志願者は、指定の期日までに所定の手続きを行うとともに、学則第79条第1項に定める入学料を納付しなければならない。

2 前項の再入学手続きを完了した者に対し、再入学を許可する。

(再入学者の在学期間等)

第6条 再入学者の在学できる期間は、学則第8条第4項及び第43条第8項に定める在学期間内とし、再入学相当年次は学部等の定めるところによる。なお、再入学前の1年未満の在学期間は、再入学後の在学期間に算入しない。

(再入学者の休学期間)

第7条 再入学者の再入学後に休学できる期間は、次の各号のとおりとする。なお、休学期間は、引き続き2年を超えることはできない。

- (1) 学部の相当年次により、通算して学部1・2年次は3年、3年次は2年、4年次は1年とする。
- (2) 博士前期課程の相当年次により、通算して、博士前期課程1年次は2年、2年次は1年とする。
- (3) 博士後期課程の相当年次により、通算して、博士後期課程1年次は3年、2年次は2年、3年次は1年とする。

(授業料)

第8条 再入学者の授業料は、再入学する年次の在学者にかかる額と同額とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は学部等で別に定める。

附 則（平成23年九工大規程第34号）

この規程は、平成23年10月5日から施行する。

平成 年 月 日

再入学志願書

九州工業大学長 殿

氏名 (ふりがな) _____ 印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生(歳)

私はこのたび貴大学に再入学したいので、必要書類を添えて出願します。

1. 再入学学科(専攻) <退学(除籍)時の学科又は専攻>

学科(専攻)名 : _____

コース名 : _____
(工学部のみ)

2. 退学又は除籍時の状況

(1) 退学等の許可年月日 : 平成 年 月 日

(2) 退学等の理由 : _____

(3) 退学等の学科(専攻)・年次 : _____ 学科(専攻)・ _____ 年次

3. 連絡先

住所(〒 -)

_____ (TEL - -)

*再入学に関する必要書類は学務部学務課に提出すること。

再 入 学 理 由 書

1. 退学又は除籍に至った経緯

2. 再入学を希望する理由（再入学後の大学生活も含め具体的に記述）

10. 九州工業大学学生交流に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生で、他大学等又は他大学の大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目の履修を志願する者（以下「派遣学生」という。）及び、本学の大学院の学生で、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを志願する者（以下「派遣研究学生」という。）並びに、他大学等の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者（以下「特別聴講学生」という。）及び、他大学の大学院の学生で、本学の研究指導を志願する者（以下「特別研究学生」という。）並びに、他の大学若しくは大学院の学生又は外国の大学若しくは大学院の学生で、短期に本学の教育研究指導等を志願する者（以下「短期訪問学生」という。）並びに、本学の大学院の学生及び外国の大学の学生で、本学と外国の大学（以下「両大学」という。）が共同で教育を行い双方が学位を授与する大学院国際共同教育（以下「大学院国際共同教育」という。）を志願する者（以下「大学院国際共同教育学生」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学間の協議)

第2条 学則第13条第1項及び第36条第1項及び第36条の2第1項並びに学則第55条第1項、第76条第1項及び第77条第1項及び第77条の2第1項に掲げる本学と当該大学との協議は、次に掲げる事項について、当該学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲又は研究題目
- (2) 履修期間又は研究指導期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法
- (5) 授業料等の費用の取り扱い方法
- (6) その他必要事項

2 派遣学生及び派遣研究学生の派遣並びに特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生の受け入れの許可は、前項の大学間の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、事前協議を欠くことができる。

第2章 派遣学生及び派遣研究学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として、他大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学部長（大学院にあっては当該学府長又は研究科長。以下「学部長等」という。）に願出しなければならない。

2 派遣研究学生として、他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）に願出しなければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願出があったときは、教授会の議を経て、学部長等が当該大学等の長に依頼し、その承認を経て派遣を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は派遣研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（派遣研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。

(修業年限及び在学期間の取り扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間及び派遣研究学生としての研究指導期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は履修期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の履修報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

2 派遣研究学生は研究指導期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の研究報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、教授会の議に基づき、次の単位数を限度として本学において修得したものとして認定する。

- (1) 学部の学生にあつては60単位
- (2) 大学院の学生にあつては10単位

(授業料等)

第9条 派遣学生又は派遣研究学生（以下「派遣学生等」という。）は、派遣期間中においても学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣学生等の受け入れ大学等における授業料その他の費用の取り扱いは、大学間協議により定めるものとする。

(派遣許可の取消し)

第10条 学部長等は、派遣学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、当該他大学等の学部等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修又は研究遂行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 派遣学生等として、当該他大学等の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生

(出願手続)

第11条 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生（以下「特別聴講学生等」という。）を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に当該他の大学等の長又は学部等の長を通じて、学部長等に提出しなければならない。ただし、短期訪問学生については、第2号に規定する証明書は省略することができる。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願又は特別研究学生願
- (2) 学業成績証明書
- (3) 当該他の大学等の長又は学部等の長の推薦書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生等の受入れの許可は、当該他の大学等の長又は学部等の長からの依頼に基づき、教授会の

議を経て学長が行う。

- 2 前項の選考の結果に基づき受入れの許可を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出しなければならない。

(履修期間等)

第13条 特別聴講学生の履修期間又は、特別研究学生の研究指導期間は1年以内、短期訪問学生の教育研究指導等の期間は1週間以上3月以内とする。ただし、やむを得ない事情により履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の議を経て、学部長等が当該他の大学等の長又は学部等の長と協議の上、許可することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（特別研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとし、短期訪問学生の教育研究指導等の期間を延長するときは、通算して6月を超えない範囲とする。

(授業科目の範囲)

第14条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の範囲又は特別研究学生が研究することのできる研究の範囲は、大学間の協議の定めるところによる。

- 2 短期訪問学生のうち、授業科目の履修を希望する者は、受入れ教員が必要と認めた場合に限り、授業科目担当教員の許可を得て、当該講義、演習又は実験に出席することができる。

(学業成績証明書)

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部長等は、学業成績証明書を交付するものとする。

- 2 特別研究学生が所定の研究を修了したときは、学府長等は、研究指導状況報告書を交付するものとする。
- 3 短期訪問学生が所定の教育研究指導等の期間を終了したときは、学部長等は、本人の願い出により、証明書を交付することができる。
- 4 短期訪問学生が、前条第2項の規定により授業科目の履修を修了したときは、学業成績証明書を交付することができる。

(学生証)

第16条 特別聴講学生等は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別聴講学生等に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生等が国立大学等の学生であるときは、本学での授業料は徴収しない。
- 3 特別聴講学生等が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、九州工業大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号。以下「費用規程」という。）に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、短期訪問学生について、受入れ期間が1月に満たないときは、次の各号に定める授業料を納入しなければならない。

- (1) 学部の学生にあつては、費用規程第3条第1項別表第1に定める聴講生の1単位分の授業料
- (2) 大学院の学生にあつては、費用規程第3条第1項別表第1に定める研究生の月額分の授業料

- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する特別聴講学生等に係る授業料は、徴収しない。

- (1) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月高等教育局長裁定）に基づく場合
- (2) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月高等教育局長裁定）に基づく場合
- (3) 大学間交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月学術国際局長裁定）に基づく場合

5 既納の授業料は、還付しない。

(受入れ許可の取り消し)

第18条 特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て、学部長等が、当該他の大学等の長又は学部等の長と協議の上、受入れ許可を取り消すことができる。

- (1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。
- (2) 特別聴講学生等として、本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 大学院国際共同教育学生

(出願及び選考等)

第19条 大学院国際共同教育学生は、両大学の大学院に在学する学生のうち、大学院国際共同教育を希望する者の中から両大学において選考の上、決定する。

2 大学院国際共同教育学生は、両大学において大学院学生としての身分を有する。

(留学)

第20条 大学院国際共同教育学生が外国の大学院において教育を受ける期間は、留学として取り扱う。

2 前項により留学するときは、あらかじめ所属する学部長等の許可を得るものとする。

3 第1項により留学した期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修方法等)

第21条 教育課程及び履修方法等は両大学の定めるところによる。

2 本学における教育及び研究指導の期間は、留学の期間を除き、1年以上とする。

3 学位論文は、両大学において指導教員の共同指導のもと、それぞれ作成するものとする。

4 両大学は、大学院国際共同教育学生の受入に際し、それぞれ指導教員を定め、共同で履修指導を行うものとする。

5 その他の大学院国際共同教育の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料、入学料及び授業料)

第22条 検定料、入学料及び授業料の取り扱いは、大学院国際共同教育を行う当該大学との交流協定に基づくものとする。

第5章 雑 則

(雑 則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

11. 九州工業大学研究生規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第33条第2項及び第73条第2項の規定に基づき、研究生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、外国人留学生については、この限りでない。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部及び大学院の研究生として入学することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 前号の者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究生として受け入れる人数は、研究指導の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる過当な人数とし、学部にあつては学部長の、学府にあつては学府長の、研究科にあつては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、教授会の議を経て、1年を限度に在学期間の延長を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生については、必要に応じて在学期間を定める。

(講義・実験等への出席)

第7条 研究生は、指導教員が必要と認めるときは、授業科目担当教員の許可を得てその講義・演習又は実験に出席することができる。

(研究報告書)

第8条 研究生は、在学期間の終了時に研究報告書を提出するものとする。

(研究生の授業料等)

第9条 研究生の検定料、入学科及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額とする。

2 授業料は、その在学予定期間に応じ6月分に相当する額（6月分未満の場合は当該月数分に相当する額）を当該期間の最初の月に納付しなければならない。

(学則の準用)

第10条 学則第5条から第7条、第25条、第29条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は学部の研究生に、学則第42条、第64条、第68条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は大学院の研究生に、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する

12. 九州工業大学聴講生規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第34条第2項及び第74条第2項の規定に基づき、聴講生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 聴講生の入学の時期は、学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、九州工業大学大学院工学府社会人修学支援講座の集中講義を受講する聴講生にあつては、履修しようとする授業の開始日の属する月の初めとする。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部の聴講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校卒業程度以下の学力があると認められた者

2 大学院の聴講生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

3 聴講生として受け入れる人数は、一の授業科目について同時に授業を行う者の人数、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数とし、学部にあつては学部長の、学府にあつては学府長の、研究科にあつては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 聴講生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 聴講生の在学期間は、大学の際に聴講を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(聴講証明)

第7条 聴講した授業科目については、願出により聴講証明書を交付する。

(聴講生の授業料等)

第8条 聴講生の検定料、入学科及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額とする。

2 授業料は、聴講を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない

(学則の準用)

第9条 学則第5条から第7条、第25条、第29条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は学部の聴講生に、学則第42条、第64条、第68条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は大学院の聴講生に、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

13. 九州工業大学科目等履修生規則

(目的)

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学別第1号。以下「学則」という。）第35条第2項及び第75条第2項の規定に基づき、科目等履修生に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、集中講義を受講する科目等履修生にあっては、履修しようとする授業の開始日の属する月の初めとすることができる。

(入学資格及び受入人数)

第3条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 高等学校卒業程度以上の学力があると認められた者

2 大学院の科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学卒業程度以上の学力があると認められた者

3 科目等履修生として受け入れる人数は、一の授業科目について同時に授業を行う者の人数、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数とし、学部にあつては学部長の、学府にあつては学府長の、研究科にあつては研究科長の定めた人数とする。

(入学の出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の入学願書に次の各号に掲げる書類及び入学検定料を添え、学長に願出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 最終出身校の卒業証明書及び成績証明書

(3) 志願者が就職中の者であるときは、勤務先の所属長の承諾書

(4) その他学長が必要と認める書類

(入学者の選考及び入学許可)

第5条 前条の志願者については、入学を希望する学部、学府又は研究科の教授会において選考し、所定の入学手続きを終了したときは、学長が入学を許可する。

(在学期間)

第6条 科目等履修生の在学期間は1年以内とし、入学の際に履修を許可された科目の授業が終了する学期末までとする。

(単位の授与等)

第7条 当該授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(科目等履修生の授業料等)

第8条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額とする。

2 授業料は、履修を予定する科目の単位数に応じた額を入学手続きのときに納付しなければならない。

(学則の準用)

第9条 学則第5条から第7条、第25条、第29条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は学部の科目等履修生に、学則第42条、第64条、第68条第1項（第2号、第3号及び第5号を除く。）、第85条及び第88条の規定は大学院の科目等履修生に、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

14. 九州工業大学外国人留学生の人間科学科目履修の特例に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）第37条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）の人間科学科目履修の特例について定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 留学生に開設する日本語科目及び日本事情に関する科目（以下「日本語科目等」という。）の授業科目は次のとおりとする。

区分	授業科目	単位		授業時間数								備考
		必修	選択	1年次		2年次		3年次		4年次		
				前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
日本語科目	日本語 A I		1	2								科学技術日本語は、情報工学部のみ開講
	日本語 A II		1		2							
	日本語 B I		1	2								
	日本語 B II		1		2							
	日本語 C I		1			2						
	日本語 C II		1				2					
	科学技術日本語		1						2			
日本事情に関する科目	日本事情 A		2	(2)		(2)						() はいずれかの年次に履修できる。
	日本事情 B		2		(2)	(2)						
	日本事情 C		2	(2)		(2)		(2)				
	日本事情 D		2		(2)	(2)		(2)	(2)			

(備考) 日本語C I及び日本語C IIを履修できる者は日本語A I、日本語A II、日本語B I、日本語B IIを履修した者及びそれと同等以上の語学力がある者とする。

(修得単位の振替)

第3条 留学生が前条に掲げる日本語科目等を履修し、修得した単位は、九州工業大学工学部学修細則（昭和49年九工大規則第5号）及び九州工業大学情報工学部学修細則（平成8年九工大細則第8号）の各別表履修課程表（以下「履修課程表」という。）に規定する卒業要件単位として、次の各号に定めるとおり振り替えることができる。

- (1) 日本語科目の単位は、工学部にあつては、人間科学科目の外国語系科目の単位に振り替えることができ、情報工学部にあつては、人間科学科目の言語系科目の単位に振り替えることができるが、新修外国語の必修科目に振り替えることができるのは、「日本語A I」又は「日本語B I」に限る。
- (2) 日本事情に関する科目は、工学部にあつては、人間科学科目の人文社会系選択必修科目の単位に、情報工学部にあつては、人間科学科目の人文社会系科目の単位に振り替えることができる。

(単位の計算方法)

第4条 日本語科目等の単位の計算は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 日本語科目については、毎週2時間15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 日本事情に関する科目については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

15. 九州工業大学附属図書館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和48年九工大規則第9号）第7条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者及び利用の制限)

第2条 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 九州工業大学（以下「本学」という。）に所属する職員、本学名誉教授及び研究員等並びにこれらに準ずる者
- (2) 本学の学生及びこれに準ずる者
- (3) その他一般利用者

2 図書館を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経なければならない。

3 試験期間中において閲覧室等が特に混雑している場合その他本学における学習、教育又は研究活動に支障をきたすおそれがある場合は、附属図書館長又は情報工学部分館長（以下「館長等」という。）は、図書館の利用を制限することがある。

(証明書等の携帯・提示)

第3条 利用者は、次に掲げる証明書等を携帯しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に該当する者は、職員証。ただし、本学名誉教授にあつては、図書館が発行した利用者カード
- (2) 前条第1項第2号に該当する者は、学生証
- (3) 前条第1項第3号に該当する者は、図書館が発行した入館者証
- (4) 国立大学図書館間相互利用実施要項による者は、身分証明書又は学生証

2 利用者は、図書館職員の求めに応じ、前項の証明書等を提示しなければならない。

(開館の期間及び時間)

第4条 図書館の開館の期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、臨時に変更することがある。

期間 曜日	授業期間 (右記以外の期間)	春期、夏期及び冬 期休業期間	学期末試験期間 (試験期開始前 2週間を含む。)
月曜日～金曜日	8時30分～20時	8時30分～17時	8時30分～22時
土曜日	11時～19時	休館	11時～19時
日曜日・祝日	休館	休館	11時～19時

注:「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、前条に規定する場合を除き次のとおりとする。ただし、館長等が特に必要があると認めるときは、臨時に変更し、又は休館することができる。

- (1) 開学記念日（5月28日）
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(閲覧)

第6条 利用者は、図書館資料を閲覧しようとするときは、原則として指定された閲覧室で行うものとする。

2 利用者は、図書館資料の閲覧を終ったときは、もとの位置に返却しなければならない。

(閲覧の制限)

第7条 次の各号に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。

- (1) 図書館資料に「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (2) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 図書館資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じる恐れがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(貸出)

第8条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の登録手続きを経なければならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、別表のとおりとする。ただし、館長等が特に必要があると認めるときは、変更することがある。

(転貸の禁止)

第10条 館外貸出しを受けた者は、図書館資料の保管責任を負うものとし、他に転貸してはならない。

(貸出し禁止の図書館資料)

第11条 次に掲げる図書館資料は、原則として貸出しをしない。

- (1) 貴重図書
- (2) 事典、辞書及び便覧類
- (3) 年鑑、統計書及び地図類

(図書館資料の貸出し期間変更)

第12条 職員に貸し出した図書館資料は、毎年5月末日にこれを更新するものとする。

(貸出し図書館資料の返却)

第13条 次に掲げる者は、貸出期間中であっても貸出しを受けた図書館資料を直ちに返却しなければならない。

- (1) 職員及びこれに準ずる者で退職、休職、転出又は3月以上本学を離れる者
- (2) 学生及びこれに準ずる者で休学、退学、除籍、卒業、修了又は1月以上欠席する者

(視聴覚資料)

第14条 利用者は、視聴覚資料（設備を含む。以下同じ。）を利用しようとするときは、所定の利用手続きを経なければならない。

(利用心得)

第15条 図書館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料及び設備を損傷しないこと。
- (2) 図書館資料備付けの位置を乱さないこと。
- (3) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 館内で喫煙しないこと。

(図書館資料の複写)

第16条 図書館資料の複写を希望する者は、九州工業大学附属図書館文献複写規程（平成元年九工大規程第10号）の定めるところによらなければならない。

(相互利用)

第17条 利用者は、他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校図書館（以下「他大学等図書館」という。）が所蔵する図書館資料を利用しようとする場合において、図書館の利用依頼を必要とするときは、所定の手続を経なければならない。

2 他大学等図書館からの図書館資料の利用の申込みがあったときは、本学における教育研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(参考調査)

第18条 利用者は、教育研究等のため参考となる資料の調査及び学術情報の提供を依頼しようとするときは、所定の手続を経なければならない。

(弁償)

第19条 利用者は、図書館資料又は設備を亡失若しくは損傷したときは、弁償しなければならない。

(利用の禁止)

第20条 この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を禁止することがある。

(目録等の閲覧)

第21条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を閲覧室内に常時備え付けるものとする。

(個人情報の漏えい防止)

第22条 図書館資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）については、九州工業大学個人情報保護に関する規則（平成17年九工大規則第6号）の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(略)

別表（第9条関係）

区 分	学生用図書	研究用図書	雑 誌	視聴覚資料
学 部 学 生	10冊、 2週間以内		5冊、 1週間以内	2巻、 3日間以内
大 学 院 学 生	10冊以内			
	2週間以内	1月以内		
教 職 員 本学名誉教授	5冊、 2週間以内	30冊、 1年以内		
一 般 利 用 者	5冊、 2週間以内	5冊、 2週間以内	貸 出 し し な い	

16. 九州工業大学附属図書館利用細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学附属図書館利用規程（昭和48年九工大規程第7号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の円滑な利用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(一般利用者の利用)

第2条 規程第2条第1項第3号に該当する者で図書館を利用しようとする者（以下「一般利用者」という。）は、別記様式第1号の一般利用者入館記入票に必要事項を記入し、併せて身分を明らかにする書類等を提示しなければならない。

2 附属図書館長又は情報工学部分館長（以下「館長等」という。）は、前項による願い出により、別記様式第2号の入館者証を発行するものとする。

3 一般利用者が利用できる範囲は、館内閲覧及び文献複写とする。

(図書館利用者カード)

第3条 本学名誉教授及び一般利用者（以下「名誉教授等」という。）が、図書館を継続的に利用し、併せて資料の貸出しを受けようとするときは、別記様式第3号の九州工業大学附属図書館利用者カード交付申請書（以下「利用者カード交付申請書」という。）により申請しなければならない。

2 館長等は、前項による申請があった場合は、別記様式第4号の九州工業大学附属図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を発行するものとする。

3 名誉教授等が、利用者カードを紛失し、又は汚損したときは、速やかに届け出るとともに、必要に応じて利用者カード交付申請書により再発行を受けなければならない。

4 名誉教授等が、前項の届け出を怠り、紛失した利用者カードを他人に使用されたときの弁償責任は、名誉教授等がその責を負わなければならない。

5 名誉教授等が交付を受けた利用者カードは、他の館でも利用できる。

第4条 削除

(臨時の休館日)

第5条 規程第5条ただし書きの規定による臨時の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 入学者選抜大学入試センター試験日
- (2) 本学が実施する入学者選抜個別学力検査日
- (3) その他やむを得ない事情により館長等が定める日

(入退館)

第6条 利用者は、館内に学習、研究等に必要な持込品以外の物品を持ち込んで서는ならない。

2 利用者が退館する際、ブックディテクション（図書亡失予防装置）の警報が作動した場合は、所持品を提示して確認を受けなければならない。

(貸出手続)

第7条 利用者が資料の貸出しを受けるときは、当該資料に規程第3条に規定する証明書等又は図書館利用者カードを添えて申し込むものとする。

(貸出資料の返却)

第8条 利用者は、貸出しを受けた資料を、所定の期限までに必ず返却しなければならない。

2 利用者は、貸出しを受けた資料を返却しようとするときは、受付の職員に提出するものとする。ただし、時間外又は休館のときは、正面玄関に設置の図書返却ポストへの投函により返却したものとみなす。

3 利用者は、図書館の管理運営上、貸出期間中に当該資料の返却を求められたときは、直ちに返却しなければならない。

(貸出超過措置)

第9条 利用者は、規程第9条に規定する貸出冊数及び貸出期間を超過したときは、当該資料を返却するまで、他の資料の貸出しを受けることができない。

(視聴覚資料の利用)

第10条 利用者は、館内で視聴覚資料を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 借り受けた視聴覚資料及び関係機器は、指定された場所で利用しなければならない。
- (2) 視聴覚機器の操作は、利用者が行うものとし、備付けの操作書に従って丁寧に取り扱いなければならない。
- (3) 機器等に損傷等が生じた場合は、直ちに係員に申し出なければならない。
- (4) 利用後は、機器等の状態を原状に復すること。

2 視聴覚資料の貸出しについては、別に定める。

(図書館間の相互利用)

第11条 図書館間の相互協力による図書館の利用は、所属大学で所蔵しない図書の利用による教育研究又は学習を目的とする場合に限るものとする。

(他機関への依頼)

第12条 他の大学、大学共同利用機関及び高等専門学校等の図書館（以下「他大学等図書館」という。）が所蔵する図書館資料を閲覧利用しようとする者は、別記様式第5号の他大学等図書館利用願に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の承認を受けた者は、別記様式第6号の他大学等図書館の利用依頼書の交付を受け、当該図書館長に提出するものとする。

第13条 他大学等図書館が所蔵する図書を借用しようとする者は、別記様式第7-1号又は第7-2号の図書貸借申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項の借用については、館長等から当該図書館長に依頼するものとする。

第14条 他大学等図書館が所蔵する図書館資料の複写を依頼しようとする者は、別記様式第8-1号又は第8-2号の文献複写申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 利用者は、前項に規定する文献複写の依頼に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）の文献複写に関する規定に従うこと。
- (2) 全ページの複写を申し込むときは、別に定める文献複写申込書に別記様式第9号の全ページ複写誓約書を添付して提出すること。この場合の複写物は図書館の蔵書として登録するものとする。

(他機関からの依頼)

第15条 館長等は、規程第17条第2項の規定に基づき、他大学等図書館長から次の各号に掲げる事項について依頼があったときは、本学の利用に支障のない範囲内において、これに応じるものとする。

- (1) 館内利用（図書の館内利用、参考調査及び文献複写の利用）
- (2) 図書貸出（図書館所蔵図書の依頼機関への貸出し）
- (3) 文献複写（図書館所蔵資料の複写による提供）

2 前項第2号に規定する図書貸出は、1機関について3冊までとし、その期間は図書発送の日から返却到着の日を含め3週間以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、本学職員及び学生の利用に著しく支障をきたすと判断される場合は、貸出冊数及び期間の制限をすることがある。

4 第1項第3号に規定する文献複写は、著作権法の文献複写に関する規定及び九州工業大学附属図書館文献複写

規程（平成元年九工大規程第10号）の範囲内で受け付けるものとし、全ページ複写の依頼については、当該依頼機関の図書として登録することを条件とする。

（利用経費）

第16条 図書の貸借及び文献複写の取扱いに要する経費は、利用者又は当該依頼機関の負担とする。

（相互利用の秩序）

第17条 相互利用による利用者は、本学又は依頼先の図書館関係諸規則を遵守しなければならない。

（参考調査）

第18条 利用者が、規程第18条の規定により、参考調査を依頼するときは、電子メール、口頭、電話等で申し込むことができる。

2 参考調査業務を依頼できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 資料の利用に関する一般的援助及び指導

(2) 学術文献の所在及び書誌的調査

（資料亡失等の届出及び弁償）

第19条 利用者は、資料を亡失、汚損又は損傷したときは、速やかに別記様式第10号の図書亡失・損傷届を提出しなければならない。

2 利用者が、規程第19条の規定に基づき、資料をもって弁償する場合は、原則として、同一の資料とする。ただし、同一の資料が入手できない場合は、図書館・情報推進課長（分館にあっては、分館業務主任）の指定する同種の資料をもって弁償することができるものとする。

3 利用者は、図書館設備等を損傷したときは、直ちに職員に報告し、原状に回復し、又はその損害に相当する費用を弁償しなければならない。

附 則 （略）

17. 九州工業大学附属図書館文献複写規程

九州工業大学附属図書館文献複写規程（昭和49年九工大規程第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、九州工業大学附属図書館規則（昭和48年九工大規則第9号）第7条の規定に基づき、九州工業大学附属図書館が受託する文献複写について、必要な事項を定めることを目的とする。

（受託の条件）

第2条 受託する文献複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とするものでなければならない。

（申込手続）

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、別記様式第1号の文献複写申込書を附属図書館長に提出し、承認を得なければならない。

（文献複写料金の納入）

第4条 文献複写料金は、国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに参加する機関を除き前納しなければならない。

2 納付された文献複写料金は、還付しない。

（文献複写料金）

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

（文献複写料金の処理）

第6条 国立情報学研究所のNII文献複写料金相殺サービスに係る文献複写料金の処理は、NII文献複写料金相殺サービス利用規程によるものとする。

（雑則）

第7条 学内の予算で精算する文献複写について必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

別表（第5条関係）

文 献 複 写 料 金

種 別	区 分	学 内 者	学 外 者	
			相殺参加機関	そ の 他
電子複写方式による文献複写料金	A3版以下	20円	40円	50円
カラーによる文献複写料金	A3版以下	80円	100円	110円

※ 通信運搬費は、別途に実費を徴収するものとする。

文 献 複 写 申 込 書

九州工業大学附属図書館長 殿

この申込みによる著作権に関する一切の責任は、申込者が負います。

申込 年 月 日	受託番号
所属又は勤務先	住所 〒
氏名	電話
誌名・巻号・年・頁・著者・論題・等	
学内 @ 枚 円 学外 @	料金請求 年 月 日印
送料 円	料金領収 年 月 日印
合計 円	製品引渡 年 月 日印

備 考

・申込者は太線の枠内のみご記入ください。

18. 授業料未納者への督促時期について

区分	督促の種類	督促月日	督促方法	備考
前期分	掲 示	5月1日(第1回)	対象は、5月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	7月4日(第2回)	対象は、7月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	9月1日(第3回)	対象は、9月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	
後期分	掲 示	11月1日(第1回)	対象は、11月1日現在の未納学生で、学内掲示による。	
	督 促 状	1月4日(第2回)	対象は、1月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。	
	督 促 状	3月1日(第3回)	対象は、3月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。	

※1 授業料免除申請者で不許可または半額免除になった者の督促については、別途学内掲示等により行います。

※2 督促月日が休日の場合は、休み明けの平日となります。

※3 前期にあつては9月15日、後期にあつては3月15日までに授業料が納入されない場合は、九州工業大学学則第29条第1号又は第68条第1号の規定により、除籍の手続きを進めることとなります。

19. 九州工業大学建物配置図

建物配置図（戸畑キャンパス）

●講義・研究・実験施設

1. 教育研究2号棟
2. 教育研究3号棟
(総合システム工学科【先端】事務室)
3. 教育研究4号棟
(機械知能工学科【制御】事務室)
4. 実験1号棟
5. 教育研究1号棟
(機械知能工学科【機械・宇宙】
事務室・建設社会工学科事務室)
6. 総合教育棟
(人間科学系事務室・
総合システム工学科【基礎】事務室)
7. 教育研究5号棟
(電気電子工学科事務室)
8. 教育研究6号棟
(マテリアル工学科事務室)
9. 実習工場A棟
10. 教育研究10号棟
11. 教育研究9号棟
12. 教育研究7号棟
13. 実験2号棟
14. 実習工場B棟
15. 総合研究1号棟
16. 教育研究8号棟(応用化学科事務室)
17. 実験3号棟
18. 省資源開発実験室
19. 超高速衝突実験室
20. 情報学習プラザ
21. 製図講義棟

●教育研究支援施設

31. コラボ教育支援棟
32. 学習支援プラザ
1F 工学部キャリアセンター
2F 大学歴史資料室(明専アーカイブ)
33. 附属図書館
34. 特殊排水処理施設
35. 総合研究2号棟
36. 機器分析センター
37. 産学連携推進センター

●共通施設

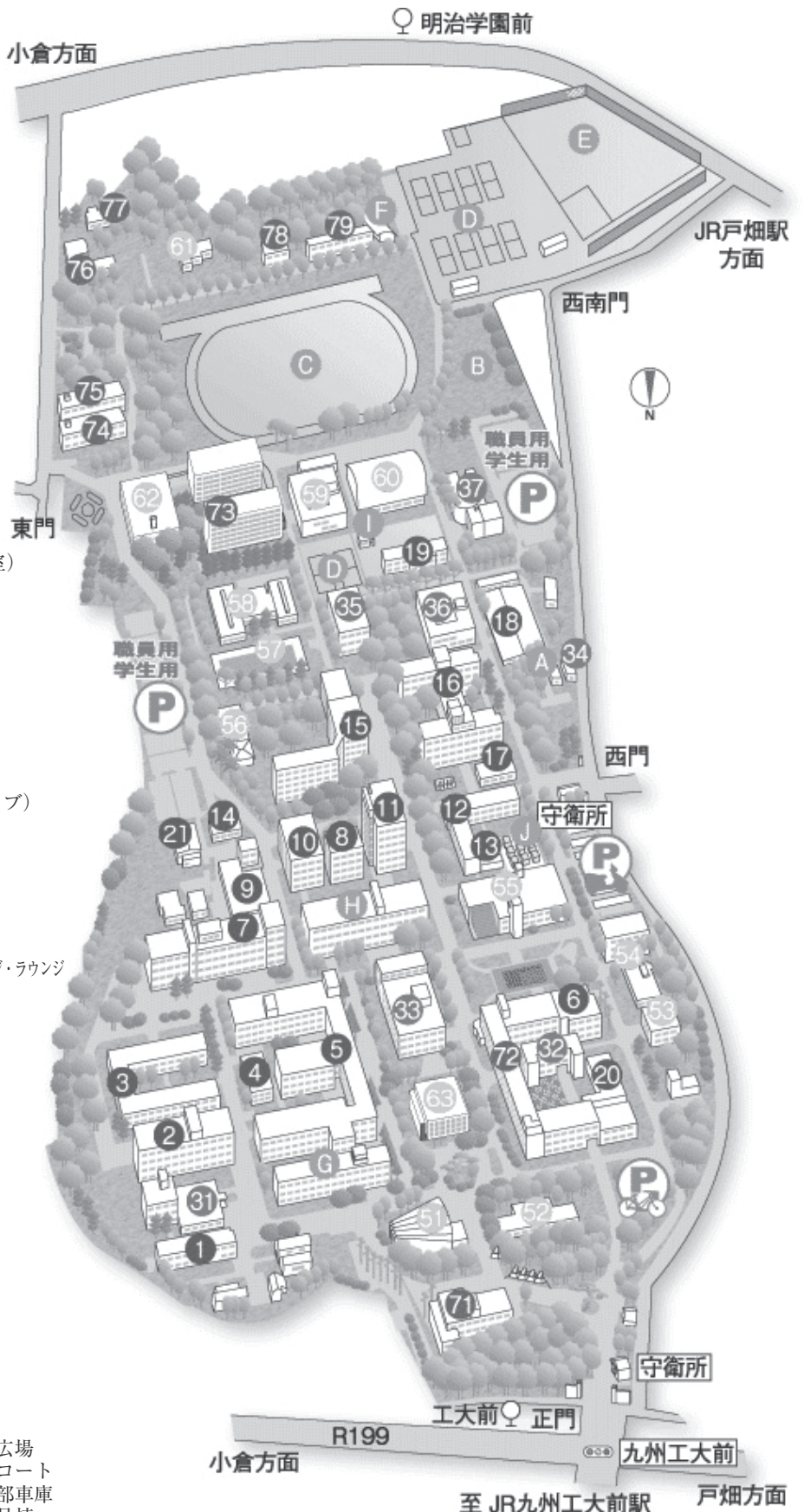
- | | |
|------------------|---------------------|
| 51. 記念講堂 | 52. 鳳龍会館、ランゲッジ・ラウンジ |
| 53. 保健センター | 54. 大会会館 |
| 55. 福利施設 | 56. 弓道場 |
| 57. プール | 58. 武道場 |
| 59. 課外活動施設 | 60. 体育館 |
| 61. 仙水荘(教職員宿泊施設) | |
| 62. ものづくり工房 | |
| 63. 百周年中村記念館 | |

●事務施設・他

71. 本部棟
72. 総合教育棟
1F 工学部事務室
73. 明専寮
74. 職員宿舍第1
75. 職員宿舍第2
76. 国際交流会館A棟
77. 国際交流会館B棟
78. 外国人教師宿舍
79. 職員宿舍第3

●その他

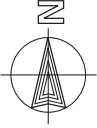
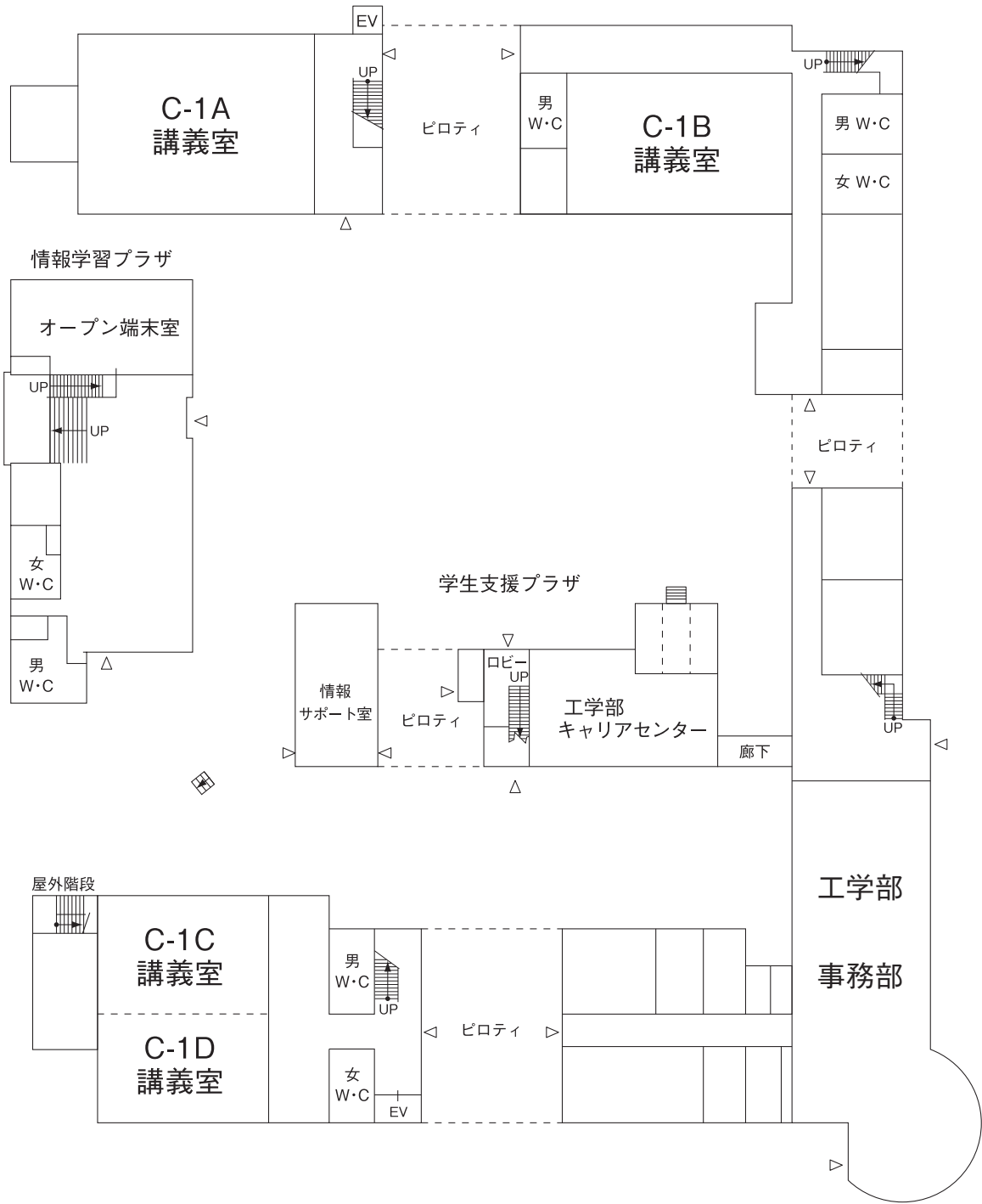
- | | |
|----------------------|-----------|
| A. 特殊排水処理管理室 | B. 多目的広場 |
| C. 運動場 | D. テニスコート |
| E. 運動場 | F. 自動車部車庫 |
| G. 共用1号棟 | H. 共用2号棟 |
| I. 風洞実験棟 | |
| J. グリーンキューブプロジェクト実験棟 | |



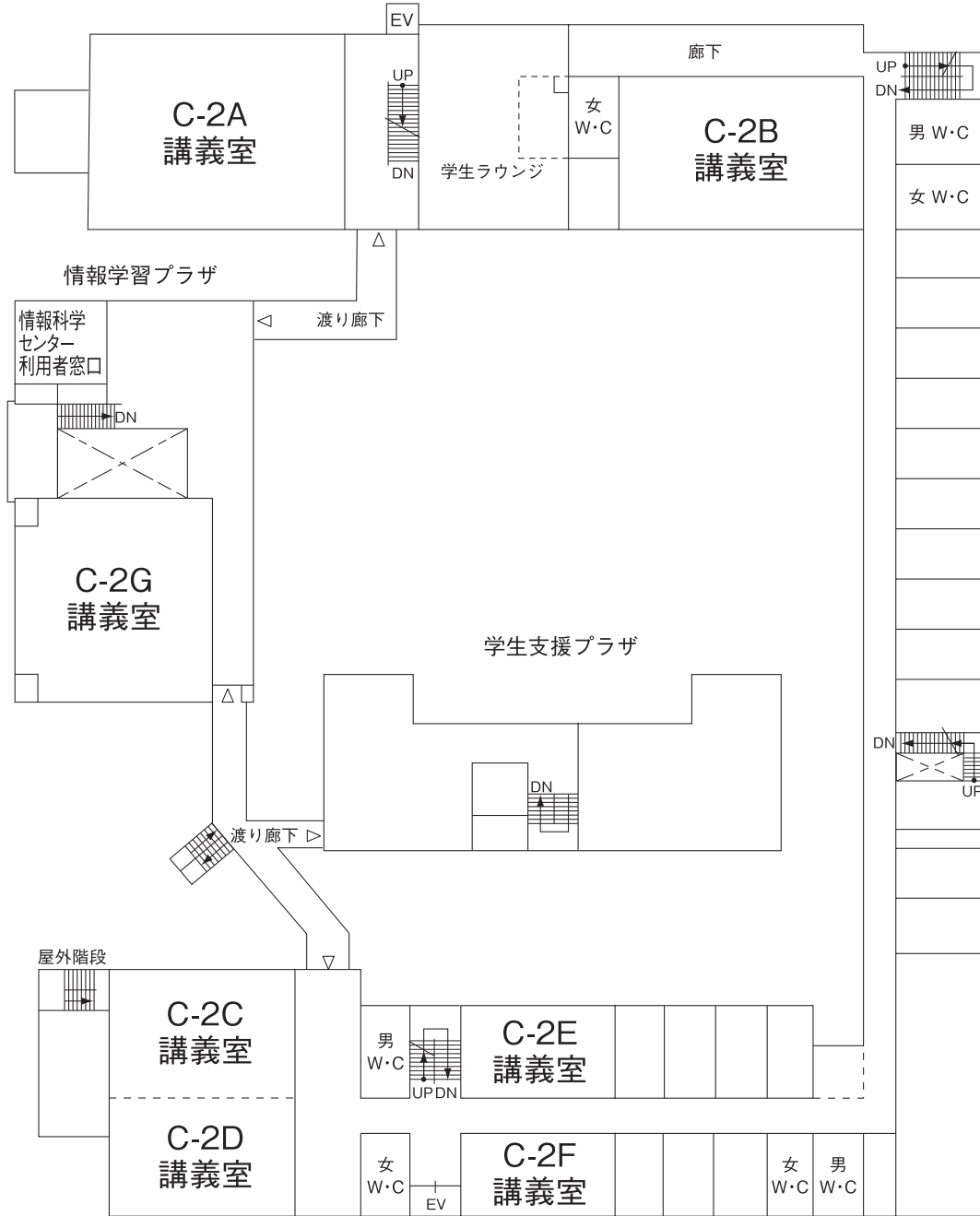
主 要 講 義 室 等 案 内

No.	建 物 名 称	階	講義室等名称	No.	建 物 名 称	階	講義室等名称
6	総合教育棟 北	1	C-1A 講義室	31	コラボ教育支援棟	1	Co-1A 講義室
			C-1B 講義室				Co-1B 講義室
		2	C-2A 講義室				
			C-2B 講義室	2	教育研究3号棟	1	3-1A 講義室
		3	C-3A 講義室	3	教育研究4号棟	1	4-1A 講義室
			C-3B 講義室				4-2A 講義室
	2		4-2B 講義室				
		1	C-1C 講義室	7	教育研究5号棟	2	5-2A 講義室
	C-1D 講義室		5-2B 講義室				
	2	C-2C 講義室	8			教育研究6号棟	2
		C-2D 講義室	16	教育研究8号棟	1	8-1A 講義室	
		C-2E 講義室	11	教育研究9号棟	3	9-3A 講義室	
	3	C-2F 講義室	15	総合研究1号棟	2	S-2A 講義室	
		C-3C 講義室				S-2B 講義室	
	C-3D 講義室						
20	情報学習プラザ	2	C-2G 講義室	17	実験3号棟	1	化学実験室
5	教育研究1号棟	2	1-2A 講義室				
			1-2B 講義室				
			1-2C 講義室				
		3	1-3A 講義室				
			1-3B 講義室				
			1-3C 講義室				
			1-3D 講義室				
			1-3E 講義室				

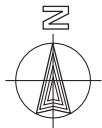
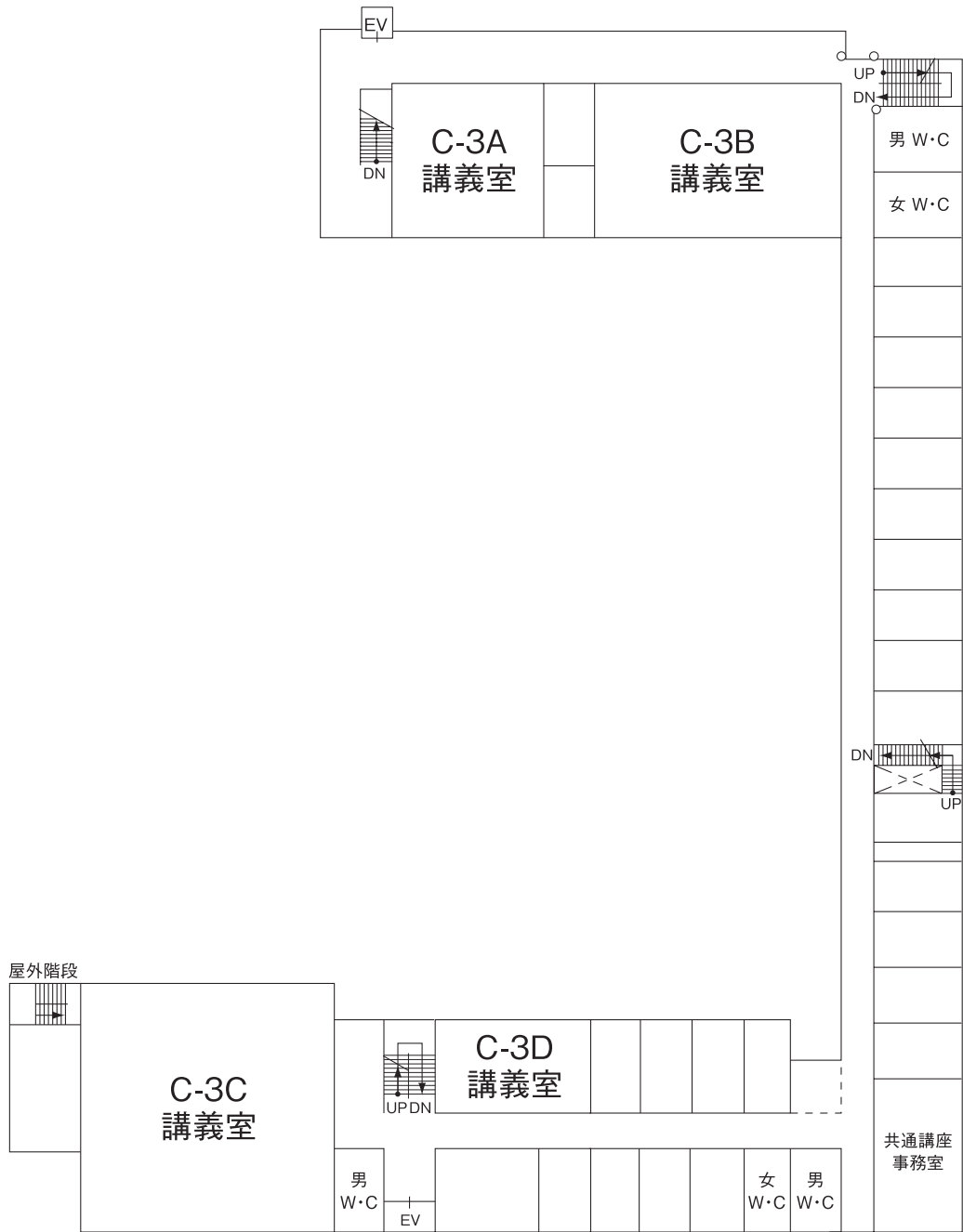
総合教育棟 1階



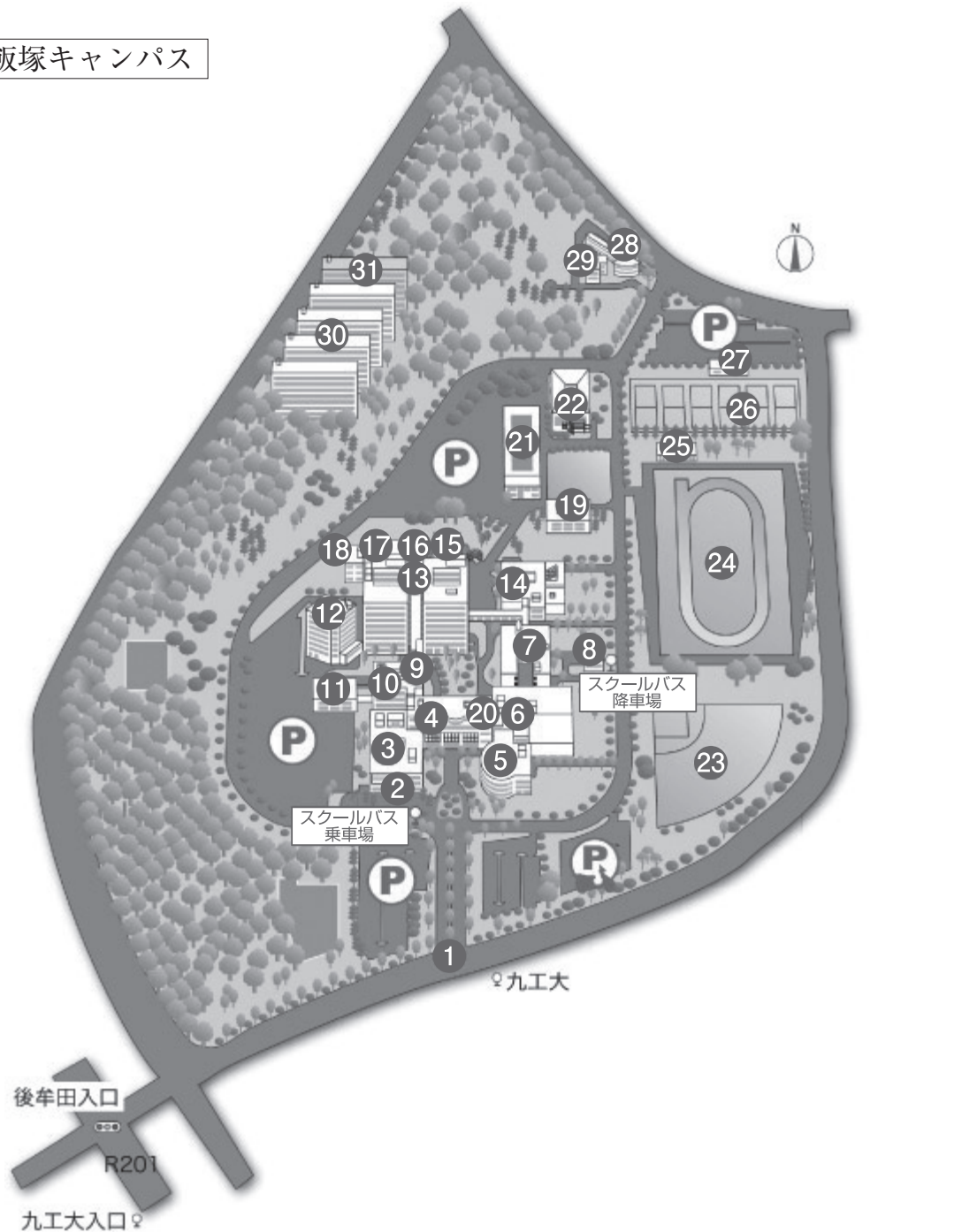
総合教育棟 2階



総合教育棟 3階



飯塚キャンパス



- 1. 正門
- 2. 研究管理棟
- 3. キャリアセンター
- 4. 共通教育研究棟
- 5. 附属図書館分室
- 6. 大講義棟
- 7. 講義棟
- 8. インタラクティブ学習棟
- 9. 学生談話室「オアシス」
- 10. 情報科学センター
- 11. インキュベーション施設

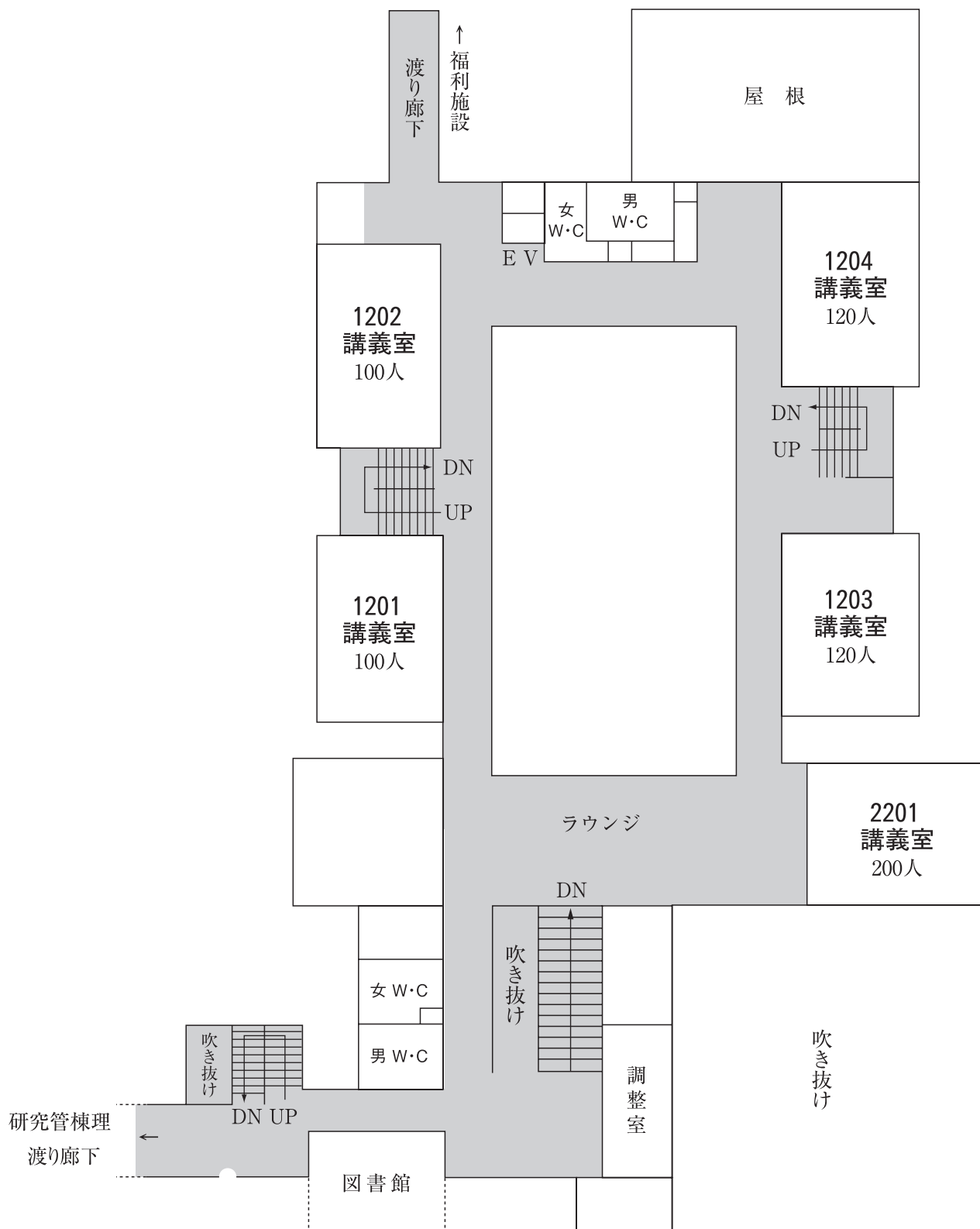
- 12. 総合研究棟
- 13. 研究棟
- 14. 福利施設・ラーニングアゴラ
- 15. マイクロ化総合技術センター
- 16. 実習棟
- 17. 先端金型センター
- 18. 研究棟サテライト 1
- 19. 課外活動施設
- 20. 飯塚サイエンスギャラリー
- 21. プール
- 22. 体育館

- 23. 野球場
- 24. 多目的グラウンド
- 25. 体育器具庫
- 26. テニスコート
- 27. テニス器具庫
- 28. 国際交流会館 A 棟
- 29. 国際交流会館 B 棟
- 30. 職員宿舎
- 31. スチューデント・レジデンス

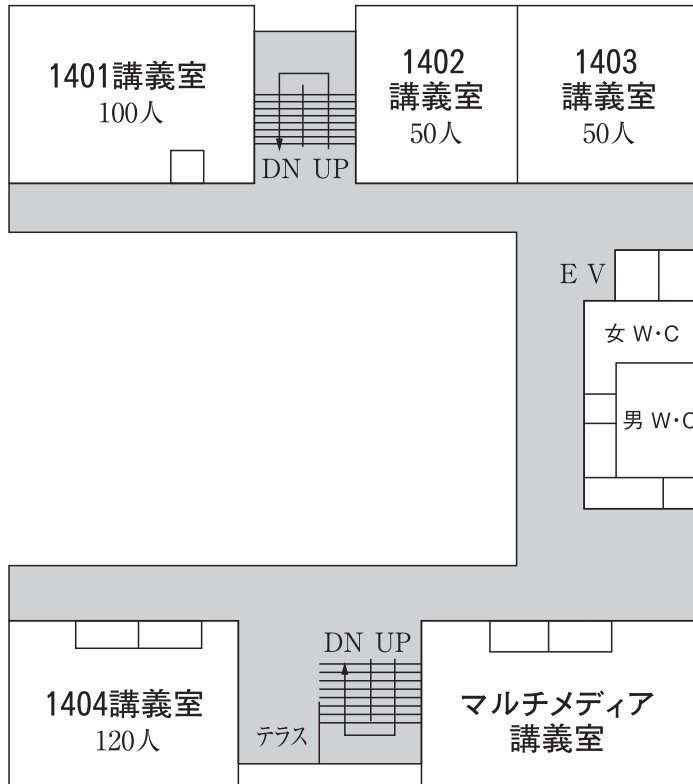
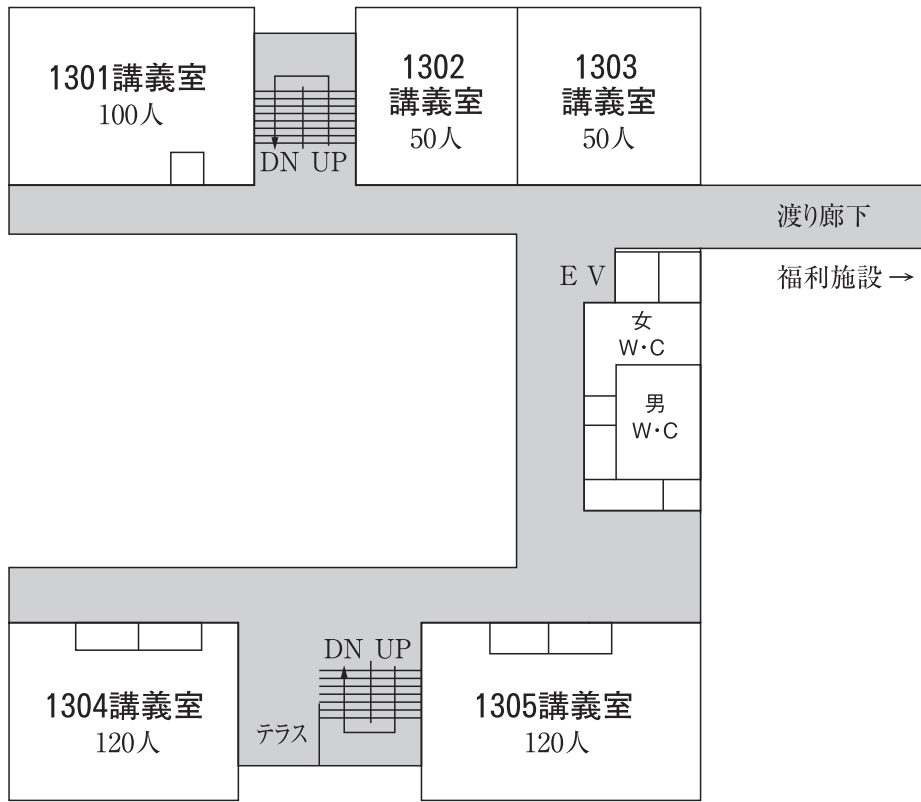
大講義棟・講義棟（1階）配置図



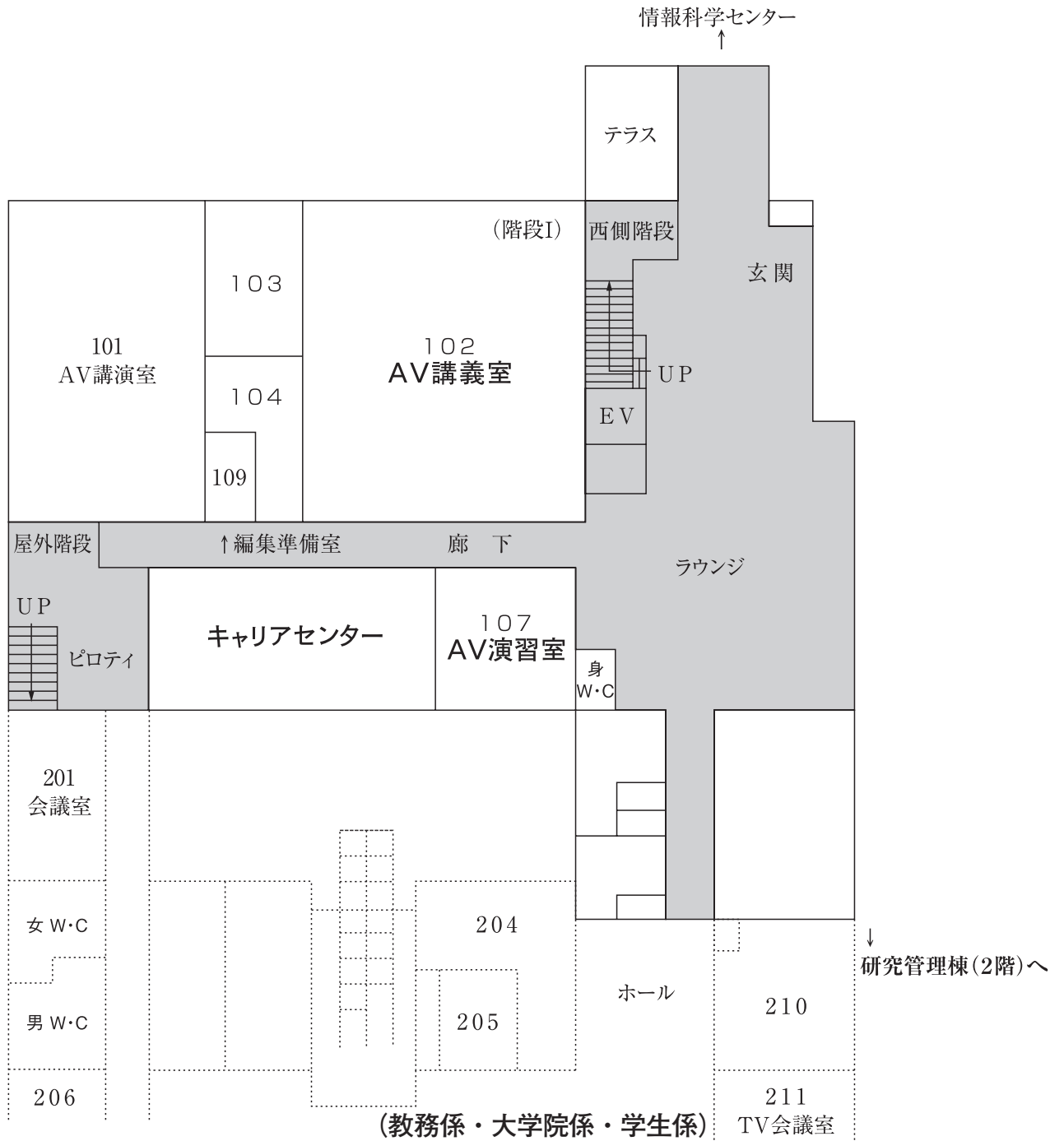
大講義棟・講義棟（2階）配置図



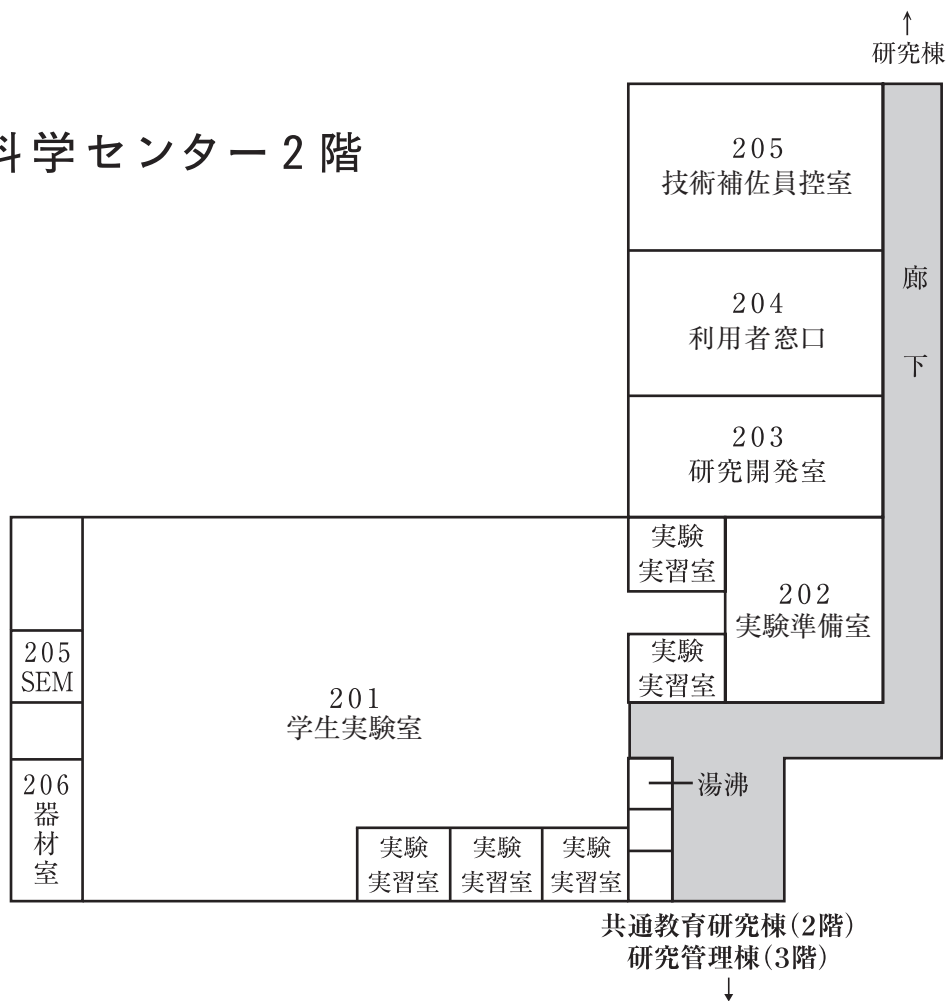
講義棟（3階・4階）配置図



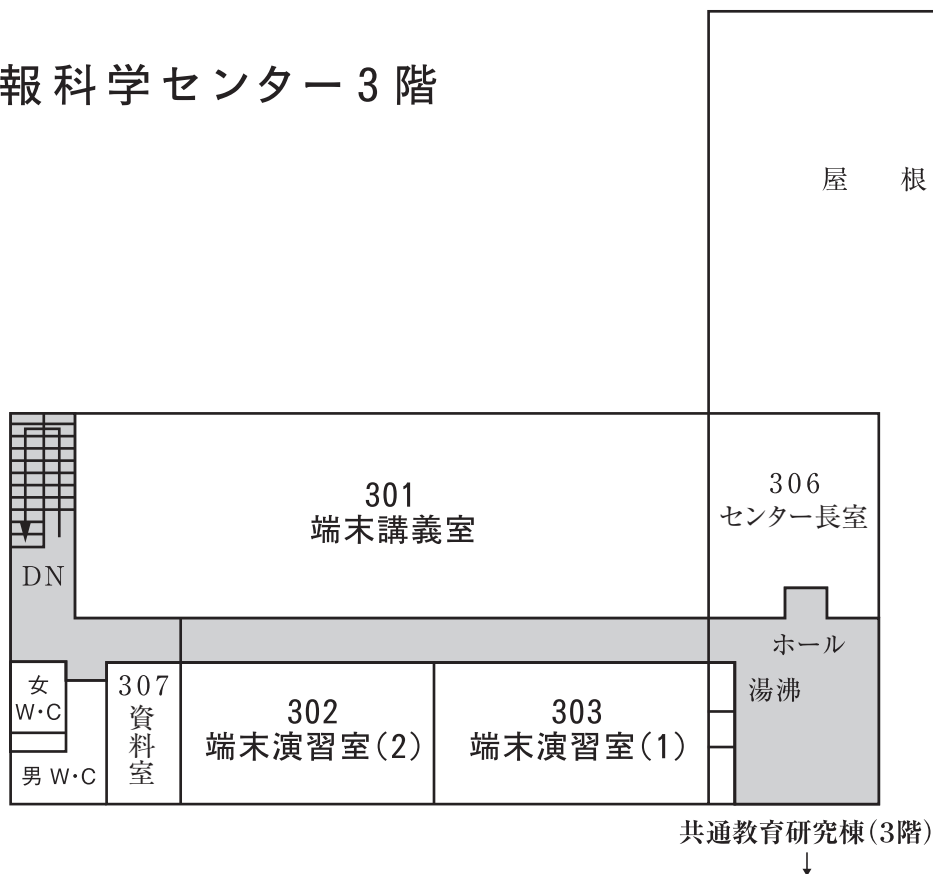
共通教育研究棟 1階



情報科学センター 2階



情報科学センター 3階



平成30年(2018)

1月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	2月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	3月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
4月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	5月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	6月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
7月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	8月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	9月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
10月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	12月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

平成31年(2019)

1月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	2月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	3月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
---	--	--

国民の祝日

元 日	1月1日
成人の日	1月の第2日曜日
建国記念の日	2月11日
春分の日	春分日
昭和の日	4月29日
憲法記念日	5月3日
みどりの日	5月4日
子供の日	5月5日
海の日	7月の第3日曜日
敬老の日	9月の第3日曜日
秋分の日	秋分日
体育の日	10月の第2日曜日
文化の日	11月3日
勤労感謝の日	11月23日
天皇誕生日	12月23日